メキシコの外交政策 M·S・バスケス M.S.バスケス メキシコの外交政策 メキシコの国際法実践 藤田宏郎訳

晃 洋 書 房

# M.S.VÁZQUEZ LA POLÍTICA EXTERIOR DE MÉXICO

La Práctica de México en el Derecho Internacional



モデスト・セアラ・バスケス

# メキシコの外交政策

――メキシコの国際法実践――

藤田宏郎訳

晃 洋 書 房

LA POLÍTICA EXTERIOR DE

MÉXICO: La Práctica de México
en el Derecho Internacional

by Modesto Seara Vázquez

Copyright © 1969 by Modesto Seara Vázquez Original Spanish Language edition published by Editorial Esfinge, S.A.

# 日本語版のためのまえがき

de Ciencia Política) に掲載した論文をもとにして書かれたものである。 は、まシュ政治学誌』(Revista Mexicana de Ciencia Política) で出版したもの、さらに「メキシュ外交政策」(La política exterior 本書は、すでに編著『メキシュ法の総覧』(Panorama del Derecho Mexicano)の一部およびそ

を送り、日本語版のために増補修正を行なった。にいくぶん内容が古くなってめに増補修正を行なった。「はりもあるので、訳者の要請をも考慮して、直接訳者に原稿幅の制限により削除されている。しかし、本書は一九六九年の中頃に出版されたものであるだけ交政策の理解を助けるいくつかのドキュメンツと参考文献を採録してあったが、日本語版では紙ざまな困難にぶつかりつ本書を完成させた。本書のスペイン語版には、付録としてメキシコ外束から生じた時間的制約、またメキシコ外交政策全般について書かれた書物がないといったさま本書執筆の際、私は、メキシコ外務省図書館の一時的閉館、すでに約束していた調査旅行の构

に、外交を主字の手段とした一中吸国家の風未架(弦索としいえるメキンコルを改積こつにてりさて、本書は、「北方の巨人」とも呼ばれている隣接国米国に対抗しその侵略を阻止するため

その外交政策は、従来の防御的なものから世界のあらゆる諸国特に日本との経済関係の多角化お : よび政治的文化的接触の多様化を通じて独自性を確保し国際社会においてより確固たる地位を占 めることを目ざした積極的な政策へと移りつつある。もっとも現段階では、この新しいメキシコ の外交政策が、終局的にどういう方向に進もうとしているのかは明確には言えないが、これまで の一般路線から考えてその将来の方向については推定できょう。本書の目的はその将来の方向に ついての何らかの指標を与えることにある。私は、日墨両国の親善を願って、日本の読者にもそ れを提供し、日本とメキショの接近に少しでも役立つことを期待するものであります。

一九七四年一一月

メキシュ市にて モデスト・セアラ・バスケス

# 朱 於 於 等

一九六六年のはじめに、私は、編著『メキシュ法の総覧』の中の一論文として、また独立した 図の小冊子で『国際公法機器』(Sintesis del Derecho Internacional Publico) を共にメキシュ国立 自治大学比較法研究所から公刊した。しかしこれらの著書は直ちに売り切れ絶眩となったことに より、私は、メキシュの国際法実践に関してすでにこれまでに出版したものをただ単に修正する だけではなく、メキシュの外交政策全般について記したより一般的な書物を出版する気になっ 20

长軸のタイトルは、一七六七年『赵治社会学器』(Revista de Ciencias Políticas y Sociales) — 現在の『メキシコ政治学誌』――に掲載した論文の表題からとったものであり、この論文の内容 はほぼ全面的に本書にとり入れられている。

本書は、メキシコ外交政策を概観した序論的なものであり、個々の具体的な問題について架く 掘り下げたものではない。私の本書における意図は、読者が、より多くの時間と気力をもって、 メキショ外交政策に関する理論を修正・発展させ、強い関心を抱いている特定のテーマについて 田 一九六九年五月

モデスト・セアラ・バスケスメキシュ市にて

# 囯 %

<b>     郑</b> 四     阿     阿     阿     阿	
七 国 境(社) 八 国境および領土の問題(8)四 大陸棚(刀) 五 空 間(石) 六 宇宙空間の問題(乃)八条——(臼) 二 領 水(6) 三 排他的漁業水域(刀)一 憲法上のメキシュの領域——憲法第二七条と第四二条から第四	
第五章 政府承認	
ケース(加) エストラーダ主義(33) 11 エストラーダ主義とスペインの	
第六章 メキション国際組織	
メキショと一般国際組織(印) 1  地域国際組織(55)	
第七草 国際責任。	
損害責任(m) 六 国際責任と外国資産国有化(m)三 カルデナス主義(m) 四 裁判拒否(m) 五 内乱による一 ドラゴ主義とカルボ主義(m) 二 カランサ主義(m)	
第八章 メキシコと諸外国	
一 米 国(窓) 二 中南米(劔) 三 キューバ(窓) 回	

	P	11 - 1 - (2)	H	パイトハ(電) ボ	451	美工さ	(2) 囲 部 4	
	71	アフリカ(記)	$\prec$	アジア・極東(明)	九	+	<b>承(</b> 3)	
第九音	叶	紛争の平和的解	洪					196
	1	仲裁裁判(3)	11	司法的解決(凯)				
壓		## · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		•••••	•••••			207
监		111111111111111111111111111111111111111						225
訳者	48 M	1冷和						229
参析	×	養						

第一章 メキシコと国際法

# 一 植民地前の時代のメキショと国際法

れと比較対照しうる一連の諸制度がこの時代のメキショにも存在していたことが分かる。の諸制度が比較対照しうるように、植民地前の時代のメキショ史を検討すると、近代国際法のそ事実、中東やギリシアの都市国家またローマ帝国等の時代における国際法の諸制度と近代国際法もたれ、そこには当然諸集団間の関係を規律する法があったはずであると考えられるからである。植民地前のメキショには独立した政治諸集団が存在し、その諸集団間には相互に不可避な関係が理解するならば、明らかにメキショに国際法が存在していたと見ることができる。というのは、こたとは言えない。しかし他方、国際法を独立した異なった政治諸集団間の関係を規律する法と考えるならば、そのような法はメキショにはなかったので、植民地前のメキショに国際法が存在国際法の定義の問題である。もし国際法を近代的意味での国家相互の関係を規律する規範体系とスペインの植民地となる前のメキショに国際法が存在したかどうかということは、基本的には

イナンコの国际打

草

ろの「国際法」は存在しなくなってしまう。 はもつことになっているかもしれないので、その場合「国家」に限定する前者の解釈でいうとこ年、五百年、千年もたてば、現在の意味における国家とはまったく異なった政治制度をわれわれ必然的に発展せざるをえないことを認めるならば――そう認めざるをえないことであるが――百存在しなくなる可能性を認めなければならなくなるからである。政治制度としての「国家」は、国際法に意味を限定することになり、その場合将来において前者の解釈によるところの国際法が解釈の方が適当であるように思える。というのは、もし前者の解釈をとるならば、それは現在のさて、国際法の定義に関するどもらの解釈をとるかということであるが、われわれは、後者の

度全体に適用できる用語であるといえよう。とははっきりしている。つまり、「国際法」は、メキシュの植民地前の時代に存在していた諸制る。したがって、そのように国際法を理解すると植民地前のメキシュに国際法が存在していたこそれゆえに、国際法は異なった政治諸集団間の関係を規律する法と見る後者の解釈が適当であ

て重要な諸制度のいくつかを倹討してみよう。まず、以上の点を確認しておいて、次に植民地前の時代のメキシュに見られた国際法のきわめ

# 一條卷

植民地前のメキシコでは、異なった政治共同体間によってさまざまな事項を対象とした諸条約

虜を獲得する目的で、ある特定の場合に戦争を行なうことを取り決めていた。
「トラン=テスココ=トラコパンの三部族間で締結されたものであり、彼らの宗教儀式のための捕約という特殊性をもっていた。これは、トラスカラ=チョルラ=ウェホツィンの三部族とテノチテ関するものがあげられる。この条約は、平和条約とは反対のものであり、戦争を行ならための条が結結されていた。その中でもさわめて重要な条約の一つとして、いわゆる「フロリダ戦争」に

# 二使節団

前のメキショにおいても見られなかった。
な特徴としての常駐外交使節の制度は、ヨーロッパやアジアの古代文明社会と同様やほり植民地地前の時代において、メキショに使節団制度が存在したことは事実であるが、近代外交の典型的の戦闘行動に備えて敵の力を知るために偵察の使命を果たすことにもあった。このように、植民は、しばしば商業使節団でもあった。さらに、しばしば外交代表や擬似外交代表の目的は、後日の代表が派遣された。時には協定の締結交渉のために派遣されたこともある。また当時の使節団権民地前の時代のメキショでは、宣戦布告といったさまざまの目的をもって、しばしば諸部族

# 三 国際組織

植民地前のメキシュに国際組織が存在したかどうかということは、やはり国際組織についての

定義の問題である。例えば、ある人々は、独立した政治共同体間の結合体は、連合であると考え(2) るし、また他方それは真の国際組織であると主張する人々もいる。植民地前のメキショには、そ のような独立した政治共同体間の結合体としては、トラスカラ=チョルラ=ウェホツィンのものと、 テノチティトラン=テスココ=トラコパンのものが有名である。これら二つの結合体では、そのメ ンバーである個々の共同体の権限、機能およびその独立性は、その組織に加入する際制限を受け ていた。ある人々は、その結合体にとどまることは脱退と同じく任意であったという事実に基 づき、これら二つの結合体は連合というよりもむしろ国際組織の性格をもっていたと主張してい る。ともあれ、現代においても明確に国際組織と連合を区別することはきわめて難しい問題であ vo.

### 囙 紫 带

戦争は、植民地前のメキシコにおける国際規範の中でも最も数多い規定対象の一つであった。 この時代のメキシコでは、宣戦布告は王によってなされ、王は長老と軍人との会合で宣戦布告に ついての決定をした。宣戦布告に関しては一連のきまりがあった。すなわち、まず宣戦布告の対 象となっている相手国へ贈物をもった代表団が派遣され、この代表団はこれから行なおうとして いる戦争の理由を説明することになる。この場合、次のような二つのケースが生じる。一つは、 相手国が贈物を受け取るだけで、その代表団を追い返す場合であり、このケースでは宣戦布告が

なされたことになる。もう一つは、相手国がその贈物を受け取り、彼らの神殿に祭るために「メ キショの神」(el ídolo de México) を受け入れ、また代表団に返礼として贈物を与える場合であ り、このケースでは戦争は行なわれないことになる。

戦争の理由であるが、それはきわめて多種多様な理由がありえた。いわゆる「フロリダ戦争」 のケースでは、すでに見たように条約という形式による共同体間の合意があったが、他のケース では、戦争はある慣習法を破ったその結果起きることもあった。例えば戦闘中の軍隊に食糧を提 供しなかった部族は、武力攻撃の対象となりえた。また他の部族の南人が攻撃を受けたり捕えら れたりした場合のように、厚週の義務――当時にあっては慣行となっていた――を怠った部族は、 やはり攻撃の対象となりえた。

戦争遂行に関しても、慣習法が存在し、例えば衛生隊に関するもので、負傷者や死者等につい ての一連の諸規定があった。さらに、常に軍人について行く補助員の好意的取り扱いに関する一 連の規定もあった。

戦争の目的については、それは決して征服すなわち領土の獲得にあったのではなく、敗戦国に 一定の貢物をさせることにあった。貢物を相手国にさせることが戦争の主たる目的であり、戦争 の通常の結果であった。

以上述べてきた諸制度は、すべて未発達なものであっても、近代国際法の多くの制度と類似し た特徴をもら、国際法の存在を示すものである。しかしながら、当時にあっては、メキシコはま 5 一年以後のことである。 味におけるメキシュ「国家」について語りりるのは、スペイン支配からの独立、すなわち一八二だ国家統一を達成しておらず、一つの地域以上のものとは考えられなかった。いわゆる近代的意。

# 11 近代メキショと憲法の発展

が――現行の憲法に至っている。 月五日の新憲法を経て、一九一七年五月一日より施行されている――若干の修正はなされているた。一八四三年六月一二日には「メキシュ共和国組織法」が作成された。その後、一八五七年二キシュ合衆国憲法」となった。また一八三六年一二月三〇日、いわゆる「構成六法」が公布されそれは一八二四年一月三一日「メキシュ連邦構成法」となり、さらに一八二四年一〇月四日「メ八二一年九月二七日の独立達成とともに、メキシュにおいて国家の構成規定の作成が試みられ、最初に一八一四年一〇月四日の「アパシンガン憲法」を問題にしなければならない。そして、一具初に一八一四年一〇月四日の「アパシンガン憲法」を問題にしなければならない。そして、一

# 第二章 メキシュ外交政策の形成

# 一 政策規定諸要因

いった点で、他の政策形成諸要因とは区別されらるものである。および偶然による修正はともかく、常に外交政策の一定の方向づけをするいわゆる「恒久性」ととが必要である。それらは、基本的な特質、すなわら外交政策大綱の形成に関わり、若干の細目とは疑いない。この政策規定諸要因は、外交政策形成に影響を及ぼす他の諸要因とは区別するこすべての諸国において、いわゆる外交政策を規定するいくつかの諸要因がたしかに存在するこ

のような地理・歴史・経済といった諸要因が指摘できる。メキショの場合、その外交政策を理解するために基本的な重要性をもつ規定諸要因として、次

# 一 岩 開

メキシコは、アングロ・サクソン世界に対して、地勢上イスパノ・アメリカ世界の前衛といって

た位置にある。メキシコがアングロ・サクソン世界の米国との間にもっている三一二五・三キロ メートルの長い国境線は、メキシコ外交の多くのことを説明しうる要因となっている。他方、ま たその地理と歴史は、メキショをイスパノ・アメリカ世界に位置づけ、他の状況の下では非合理 に思える行動と姿勢をメキシュにとらせることになっている。

その総面積(諸島嶼の五三七四平方キョメートルを含めて、一九七万二五四七平方キョメートル)と資 源は、メキシコに比較的独立した外交政策をとることを可能にしているものの、米国という「第 一勢力」ともいえる大国に隣接しているという事実によって、誇張しすぎかもしれないがメキジ n に「第二勢力」としての役割を認識させることになっている。

### 门關 史

スペインによる征服は、メキシコを常にイスパノ・アメリカの他の諸国と結びつけることにな った。しかし国際社会におけるメキシュの行動のある側面を理解するためには、すでに独立国と なっていた一九世紀のメキシュの歴史を振り返り、その領土の半分が不当な略奪戦争により米国(4) に奪い取られ、そのことがメキシュ外交政策に投影されて、諸外国との関係拒否的な国家姿勢を(ら) メキシコに必然的に生むことになった点を想起しなければならない。

### 111 恢

以上見てきた諸要因のうち「地理」は永久に諸国家の政策を規定する不変の要因であるが、そ れに比して「歴史」はより相対的な価値をもった要因である。というのは、環境は昨日の敵を明 日の同盟国に変えらるし、そのことは諸価値の意味 を一部変えることになるからである。 この 「歴史」という要因に比して、「経済」的要因は、さらに外交政策の規定的要因としては相対的 たものである。しかし、この「経済」という要因は、ほぼ「常に」政策決定の際に影響を及ぼす 要因であることは疑いない。「経済」という要因がもっている規定要因としての相対性は、一国 の経済状況は変わりうるものであるし実際常に変わりつつあり、それゆえに外交政策の形成に影 響を及ぼす意味もまた変わるという事実と関連している。しかしそれはともかく、経済的変化は 突然起こりうるものではないということからすると、一国の対外行動の説明には、政策規定要因 としてその国の経済状態を考察することが必要であろう。メキシュの場合――発展途上国と考え(゚゚) られているが――、同じような利益をもっている他の諸国と同様に、その「経済」がメキシュの 対外姿勢の多くの部分を説明している。

# 二 外交政策の形式

メキショの外交政策は、外部世界との関係において、メキショの国益を護ることを目的として 。

# さて、メキショの複雑な国内政治の枠組の中で考えてみると、外交政策形式に関係する者要長がゆえに、国益と一致しえないこともある。も、それは特定の異なった、かつしばしば国益に反する諸力の結果として形成されることがある形成されている。しかし、他の諸国の外交政策におけると同様に、メキショの外交政策において

としては、次のようなものを見い出しうる。さて、メキシュの複雑な国内政治の枠組の中で考えてみると、外交政策形成に関係する諸要素

(\*\*)(\*\*)(\*\*)(\*\*)(\*\*)

な国際法の解釈がなされた。例えば、エストラーダ主義であるが、実際のところそれが表われた武器として国際法原則を用いた。そして必要な場合には、メキショの独立の意図によく合うようれがメキショの望みであっても力の政策を遂行するだけの資源をもっていないので、その主たるいて力強く維持して行くものと思われる。メキショは、独立の外交政策追求に際して、たとえそせられているが、それは、本質において、独立――特に米国に対する独立――の姿勢を将来においる「北方の隣国」すなわち米国の野望に対して、原則として防衛的姿勢をとらならさら、この機関は、メキショの内政に干渉し国際政治において保護者としての行動をとろうとしてよく通じている専門家がいる。この外交機関は、メキショ革命の過程そのものの中で再編成されまれへ・カスタネダ(Jolde Castauga)、ケバス・カンシノ(Cuevas Cauciuo)等の国際法にきわめて、よシュ外交機関には、ガルシア・ロブレス(Galcia Koples)、ゴメス・ロブレド(Goues Kopled)、

いような諸主義がメキショにおいて形成されるに至っている。歴史的文脈の中で、またこの主義が追求した目的において理解しないならば、何の意味ももたな(5)

訪問を行なった。 会、チリのサンティアゴでの第三回国連貿易開発会議にも出席した。また米国へもしばしば公式ラ、ブラジル、ペルー、エクアドル、チリ、アルゼンチン等の諸国を訪れ、一九七一年の国連総プランス、ベルギー、ユーゴスラビア、イタリア、オーストリア、ソ連、西ドイツ、ヴェネズェばならない。事実、一九七四年の終わりまでの四年間に、彼は、日本、中国、カナダ、イギリス、が得る方法と考えられている。エチェベリア大統領の外国訪問もこのような観点から考えられねにも、また依然外国に強く依存しかなりの赤字を出している経済にも見い出せない力をメキシコそれ自体が目的というのではなく、外部から見ると事実上その影響力が無に等しいメキシコ軍部しているが、これはメキシコに疑いなく国家的威信を与えることになっている。この「威信」は、いう外交政策を支える別の基盤を追求している。すなわち、メキシコは最近積極的な外交を展開メキシコ政府はまたこの国際法原則以外に積極的な外交政策をとることによって、「威信」と

の連続性を確保することにある。ともあれ、外務行政は、外交政策の基本を形成し、政治的変動に左右されないある一定の政策

# 三 革命の諸派(労働組合、立憲革命党)

年部においても見い出すことができる。は、政府公党の内部における厳しい党規律から派生してきたものであり、それは立憲革命党の青命党は外交に対して関心をもっていないが、このように外交に対する無関心あるいは慎重な行動いったような政府支持の行為と考えられる範囲内での行動をとるだけである。一般的に、立憲革に関して、例えばドミニカ共和国に対する他の諸国の干渉やキュー、封鎖に反対の抗議をすると発言したり、メキシュ革命がこれまで実行してきたことやこれから実行しなければならないことも、しばしば宣言されている抽象的原則(民族自決や不干渉)に関連した具体的な問題点について時々独断的な政府に対して散発的に抗議をするだけであり、また政府与党の立憲革命党の場合でていない。時には稀れに外交に関心をもつこともあるが、それもごく限られている。労働組合は、これら革命の諧派は、国内問題に関心を集中し、外交政策の形成にあまり大きな影響力をもっ

# 川田路

脳の大多数が米国において軍事訓練を受けたということによってメキショと米国双方の軍部間のもっとも、米国軍部との結びつきに関して、地理的に隣接していることだけでなくメキシュ軍首もとりわけ米国の軍部との結びつきが強く、共産主義諸国の軍部との重要な関係はもっていない。まで外交政策形成においてほとんど参加することはなかった。メキシュの軍部は他国の軍部よりメキシュの軍部は、他の中南米諸国の軍部とは異なって、何らの特定の立場をもとらず、これ

ショは常に米国からの独立性を維持しようとしてきた事実はここに強調しておかねばならない。ことやあらゆるタイプの国際的な軍事行動への参加を拒否していることに見られるように、メキ(f)関係は親密なものが あるものの、メキショが、米国が賛成している米州平和軍の 創設を嫌った

# 四私企業

けるメキシコ私企業の態度は説明できる。たメキシコ私企業の態度は説明できる。たメキシコの貿易政策が米国に高度に依存しているということからも、こういった外交政策におれるといった理由から、メキシコ私企業は米国の意向に従わざるをえないという事実である。まいはメキシコが米国の意向にあまり迎らいすぎることから生じるメキシコ経済への跳れ返りを恐は、さらに次のような事実によってよりいっそう強められている。それは、米国による多額の対ぐことを意図した保守的な外交政策をも望んでいる。このメキシコ私企業の後者に見られる姿勢くさいの私企業は、社会主義諸国にブレーキをかけメキシコに社会主義政権が誕生するのを防り、それが利益をもたらすものであれば社会主義諸国との貿易をも望んでいる。しかし他方で、なわちメキシコ私企業は、他のすべての諸国における私企業と同様、独立した国際貿易政策をとなわらメキシコの私企業の外交政策に対する態度は首尾一貫したものではなく、矛盾が見られる。す

真の政治的独立は外部からの干渉を受けない経済に依存するところから、最近のメキショの経

済政策は、米国への過度の依存をやめることを志向し、その外交政策を転換した。すなわら、国 2 際貿易において、メキシコは輸出先と輸入先の多角化を図ろうとしており、それは外国投資にお いても見られ、例えば日本、西ドイツ、フランス等の国々に投資を求めている。

### 田 知識人階層

メキショの知識人階層は充分組織化されているとはいえないけれども、政策形成における圧力 団体とも考えることができょう。その外交政策に対する態度は、独立路線をとることを望んでい るけれども、一般に社会主義諸国への接近に好意的である。一口に知識人階層といっても多くの グループがあり、例えばあるグループは論争的な国際諸問題についてメキシコ政府が明確な態度 をとることを要求するが、他方で現実をよく認識して思慮ある穏健な政府の姿勢を承認し、確固 たる行動をとった場合にその政府の姿勢を称賛するグループもある。しかし外交政策形成におけ る知識人階層の影響力は、ごく限られたものである。その上彼らが政権に参加する場合――そう いう場合はしばしばあるが――、一般的な政府の傾向に染まるのが常である。エチェベリア政権 においては、メキシュ外交政策は、大統領が支援した知識人グループの影響によって、おそらく メキシュ史上カルデナス時代においてのみ比較できるほど、イデオロギー的色彩が濃くなり、か なり「知的化」されたものとなっている。

# 大力ウディリスモ(統領主義)と外交政策

カウディリスモは、中南米諸国独特の政治制度の一つであるが、メキシコではそれは特異な性 俗をもっている。実際のところ、メキシュではカウディリスモは、樹立されている立憲政府を打 倒する目的をもって憲法の外で作用するものではなく、立憲革命党(Partido Revolucionario Institucional、以下PRIと略す)の政治ゲームの範囲内で機能するものである。

B と は、まず国民の一部の利益に関係のある政治綱領を作成することを目的としている組織 を意味する伝統的な意義での政党ではなく、メキシュの現状ではさまざまな機能を果たす国家組(a) 織の一部となっており、その機能のうちのいくつかは、上院や下院のような伝統的な真の憲法上 の組織機能を侵しているともいえる。

**FRIは、事実上、少数者の利益を擁護するのではなく、メキシュ国民全体の代表機関たらん** としている。こういったことから、その党員の顔触れとしては、極左に近い政治家から極右の者 まで見られる。このPRIの党派的でない国民的な資質という点について述べると、それはメキ ショの国家代表機関としての意味を欠いているといえる。というのは、真の決定が よるより方面 おいて行なわれているからである。また他方で、PRIは政党としての意味をも欠いている。な ぜならば、メキシュの政治経済的安定の目的のために、保守派を満足させるとともに左派の人々 をも満足させる革命的用語がそのPRIの用語範囲として含まれていることからも分かるように、 どの政治家もそのもっている基本原則を放棄することなしにPRI内に受容されることが可能で

あるからである。かくして、メキシコにおいて政治家を志す者は、必然的にPRIに入党しなけ ればならない。その理由は、ア民工以外の諸政党は有効性を欠いているからである。つまり、ア 民工はさまざまの立場の政治グループを党内に包含しているといった特徴をもっており、したが ってFRI以外の諸政党はすでに指摘したように、FRI内部での異なった政治的立場の代表機 能を単に「複写」するにすぎないからである。

しかし以上のことから、アヌエは、種々のイデオロギーを吸い上げ、またそのアイデアや政綱 に対する反対を許さない(――もし反対を許さないということになればアRIは他の諸政党と何ら特別な 相違をもたない政党になる――) 政党と判断してはならない。 PRIにあっては、 種々の異なった 政治グループの力の調整が行なわれ、そしてその調整に際しては、――選挙において党が推薦す る候補者の指命の際も同じであるが――それぞれのグループがその時点でもっている民衆の支持 を計算に入れるといったいわゆる「真の」民主的過程を経て、そのアイデアや政網に対する反対 が党そのものの内部で生じると考えるべきである。真の民衆によるコントロールは、規定に従っ て自由に公式の候補者を選び出す正式の選挙を通じてでなく、PRIが候補者公認の際その候補(3) 予定者がもっている民衆の支持を計算に入れるといった点でのいわゆる「事前の聴診」を経て生 まれる。したがって、この場合、PRIはそれ自身の候補者を押しつけるというよりは通常民衆 や諸勢力の支持を得ている候補者を支持する組織であるとも言えよう(それであるがゆえに、PR **」はその長い生命を保ち、さらに将来生き長らえる可能性をもっているとも言える)。** 

さらに

これっいて

理解するために、

これ

これ

の

に見られる

種々の

政治的

立場は

元大統領

な 個人のパーソナリティによって生まれ、それに集約されている点を指摘しておかればならない。 この点については、次のような元大統領に関する事実を考えれば容易に理解できるであろう。す なわら、それまで大統領職を遂行し、政府のあらゆる職務および全国にわたる彼の協力者よりな る巨大な政治チームを率い、任期満了直前においても依然大きな政治的影響力をもっている人が、 憲法規定の再選禁止の原則によって大統領を辞任し、憲法上突如政治機能の枠外におかれること になったという事実である。こういった状況下では、この元大統領達を政治的に活動させずにお くということは――たとえそれが適当であるとしても――不可能なことであろう。事実、これま で彼らを政治的に活動させずにおくということは決してできなかったし、彼らは程度の差はある ものの国の政策を規定する影響力を行使し続けている。彼らは現大統領を打倒するといった憲法 の枠外での政治活動を行なおうとしているのではなく、彼らの意図は明らかに彼ら自身のグルー プの候補者を強く推し、党内での彼ら自身の立場を強化することにある。すなわち、元大統領達 は、アヌー内においてアヌーの組織や政府機構をコントロールすることを目的とした圧力団体を 形成し、時にはアRI政党の中のある程度一つの「党」として行動しているともいえる。このよ うな立場は、個人的な忠誠と類縁の絆に基づいて、明確な形でかつ原則に従って元大統領各個人 ドセントかひざん? vo。

しかしながら以上述べてきたことは、メキシュの政治現象を見る上で役には立つけれども、次の

政界から財界に移っていったアレマン、さらに前大統領といったことから大きな影響力をもって大統領として活動した時代がずいぶん前であり、また肉体的にも衰えてきたポルテス・ヒルや、大統領として活動した時代がずいぶん前であり、また肉体的にも衰えてきたポルテス・ヒルや、ルイス・コルティネスのように亡くなった人々もいるし、またある者は権力を失った。例えば、エベリアが大統領に就任した時点で依然政治的役割を果たしえた元大統領のうち、カルデナスや実際しばしばその真空を埋めることになっている点に注意しておかればならない。ルイス・エチ強力な圧力団体として最近活動している私企業が、この政治的真空を埋めようとしており、まために、現職の大統領は以前には考えられなかった行動の自由をもつことになっている。もっとも、た。実際、元大統領のうちのあるものは亡くなったり、あるいはあるものは政治権力を失ったたた。まな、元、長近、メキシュの政治に見られるこのようなパターンにある変化の徴候が現われてき

バランスをとる手段として彼らは役立っていたと考えられるからである。的立場を代表していた点にあったのであり、大統領が時々政治バランスをとろうとする際、そのとになった。というのは、メキシコの政治システムにおける両者の効用は、まさに正反対の政治方で彼に反対の政治勢力であるアレマンの勢力を減退させるといった一見予盾した結果を生むこの引退を余儀無くされたディアス・オルダス等の人達がそうである。またカルデナスの死は、他

思える。 メキシュの国際政治上の態度についても急進的な変化が起きることを期待してはならないようにれほど変わらず、PRIで優位を占めているグループが穏健派であることを考えると、明らかには国内政治において穏健な影響力を行使している。国際政治においてもその点では国内政治とそプから出てくるものである。PRI内部で優位を占めているのは主として穏健派であり、PRIではあるが一面ではこれまで述べてきたようにある時点におけるPRI内で優位を占めるグルー政治の仕組みについて説明してきた。メキシュの国際政治における態度の一部は、限定的なもの以上、メキシュの国際政治における態度決定を理解しうるように、いくぶん詳しくメキシュの

# **光 新聞およびその他のマス・メディア(**ラジャ、テレビ)

二つのマス・メディア――新聞とテレビ――は、保守反動主義者の立場の擁護者として機能して政治的影響力の点で、メキシュでは事実上ゼロに等しいラジオは別にして、一般的にその他の

いるといってよい。しかし、例外的に、政府を支持することがある。しかもその擁護する国際上の の立場が困難なものであればあるほどよりいっそう強く支持する傾向がある。その他にも、メキ ショにはあまり影響力のないいくつかの極右の雑誌と、政府の政策への系統的支持に対して常に 否定的な批判をする極左の雑誌がある。例えば廃刊になった「ポリティカ」(Politica)の立場は、 メキシコは公然と無条件でキューバを支持し、米国に対しては強く反対する――これは自殺的な 立場と考えられるが――といったものであった。最終段階では、この雑誌は、中ヶ論争に関して はソ連側に立つことを主張していたが、共産主義の世界戦略の具体的な問題では中国に近い立場 多ろっていた。

結局のところ、メキショの外交政策の形成に関して、メキショは国際政治において何らの領土 的、経済的、イデオロギー的野心をもっていない国であり、また他国に対して力の政策を実施で きるだけの物理的資源をも欠いているといったことが指摘できる。このようなメキシュの現実認 識が、独立以来一連の外国による侵略、干渉の歴史であったといえるメキシュ史を通じてとられ てきた国際関係における力の使用の全面放棄、諸国の政治的独立と領土保全の絶対的尊重といっ たメキシュの立場をさらに強化することになっている。

メキシコは米国と国境を接しているが、このことはメキシコに次のような外見上矛盾した二つ の立場をとらせることになっている。一つは、北方の隣国米国からの独立性を可能な限り示し、(3) 必要な場合には、このメキショの独立性を確保する諸原則――不干渉・領土保全・民族自決の諸

原則――を擁護するといった立場である。自らの利益のために、メキシコはそれら諸原則を擁護 しなければならないし、事実そうしている。もう一つは、メキシコは、米国の存在を無視するこ とができず、したがって独立の姿勢をとっているもののそれがあまり行き過ぎたものにならない ように注意するといった立場である。もし行き過ぎるようなことがあれば、道徳的な力――それ は十分ではない――以外ではメキシコが対抗できないような米国側の反発を必ず引き起こすこと でなるであるか。

メキシコは、国際政治における必要な物理的な力を欠いているので、その独立を確保するため に常に国際法に依存しようとしてきた。このメキショの独立に対する執念ともいえるものによっ て、米国の一部の政治家達がメキショの外交政策について理解していないある点を説明しうる。 実際のところ、時々、メキシコが国内においては否認しているはずの外国の政治体制を疑わしい 法原則の下に擁護しているとして、そのメキショの外交姿勢についての疑問が米国の一部の政治 家達によって提起されることがある。実はメキシコにとっては、そのような政治体制の擁護その ことが重要なのではなく、その体制を擁護する際のメキショの意図は、あくまでもその独立性を 護ることにあり、また外圧を受けずに自らの外交政策を形成する権利を擁護することにある。こ の独立の外交政策が、一方で干渉を受けない国内政策をも確保することになる。

以上述べてきたところから、結局、メキシュの外交政策形成に関しては、外交の専門家が主た る責務をもつことになるのが分かるであろう。というのは、承認された基本原則を維持し続けう
の

# 三 外交関係の諸爕関

外交政策の形成には、権力の内部構造が反映される。すなわち、外務大臣が外交政策の形成と 実施の任にあたるが、大統領がその大綱を指示する。立法府の外交政策に対するコントロールは、 一般的にメキシコではあまり実際的な意味をもたない形式的なものになっている。それは、もと もと立法府が政治権力を大してもっていないことに加えて、例えば立法府の権限である条約の批 准についてはほとんどチェックなしにほぼ自動的になされていることからも分かるように、国際 問題に対する立法府の無関心な姿勢も関係している。それゆえに、メキシュでは条約と行政協定 を区別することについての関心がない。というのは、少なくとも国際政治の分野では立法府の n(%) ントロールは大して見られないので、そのコントロールを免れるための策略を大統領は必要とし(な) ないという簡単な理由からである。

しかし、一時的な現象かそれとも新しい傾向の始まりかまだはっきりしないが、一九七一年以 来、議会の国際政治面での役割の蘇生が見られる。例えば、上院は、承認を受けるために提出さ

れたいくつかの条約に対して形式的とはいえない厳格な審査を行なっている。そして戦争犯罪の 無時効性に関する条約については、それはメキシコ憲法によるところの刑法の不遡及性原則に反 するとして、批准の拒否すら行なっている(この条約は、メキシュ政府が調印し、外務大臣が批准を得 **ゆため数七していたものであった)。** 

# 一大統領

大統領の権限は、メキシュ憲法の第八○条から第九五条までに規定されている。第八八条では、 大統領の権限の一限界について述べ、それによると大統領は議会の許可なしに国の領域を離れる ことを禁じられている。国際関係に関する大統領の権限は、第八九条に列記されている。すなわ **ら、その第二項によれば、大統領の権限として、外交官を解任すること、また「任免について憲** 法あるいは法律に他の定めのない連邦のその他の公務員」を任免すること、となっている。さら にその第三項では「上院の承認を得て、外交使節、外交官および総領事を任命すること」は大統 領の権限である、としている。第六項では、憲法上、軍の最高司令官である大統領に、連邦の対(33) 外防衛のために軍隊を配備する権限を与えている。またこの第六項と同じ目的のために、第七項 で、保安隊を配備する権限が大統領に与えられている。ただし、このような目的のために大統領 が保安隊を配備する際には、上院の承認を得なければならないという制約が課せられている。国 際関係に関する 大統領の最大の権限は、 宣戦布告権である。 しかし第八項において、 それには

る abrobar」とは、なっているが)。 る点である(もっとも、第七六条一項の文言では「批准 ratificación」という言葉を使わず、条約を「承認する点である(もっとも、第七六条一項の文言では「批准 ratificación」という言葉を使わず、条約を「承認す定の間に矛盾があることには注意しておく必要がある。すなわら第七六条一項では、第八九条一傾結することができる。しかし、この議会の批准について、第八九条一(項と第七六条一項の規統領は第八九条一(項によって、外交交渉を行ない、「議会の批准を条件として」外国と条約を時代遅れのものであった。したがってこの規定は、数年前にすでに削除されている。さらに、大私抵船は廃止され、メキシコはその宣言に一九一○年にはすでに賛成していたことからすると、然い、私掠船の特許状」を与えることが規定されていた。この規定は、一八六五年のパリ宣言で変な計まで第九項では、奇妙なことであったが、大統領の権限として、「議会の定める条件に

# 三 臟 负

を制定すること(第一三項)。 回戦時および平時の海上法を制定すること(第一三項)。 国メキシコされた資料を審査の上、宣戦すること(第一二項)。 回海上および陸上の捕獲の権利に関する法律らなものである。 回新しい州または準州を連邦に編入すること(第一項)。 回行政府によって提出議会の権限は、憲法第七三条に列挙されている。そのうち直接外交関係に関する規定は次のよ

九項)等があげられる。 外国通貨の価値を確定すること(第一八項)、さらに、外国貿易について許可を行なうこと(第二国籍、外国人の法的地位、市民、帰化、植民、移出入民に関する法律を制定すること(第一六項)、さしては、軍隊に関するもので、「連邦の軍事制度を維持し、育成すること」(第一四項)、また外交機関および領事機関の組織と機能に関する法律を制定すること(第二〇項)。例その他の権限

のように思われる。なっているが、しかしこれはすでに指摘したように、あいまいな言葉づかいがなされている規定憲法第八九条一〇項では、大統領によって締結された条約を批准する権限が議会にあるように

# 三 上 照

る」権限を与えること、と規定されている。領域を通過すること、と規定されている。領域を通過すること、または外国の艦隊がメキシュの領水に一ヵ月以上とどまることを許可す第三項では、上院は、「大統領に対して、国家の軍隊が国境の外に出ること、外国の軍隊が国家で大統領が行なう外交使節、外交官および総領事の任命を承認すること、となっている。さらに、統領が外国と締結した条約または外交協定を承認すること」、また第二項では、第八九条に従っすなわち第七六条では、「上院は、次に掲げる専属的権限を有する」とし、その第一項では、「大メキシュの対外関係コントロール機関としての上院の権限は、憲法第七六条に列記されている。

る」となっている。 硫領が上院の承認を得て締結した、または将来締結するすべての条約は、全連邦の最高法規であ第一三三条では、「この憲法は、この憲法に基づく連邦議会の制定法およびこの憲法に従って大上院の条約承認権については、第七六条一項以外に憲法一三三条においても言及されている。

# 回 条約批准問題

に間接的にしか言及されていないのは不思議なことである。 統領の権限の一つとして「議会の批准を条件として、外国と条約を締結すること」といったようた権限が、議会の権限について列挙されている第七三条に見られず、ただ第八九条一○項に、大憲法起草の際にミスがあったという解釈がある。たしかに、実際のところ条約批准といった重要1○項)といったことが述べられている点に関して、さまざまな解釈がなされている。例えば、メキシュ憲法で、上院による条約の承認(第七六条一項)および議会による条約の批准(第八九条

「私はこの条約を批准し、確定する」というメキシコ大統領が宣するきまり文句を文字通りに受憲法第七六条では上院の権限の一つとして「条約を承認する」と規定しているということと、られている言葉をその通りに受け取ったことによる用語上の混乱から生じたものである。つまり、する、という解釈もなされている。しかしこの解釈は、メキシコにおいて次のように実際に用いさらに、上院が大統領によって締結された条約を承認し、その後大統領自身がその条約を批准

け取ったことからその解釈が出てきた。この解釈は間違いである。正しい解釈は、次のような、 それら文言の純粋な解釈と、上院と大統領の役割の意味を考察することによって導き出される。 すなわら、上院というのは、条約締結に関して大統領の行動を制約する憲法上の権限ある機関で あり、上院は行政府による条約の締結を制約することによってメキショの外交を民主的にコント ロールする責任を負った機関である。このような上院の機能は、まさに国際法上批准と呼ばれて いるものに相当する。また大統領によって用いられる「私がこの条約を批准し、確定するもので ある」というきまり文句は、現実には大した意味をもった言葉ではない。この大統領の言葉は、 事実上ただ単に条約が憲法上の権限ある饑閑によって承認されたことを広く知らせることにある だけである。大統領自身が批准するということはまったく理に合わない。というのは、大統領は、 外務省を通じて条約を締結し、その際自分に気に入るような条約案文を決め適切と考えることを 交渉の過程で条約の中におり込むことができたのであり、彼によって交渉された条約について、 特にすでに上院によって承認された場合、わざわざ新たにその条約について批准といった再考を する必要はないからである。それに、さらに批准権は条約文の全部かあるいは一部を拒否する権 限を伴ったものであることに注意する必要がある。大統領が承認を求めて上院に条約を提出した 後にそれを拒否することを決定する理由はないであろう。したがってこの点からも、大統領に批 准権があるとは考えられない。実際のところ、「私が批准し、確定する」という大統領のきまり 文句の唯一の目的は、上院によってすでになされた批准を広く一般に知らせることにあり、それ

# 五 外 務 省

# 凶 『国家省庁法』

いて次のように規定されている。を列挙しており、その第二番目に外務省をあげている。外務省の権限は、この法律の第三条にお検討・計画のために、行政府は、次のような付属行政諸機関をもつ」とし、ついで国家の省・庁一九五八年一二月二四日の『国家省庁法』の第一条は、「行政の各分野における事務の処理・

「次に掲げる事務処理は、外務省の担当である。

- 結に与ること。
  -- 国際関係を処理すること、それゆえに国が関係するあらゆる種類の条約・協定・協約の締
- 観光促進に関係する部局を助け、外国における国家の財産を取得・管理・保護すること。証料やその他の賦課金を徴収すること。さらに連邦政府の機能および市民登録を取り扱い、務職員を通じて、外国においてメキシコの体面を維持し、在外メキシコ人を保護し、領事査2 『メキシコ外務職法』によって、外交・領事部門における外務職を指揮すること。また外
- にさせる技術・経済情報を外国において収集すること。
  3 国の農工業生産に有用な、また国際協力・通商・貿易へのメキシュの積極的な参加を可能

- 料を外国に広く提供すること。4 商工省と協力して対外貿易を促進すること。また国の文化・農業・工業に関する適切な資
- になっている国際組織および国際機関に加わること。 国際委員会、国際会議、万国博といった事項に関与し、またメキシコ政府がそのメンバー
- ら 国境や公海に関する諸問題に与ること。
- け入れ、およびその権利を取得することを認可すること。事会社に参加するための許可を与え、またそれらの会社が定款を変更し、外人出資社員を受資するために必要な許可を外国人に与えること。また同じく、外国人がメキショの民事・商得するために、そして天然資源の開発に参加するために、さらに特定の商業・工業会社に投内における鉱山・水もしくは可然鉱物の開発権利の譲渡を受けるために、国内の不動産を取り法律によって土地・水およびその付属物の支配権を取得するために、またメキシュ共和国
- ∞ 前項によって行なわれた行為の記録を保存すること。
- の 国籍および帰化に関するあらゆる問題に与ること。
- い 国璽を保管し、使用すること。
- はすべての外交文書の原本を収集すること。
- 署名を証明すること。

  歌語(3)

  以 外国において効力を発する文書類および国内において効力をもつことになる外国文書類の

5 法律あるいは条約に従って、逃亡犯罪人引き渡しの問題に与り、当該法廷当局の判断のた 8 めに、その手続の形式要件を満たしているかどらか、またそれが根拠をもったものかどうか を事前に調査し、その目的が達せられるように、国際上の告訴あるいは請願業務に関与する

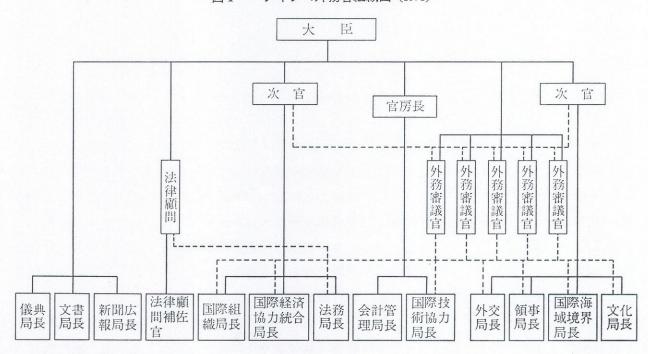
は、その他、明らかに法律および規則で外務省の担当とされているもの。」

以上、外務省の担当事項について見てきたが、最後の第1項は、外務省の大幅な権限へのその 後の許可の道を開いている。『国家省庁法』の第二○条では、「各省庁はそれぞれの担当事項に 関して、法律・規則・政令・協定および大統領令の案文を作成する」と規定され、この規定によ って、外務省もまた同様にその基本的な権限をもっている。

## 因外務省の機能

メキシコ外務職は、行政府に属し、行政府は、外務省を通じて外務職を指揮・監督する。外務 省は憲法、国際法および現行法規の範囲内で、外務職員に訓令を発し、その大使館および領事館 への配属を決定し、彼らを監督し、法律およびその細則によってしかるべき明確な任務を与える。 また、外務省は、外交使節団の人数と階級を決定し、場合によっては一時的な特別使節を任命で きる。同じく、外務省は、領事館職員の数と階級を決定し、領事館の設置場所や管轄区域を決め たり変更したりすることができ、領事館員の数の増減をなしろる。法律に従って、外務省は以上 のような機能を果たす機関である。

さて、メキシュ外務省の組織であるが、それについては、次の「メキシュ外務省組織図」を見 ていただかたい。



メキシコ外務省組織図 (1971) 図1

# メキシュ外務職の適用法

一九六五年一二月二四日、政府は、当該委員会によって作成された新外務職法案を議会に提出 した。この法案は議会による承認を受け、一九六六年一二月二三日、大統領によって公布された。 この新法は「メキシュ外務職組織法」といわれるもので、これは、一九三四年四月三〇日のそ の「細則」とともに同年一月三〇日以来実施されてきたそれまでの「外務職―メキシュ外交・領 事機関―法」を改正したものである(ただし、一九三四年の「細則」はそれまでにかなり修正がなさ れ、例えば同細則は、一九三八年四月五日に第二六条から第三一条まで、また一九四〇年一一月一九日には 第六部第四草の改正がなされた。このうち一九三八年四月の改正細則は、旅券の発給および査証に関するい くつかの職務を規定している点で注目すべきである)。この一九六六年新法の細則は、一九七四年一一 月の時点ではまだ作成されていない。これらとは別に、一九六一年の「外交関係に関するウィー ン条約」(メキシュ上院により一九六四年一二月二四日承認)、および一九六三年の「領事関係に関す るウィーン条約」(メキシコ上院により一九六五年六月一六日承認)も、共にメキシコにより調印され 上院によって承認されているので、メキシュ外務職に適用されていることはいうまでもない。

# 「メキシュ外務職組織法」の分析

「メキシュ外務職組織法」の第一条において、外務職は、「常に外国において国益を護り、メキ ショと関係を維持している諸外国およびメキショが参加する国際組織と国際会議においてメキツ

n国を代表する機関」である、と規定している。外国に対する国益擁護の方法すなわちメキショ 外交政策の決定は大統領によって行なわれるが、大統領は外務省を通じてその決定を実施する。

- パ メキシュ外務職員の任命――外務職員の任命に関しては、次のようなケースがある。
- 「特別」(ad hoc) 使節……厳密に言えば、おそらく次に挙げる役職員を外務職員の範疇に 含めることは議論の余地のあるところかもしれないが、その任命の限定的効果および一時性に注 意しながらも、ともかく同じカテゴリーに入るものとして扱ってもよいであろう。「メキシュ外 務職組織法」の第五条と第七条によって任命された役職員がこの場合に当てはまる。すなわち、 第七条では、諸外国の元首等の就任・葬儀、国の祭典といった「国際的な行事に際してメキシコ を代表して参列する特別使節」、また「特殊な一時的圧務を果たすための特別の使命を帯びた外 交官の身分をもった人物」を任命する権限を大統領に与えている。この規定は、国家の祭典や元 首等の就任式から大統領より依頼された内密の任務遂行に至るまでの非常に広範囲の可能性を含 んだ表現となっている。また第五条では、例えば技術専門的な会議のようにその特殊性から外務 省以外の他省の協力を必要とする国際会議開催の可能性を予想し、ここでは外務省に、メキシコ の代表を任命し信任状を付与する権限を与えている。
- 回 自由任命官(大使、総領事)……多数の国家で認められている情行に従って、行政府の長で ある大統領は、自由に大使、総領事を任命することができる。その際大統領は、その任命に関し ては、上院の承認以外は何らの制約も受けずに、外務省のキャリア組の内外を問わず自由に大使、80

総領事を選抜しろる。

命された職員は、常駐外交職の構成員ではない。 行のための一定期間に限定していることに注意しておかねばならない。この第二一条によって任大使あるいは総領事より下級の一時的な職員に関する大統領の任命を、具体的かつ特定の任務遂織法」では、第二一条にその規定が見られる。この現行規定では、大統領の自由裁量を制限し、大統領権限については、旧法では第八条に規定されていたが、現行の新法の「メキシュ外務職組団 一時的任命……大使・総領事より下級の一時的に外務職のポストにつく人の任命に関する

員会──の承認を受けていること。 交使節団の長である大使および総領事としての上院──または場合によっては連邦議会の常任委または場合によっては連邦議会の常任委員会──の審査に足る見識を具えていること。 ◎常駐外門並によるメキシコ人であること。 ◎市民的・政治的権利を享有していること。 ◎大統領──○出生によるメキシコ人であること。 ◎市民的・政治的権利を享有していること。 ◎大統領──○□ 外務職への入職──大使あるいは総領事に任命されるには、次に掲げる資格を必要とする。

これらの職員任命に関する規定がある。しかしこの第二一条はいろいろな解釈上の問題を引き起一時的任命の職員(「一時的任命官」)について見てみると、「メキシュ外務職組織法」第二一条に次に、これら「自由任命官」の大使・総領事とは別のより下級のある一定期間のみ職務につく

的任命官」に外国人が任用されうる余地があるのだろうかといった問題がでてくる。に適用されると考えるべきか。どちらであろうか。例えばもし後者であるとするならば、「一時の場合にも類推適用されると考えるべきか。それともその規定の要件のうちのいくつかが部分的のである。しかしこの第二五条の規定に示されている要件(――後のところで述べるが――)が、こ条に外務職員の要件に関する規定があるが、それは本来常駐の外務職入職志願者に適用されるもすることができるものの、しかし本条では何らその任命に必要な要件が示されていない。第二五としている。事実上、大統領は、前に指摘したように大使あるいは総領事より下級の職員も任命

示している立法者の意図ではなかったように思えるからである。してみても、全面的に大統領の自由裁量に任せるということは、大統領の自由裁量権制限傾向をと思われる。というのは現行第二一条の規定を文字通り解釈すれば、任用について問題なく全面とそういうことではなく、筆者には、旧法を改正する際に立法者が言及を忘れたことによるもの要件を満たさればならないという制限を取り除くことを立法者が望みだためであろうか。おそら及をやめているが、それは新法の第二一条によって任用される者が常駐使節団の志願者のようなご条への明確な言及を行なっていた。しかるに、新法の第二一条ではいっさいの他の条項への言組織法」のほぼ第二一条に該当する――では、一般的な外務職人職要件を規定していた旧法第一一九三四年の旧法の第八条――この規定は「一時的任命官」について規定した新法の「外務職

37

36

に関して外務大臣に報告する。

それは次のような段階を経て行なわれる。 ● 外務職人事委員会は、職員に欠員が生じあるいは生じることが予測される場合、そのこと

外務職人職要件については以上の通りであるが、この外務職入職の手順について見てみると、

こと。もっとも、「政治・社会学、国際関係論、法律学、経済学、哲学、文学の専門教育機関が 与える博士号、修士号、学士号の所有者に対しては優先」されることになっている。 旦外国語の 試験に合格すること。〇「外務職組織法」の細則に従って、個々の志願者の状況に応じて各人に 課せられた論文を提出し、また語学以外の種々の試験に合格すること。

また外務職入職の学歴関係の要件は、次のとおりである。①最低限得業士の資格をもっている

魚 独身であるか、あるいはメキシコ国籍をもっている者と結婚していること。

ンバーであるとして、拒否する権限が事実上行政当局に与えられていることになる)。

決定するのは行政当局であることを考えると、ある組織に属する人をこの規定で言っている反対組織のメ

④ 国家の諸制度に反対の組織のメンバーでないこと(どの組織が国家の諸制度に反対であるかを

聖職に属さず、また何らかの信仰をもった役僧でないこと。

国 任務遂行に必要な心身両面の適生を保持していること。

な要件が、第二五条のり頃に「外務職の任務遂行に不可欠な徳性ある前歴をもっていること」と規定され ており、実際のところ、このの項とり項で言っていることの相違はどこにあるのか筆者には理解できない)。

回 外務省に望まれる品位と健全な前歴を立証すること(第二五条り項)(しかし、これと同じよう

学位・称号をもっている場合は二八歳未満のものであること。もっとも、この要件は外務大臣 の判断によって除去することができる(この「外務大臣の判断によって除去される」という例外は、 -第二五条3項の規定を規定文に沿って厳密に解釈すると――「年齢」に関してだけ言っているのでは訳註(?) なく、「年齢」をも含めた前のところで述べている 〇の「国籍」、 〇の「諸権利の行使」についても適用 されるものであろう。というのは、立法者の真の意図が、例外としてただ「年齢」の要件にのみ限定する ことにあったと考えるのは、間違っていると思われるからである。「この要件」という言葉は、「年齢」 だけではなく、この規定中にあげられているその他のすべての要件を含むものである。なぜならば、この 規定中の「国籍」、「市民的、政治的権利の行使」および「年齢」といった要件を列挙している文章と、同 規定中のそれに続く「外務大臣の判断によって、この要件は除去することができる」としている文章は、 句点によってはっきりと分けられており、この句点による分離はきわめて強いものであり、文章中の「こ の要件」という言葉は、その前の「年齢」の要件だけを言っているとは考えられないからである)。

□ 得業士(bachiller)の称号だけをもっている場合は二五歳未満のもの、またそれより上級の

市民的・政治均権利を行使していること。

田生によるメキシコ人であること。

さて、次に外務職への正規入職のケースを見てみよう。まず学歴関係を除く要件であるが、 「外務職組織法」第二五条に次のように列挙されている。

营

まず、すべての外務職員の任務について見てみると、次の通りである。①駐在国の政府に対し 8

一 外務職の任務――「外務職組織法」はその任務を三つのタイプに分けて規定している。す なわち、すべての外務職員の一般的な任務 (第一三条)、外交使節団の長独自の任務 (第一四条)と 領事機関の長独自の任務(第一五条)の三つである。

源の浪費となることに加え、非合理なことともいえるであろう。

ならない。というのは、メキシコが諸外国と協調することにより獲得した国際社会における現在 の地位は、主としてこのような一時の間に合わせ的なやり方で採用されたこれら職員に負うとこ ろが大きいからである。しかし、それは事実であるとしても、現在ではメキショは、すでに特に 国際関係の分野においてふさわしい職員を養成するのに適した制度をもっている。したがって、 その制度において外務職員としてふさわしい準備教育を受けた人を優先しないということは、資

に適する学歴をもった人を考慮せず、必要に応じてその都度職員を採用していた。それは、大抵 の場合、われわれにとって驚くほど幸運も手伝って手際よく行なわれたことを指摘しておかねば

い処置である。数年前までは、メキシコではますます複雑なものとなってきている外務職の任務

者に対する昇任の可能性は除外しているように思われる。 メキシュ外務職志願者に対して、学業に関連した資格要件を増やしたことは、きわめて望まし

ただし、この昇任は、「外務職組織法」第二六条によって、「第二三条に掲げる専門学位・資訊 格をもっている者」と限定されている。つまり、この場合単に得業土の資格だけをもっている

① 一年間の試験期間を過ぎて、「誠実で、能力があり、外交官にふさわしい行状」が見られ ると認められた者は、三等書記官あるいは四等領事に昇任し、正式の任命を受けることになる。

したものである。 ⑤ 合格と認められた者は、一年間、副領事として暫定的な任命を受ける。

提出する論文を定める。

いての同委員会の最終的意見書(――受験者の種々の条件が同じ場合には、メキシュの学術機関にお いて国際関係や外交関係の学科を専攻した卒業生が優先されればならないことになっている――)を提出 する。もう一つの答申は、外務職人事委員会に宛てられたものであり、それは諮問委員会によ って合格と認められた者が外務省の圧務においてよりよい饑会をもつことができるように依頼

函 諮問委員会は次のような二つの答申をする。一つは、外務大臣宛てで、個々の受験者につ

囫 諮問委員会は、志願者の学業成績を審査し、志願者が受けるべき語学以外の試験と彼らが

るいは外務省の現職にあるものは、誰もこの諮問委員会のメンバーとなることはできない。

外務職人事委員長と、以前に外交あるいは国祭関係の職務についたことのある法的に認められ

た高等機関または学校の長によって構成されている。外務職人事委員長を除いては、外務職あ

自外務大臣は入職諮問委員会を発足させる。この入職諮問委員会は、同委員会委員長となる

⑤ すでに指摘した要件を満たす志願者が応募できるように、一般的な公開の募集が行なわれ 8 10°

て、メキシュの利益を擁護し、代表すること。目駐在国とメキシュ間のありゆる関係を推進し、 親善を深めること。③国際責任の履行を監視すること。回外務職員のそれぞれの階級内で慣習化 されている社会規範を守り、自己の所属する長の命令に従うこと。国その職務に関した事柄につ いては絶対に物密を守ること。

次に外交使節団の長に関する任務について考察すると、それは一般的に言って当然のことなが ら前述のすべての外務職員に対する任務がそのまま当てはまる。しかし外交使節団の長としての 独自の職務もある。例えば、接受国におけるメキシュ国の代表、接受国政府との交渉、接受国の 政治・経済・社会状勢について三ヵ月毎に、またその部下の職員の適性、行状とか勤勉さについ て六カ月毎に定期的に本国に報告すること、そして必要が生じた場合には、領事関係の事項の世 話や処理をすること、等である。

さらに、領事機関の長の任務であるが、それは第一五条に列挙されている。すなわら、①貿易 関係の促進、自接受国においてメキシュの外交使節団に協力し援助すること、自市民登録官とし ての職務、公証人の職務およびメキシュ国内裁判官により依頼された職務の代行、またそれらに 対する管理的行為の実施、回その経済状勢について三ヵ月毎に本国に報告すること、等である。 この第一五条では、領事機関の長の任務として政治・社会状勢の報告については述べていないが、 この法律は、領事機関の長が駐在国の政治・社会状勢に関して検討し本国にその報告書を送るこ とを禁じているのではない。「政治・社会状勢の報告」についてこの法律が言及しないことによ

って領事機関の長の任務としての「経済状勢の報告」の重要性を強調せんがために、それへの言 及をやめたのではないかと思われる。しかし、それはともかくとして、第一五条において、領事 機関の長の職務として政治・社会状勢の報告について何ら言及されていないことは適当でないよ らに思われる。なぜならば、それは、領事の職務からそれらの報告については除去しようとする 立法者の意図の現われとも解釈できるからである。領事は、しばしば駐在国の政治・社会状勢に ついては外交官よりもよく知りうる立場にあることもあり、また外交使節団の長の個人的解釈に 立ち入ることなく外務省に報告し、外務省は外交使節団の長と領事機関の長の見解をつき合わせ ることができる利点等を考えると、領事機関の長による政治・社会状勢の報告を禁じていること が事実であるとするならば、それは適当ではないであろう。国さらに、領事機関の長は、その部 下の職員に関して半年毎に報告書を本国に送らればならない。

外務職員に対する制限――外務職員に対する制限は、「メキシコ外務職組織法」の第一六 条に列挙されているが、その中のあるものは、例えば駐在国の国内政治問題に干渉してはならな い(第一六条第一項)といったような国際法から派生したものである。外務職員に対するその他の 制限は、国際法ではなく国の立法者によって定められた禁止事項から出てきたものである。例え ば、個人的目的のためにその公職を利用してはならない(同条第二項)とか、外国において財産を 取得してはならないといったこと(同条第三項)、他国の外交あるいは領事代表の任務を引き受け てはならないといったこと (同条第四項)、また外国人と結婚してはならないといったこと (同条第 4

五項)、である。これらの中で、第一六条第三項、第四項、第五項の禁止事項は、いずれも外務 3 省の許可によって解除されらるものである。しかし、第二項の禁止事項は絶対的なものであり、

外務省の許可によって解除することはできない。

以上その禁止事項について見たが、その中に駐在国における職業または商業活動の禁止が付け 加えられていないのは遺憾である。それらの活動は、通常、公的職務とは別のものとの観点に立 って禁止されていないのであろうが、やはりそれは誤りであろう。一九六一年と一九六三年の外 交関係および領事関係のウィーン諸条約にメキシコは加わり、そこでははっきりと外交官の職業 活動または商業活動の禁止が規定されているだけに、「メキシコ外務職組織法」でそれらの禁止 がなされていないのはミスであり、それはやはり残念なことというべきである。メキシコが加わ っているウィーン 黯条約においてその 哲動が 即鑑に禁止されていることから見て、「メキシュ外 務職組織法」にその禁止事項を入れなかったことは、何もメキシコの立法者がその活動について 黙認する意図をもっていたからとは考えられないであろう。

# メキシコ外務職の組織

- ① 使節団……メキシコのすべての外交代表機関は、大使館である。また国際組織への派遣代 表の等級は、それぞれのケースによって、外務省により決定される。領事機関は、①総領事館、 ③領事館、③領事代理事務所、國名誉領事館の四等級に分けられている。
  - ⑷ 職員……メキシュの外交官の階級は、∋特命全権大使、∋公使参事官、흴参事官、⑲ー等

書記官、国二等書記官、因三等書記官、の六階級に分けられている。このような外交官の分類は、 大使の次位の階級として持命派遣使節か特別交渉使節をおいていた一九三四年の旧法のそれより もはるかに合理的である。というのは、特命派遣使節については一九六一年のウィーン条約で廃 止されており、また特別交渉使節も、それは外務職の一階級というよりはむしろ外務職の一任務 に相当するものと考えられるからである。さらに旧法では、外交官の階級を記したリストの最後 にアタッシェをおいていたが、現行の新法では、別の条項において特別なものとして取り扱って

いる。このことは、そのもっている一時的な性格から考えて適当なことであろう。 メキシコの領事官の階級は、①総領事、②領事参事官、⑤一等領事、廖二等領事、⑧三等領事、 ⊗四等領事、包副領事に分類される。一九三四年の旧法では、「領事参事官」(Cónsul consejero)

は設けられていなかった。また旧法では「副領事」の後に「名誉領事」が挙げられていたが、現 行法ではその性格が異なっているところから、この「名誉領事」については独立した取り扱いを りんこる。

一般職員(属官)については、①通訳官、②顧訳官、③書記生、⑤補助員に分けられる。この分 類は、大使館、総領事館、領事館、領事代理事務所に共通のものである。

大使館と領事諸機関双方の外務職員の階級比較、すなわら大使館外務職員のどの階級が、領事 諸機関外務職員のどの階級に相当するかということについて、「メキシュ外務職組織法」第一一 条は、次のように規定している。

公使参事官——領事参事官

参 审 佢——一等領事

一等書記但——二等領事

1] 等書記官——11] 等領事

三等書記官——四等領事

ェ等をあげることができる。アタッシェとしては、民事(文化)アタッシェ、陸軍アタッシェ、海軍アタッシェ、技術アタッシ受けた期間に限定される。その間、彼らは、在勤している使節団の長に直接所属することになる。信任し、派遣する。彼らは外交官としての地位を有し、外務職員となる。しかし、それは委任をアタッシェの任命は、外務省以外の他の省庁によってなされ、外務省がその任命された人達を

されることはない。第五六条(待命)の諸規定が定めている以外の理由で、停職させられたり、解職に更迭、解職されるが、しかし、「メキシュ外務職組織法」第五一条(停職)、第五二条(解職)、外務職員およびその一般職員に対する懲罰――大使および総領事は、大統領によって自由

同法の第五一条に列挙されており、正当な理由なくして三日間以上職場を離れること、職務遂行れる。停職期間は、「メキシュ外務職組織法」の「細則」に定められている。また停職の事由は、外務職員およびその一般職員に対する懲罰としての「停職」は、外務大臣の判断によってなさ

とがそれにあたる。に不熱心、命令不服従、刑事訴追を受けたもの、そして経済上の契約の常習的不履行といったこ

行為、職務故棄、職務遂行に際しての無能、そして再三の命令不服従である。よって決定される。解職の事由は、第五二条に列挙されている。それは、職務の怠慢、公的不正「解職」は、細則規定の手続きに従って当事者に対する事前聴取を経て、その上で外務大臣に

いは罷免された者は、二度と外務職の一員になることができない。権の濫用、そして外務省がきわめて重大と考える誤ちがそれにあたる。ともかく、一度解職あるられている。すなわち、国家あるいは国家の制度に対する不忠、故意の犯行による有罪判決、職外務大臣が当事者に事前聴取を行なって、その上で決定される。罷免の事由は、第五三条にあげ「罷免」についてもまた解職の場合と同じように、その「細則」が規定している手続に従って

# 1 は じ め に

ある。事実、そのほとんどすべての戦争は外からのメキシコ領土への侵略戦争か、あるいはメキは過去において幾度か戦っているが、そのどの戦争も正当な防衛戦争と容易に見なしらるもので第二は、メキシコはこれまで一度も侵略戦争をしたことがない、ということである。メキシコよりもべりせの住民自身の自決権を優先させ、その住民の意志を尊重し、その結果歴史的にメキとみられるユニークな例としてベリセ領に関するものがあるが、実際にはメキシコは自己の利益野心を遂げようとする国ではない、ということである。メキショがこれまで行なった領土的要求行動の理解が容易になると考えるからである。その第一は、メキショは他国を犠牲にして領土的要求法を指摘するのがよかろう。というのは、これらの諸事実を知ることによって、メキショの対外ます、メキショの対外行動形成の重要な諸原則について検討する前に、メキシュに関する諸事

取るに足らないものであった。

略目的に対抗するための戦争であった。もっともメキショのこの戦争への参加は、規模の点ではことを指摘しておかねばならない。すなわち、それはしばしばその船舶を攻撃した枢軸諸国の侵があげられる。またメキショは第二次大戦に参戦したが、これもやむをえず参戦したものである干渉のケースとしては、マキシミリアン皇帝をメキショに押しつけようとしたフランスの干渉等シュ国民の自決権行使を妨げる意図をもった外国の干渉戦争であった。例えばそのような外国の

調のために自国の利益を犠牲にしたという事実によって証明されている。の判決が自国の利益に反するものであってもそれを守り、また許す限界の範囲を超えても国際協にチャミサルのケースにおいて見られたように、メキシュが付託した仲裁裁判では、しばしばそそれは、クリッペルトン島やフォンドス・ピアドソス・デ・カリフォルニアをめぐる問題、さら第三として、メキシュはその原則に矛盾することなく国際法を尊重してきたことがあげられる。

あり、その点ではメキシコは中南米諸国の中でも数少ない国の一つであると、はっきり言える。軍部は、自己目的を追求するために国民を利用するといったことはなく、国民に奉仕する機関で的利益にかなった政策の採用を政府に強要する政治の圧力団体ではなくなっている。メキシコの目的をもつ存在にすぎなくなっており、他国に見られるような、国のためではなく軍部自身の私軍部は、今日ではただ外敵から国を守り、国内秩序を維持し、諸制度の安定を確保するといった第四に、メキシコは軍部にかかわる諸問題をうまく解決してきたことがあげられる。メキシコ

このことは、メキシュ国家予算の四分の一を占めている教育支出に比べ、軍部への支出が著しく 場 少ないという事実によって完全に証明されている。(数)

ともかく、以上述べた諸事実ほど、メキシュの国際政治上の態度について明確に表現している ものは他にはないであろう。これらの諸事実は、基本的には、諸国家間の連帯強化の政策を通じ てメキシコが国際関係においてとる特定の立場や、国際社会において追求する諸目的をよく説明 りている。

さて本論に入って、メキシュ外交の諸原則について吹に倹討してなよう。

# 二 民族自失と不干渉

メキショ外交政策の目的は、ロペス・マテオス大統領(一九五八―六四)によって、議会への第 五数書の中で次のように定義されている。

「純粋にその諸原則の伝統に基づいているメキシュ外交政策は、次の三つの目的をもっている。 すなわら、第一は国家の主権と独立を維持すること、第二は相互利益に基づき、メキショの経 済・社会・文化的発展促進のため諸国家の協力を求め、われわれ自身もその屡助を必要とする すべての諸国の発展にできる限りの協力をするということ、第三は国祭平和と安全に役立つの

であれば、その達成に全面的に寄与するということ、である。」

以上、述べられている三原則は、結局次のようになる。第一は、国家の主権と独立の維持とい **うことであるが、これは結果として、平等、不干渉および民族自決等の諸原則の維持ということ** になる。第二は、「協力」の原則である。すなわら、後のところで考察するが、民族自決の原則 は他国からの孤立をもたらすことを意味するのではなく、この民族自決という言葉を充分に解釈 するとすれば、それは諸民族間の協力といったことをも含んでいるもの、とメキシコは理解して いる。第三は、国際平和と安全の維持に関する原則である。

さて、まず民族自決原則と不干渉原則であるが、これらは同じ貨幣の表裏の関係にある。汎米(第) 会議でのメキシュの行動については後ほど詳しく考察するが、ともかくメキシコは、すべての汎 米会議でこれまで不干渉原則擁護のために一貫した立場をとってきた。例えば、ハバナの第六回 汎米会議においては不干渉に関する決議の採択に努力したがこの会議では失敗したものの、その 後一九三三年のモンテヴィデオ会議、一九三六年のブェノス・アイレス会議において、ついに内 政干渉非難決議を採択させることに成功した。また一九五四年のカラカスでの第一○回米州会議 では、メキシコは著しく反共的色彩の濃い「カラカス宣言」に関する投票には棄権した。という(35) のは、メキシコは、共産主義を非難していたもののそれぞれの国の政体の問題はその国自身の国

内問題であると考え、この「カラカス宣言」は不干渉原則に反するものと判断したからである。 同じ理由で、ディアス・オルダス大統領(一九六四―七〇)は、米国と米州機構による一九六五年 st のドミニカ干渉を強く非難した。

三条に反映された。た。このようなメキショの見解は、第七回協議会議で採択されたコスタ・リカ宣言の第一条と第陸内の諸国による米州諸国に対する干渉にもこの不干渉原則は適用しうるとの解釈を明らかにしきた。例えば、メキショは、第七回協議会議において米州大陸外の諸国によるのと同様、米州大見られたように、メキショは米州機構メンバー諸国の国内問題に対しては不干渉の立場をとってに対しても積極的に反対行動をとった。米州域内においても、最近の米州諸国の外相協議会議でイタリア・エチオピア紛争や満州事変のようなヨーロッパや世界の他の地域における種々の干渉メキシコは、国際連盟においてもその一員として熱心な不干渉原則の支持者であった。例えば、

れないものとなろう。しかし「主権」は国際法上の国家の最も基本的な権利であることはいうまいものであり、もし、「干渉」が行なわれるのを認めるならば、国際社会では「主権」は考えら年一二月二九日の「決議二二二五号」をすべて支持した。本来、「主権」と「干渉」は相容れな一九六五年一二月二一日の「宣言二一三一号」と、あらゆる形態の内政干渉を非難した一九六六は、諸国家の国内問題に対する干渉の不承認と国家の独立・主権の擁護に関する宣言、すなわち由に、自発的に自らを発展させる権利をもっていることを意味している。国連においてメキシコ「不干渉」は、メキシコの解釈では、それぞれの国家が文化・政治および経済生活において自

している。自決権に関してはそれはこういった国家のもっている「主権」と不可分なものとメキシコは理解でもなく、したがってこの国家の主権性から考えると「干渉」は認められないものとなる。民族

れの国民が自らの意志によって決めなければならない問題と考えた。 (55)。 (5

しばしば出された解決案は疑わしいものであり、必ずしも承認されえない。というのは、別の話合それは国内問題ではない、と考えている。それらの植民地に海外県の性格を付与するといったにある住民は疑いなくその植民地の規則を強制している国家の国民とは別の存在であり、その場のはまた反植民地主義の観点からも考えることができる。メキシコは、明らかに植民地政府の下さらに、一見、民族自決原則に反するとも思えるメキシコの行動については、その幾つかのも

民族が問題となっているという事実はさておき、そのような解決案は、その諸民族の真の法規を カムフラージュする一形式にすぎないからである。事実上その支配している国家とはまったく別 の民族がその国の構成員となっている場合、メキシコは自決権がその民族に認められることを要 状かる。

しかし、明らかに反植民地問題と考えられるジブラルタルのケースでは、メキシコ政府は国連 の諸決議を支持しないといった不可解な態度をとった。われわれは、植民地支配終了の協定をス ペインと結ぶようにイギリスに要求した国連の二四カ国委員会をメキシコが支持するのは、ジブ ラルタルの住民が投票によってイギリス領にとどまることを決定したとはいえ、メキショが決し て民族自決原則に反する行動をとることを意味するのではなく、ジブラルタルの今日の住民はス ペイン人に対する居住禁止による作為的な植民であることを考えると逆にその行為は民族自決原 則の実施を確保することになる、といいたい。また一部のスペイン人およびメキシコ政府による 不支持の理由はフランコ政権との関係の欠如によるといわれているが、そのことも正当な理由と はいえない。というのは、ジブラルタルの回復はスペインの問題であって一時的な政権の問題で はなく、それはあらゆる政治色をもった人々を含めたスペイン人全体の要求に合致するものと考 えられるからである。ジブラルタルはフランコ政権の手に渡ってはならないとする議論は、国益 の上に個人の政治利益をおく一部のスペイン人においてのみ擁護しうるものにすぎない。

もう一つのタイプのメキシュの民族自決原則遵守についての一見例外とも思えるものとして、

人権に関するものがあげられる。もっとも、国連憲章の中に盛り込まれている人権に関する諸規 定と同様に一九四八年の「世界人権宣言」は宣言以上の域を出たものではないし、また「当然に 施行されるもの」でもないことをメキシコは充分知っている。メキシコは、南アフリカ共和国の アパルトヘイト政策のケースにおいて、その人権に関する立場を明確にしている。メキシコは、 このケースにおいて国連による国内問題とも思えるものへの干渉を妨げなかった。なぜならば、 それはまさしく国内政治上の問題とは考えなかったからである。この場合、メキシュの考え方と 一致するか否かというイデオロギーが問題ではなく、白人が国連の基本的諸規定と一般国際法に 反してその領域内の黒人、インディオといった膚の色が異なる住民を劣等の地位におき、差別し ようとしている事実が問題なのである。このケースは国内の政治体制が問題になっているのでは ない。というのは、与党の国民政党を支持するか否かの可能性が南アフリカ共和国の黒人やイン ディオには開かれておらず、単に人種や盾の色が異なるという事実によって政治から除外され、 低い地位におかれているからである。このような情況は国内植民地主義といってよいものである €00

メキシュ外交の諸原則

メキシコが民族自決原則を適用する場合ははっきりしている。すなわち、メキシコは、アング ロ・サクソン諸国の言葉で「自治」と表現されている民族自決の側面を国際法から除外して、 そ の国の国内政治体制がその国民の管轄下の問題となっていると確定した際にこの原則を適用する。 また他方民族自決原則の名のもとに、その民族が自国領土内にいる場合、単にその領土内にいる 昭

メキシュ外交の諸原則

ということからその領域内の他民族を自国の主権に従わせたり、すべての政治上の権利や市民権 は すらもその民族より奪おうとするどのような政府の行為もメキシコは認めない。さらにメキシコ 自身、米州饑購の干渉を望んだり、領土保全や国の政治的独立に対する攻撃を意味しうるような 措置をとるつもりはない。だが人間社会の基本原則を尊重させるために、たしかに強制措置の適 用をほのめかすことはある。

メキショの民族自決と不干渉原則は、結果としてカルボ主義とドラゴ主義への支持をもたらし、 また内欧不干渉の原則の確認でもある政府承認に関するエストラーダ主義の宣言へとつながるも のかもる。

# 三国祭関係における独立

メキシコは、これまで二大ブロック、あるいはまたブロック外の勢力にコミットしたことはな かった。この点についてのメキシュの行動は徹底しており、第三ブロックの形成と思われる試み すら避けてきた。例えば、ベルグラードやカイロの会議のような第三世界諸国の会議にメキシコ は参加しなかった。だがエチェベリア政権期(1九七〇―七六)に至り、メキシコは幾分不正確で はあるが第三世界と呼ばれかつ発展途上にあるきわめて変化の激しい世界といわれているグルー

プに加わろうとしており、メキシュ外交政策の方向にある変化が現われてきた。この新しい外交 政策を示すものとして、一九七三年九月、アルジェリアで開かれた非同盟諸国会議にメキシュの

外務大臣が出席したことや、チリのサンティアゴでの第三回国連貿易開発会議でエチェベリア大 統領が『諸国家の経済権利・義務憲章』を提唱したこと、さらに一九七四年一一月、ローマでの 食糧に関する国連食糧農業機構(F<0)世界会議で食糧世界基金を提案したこと等があげられる。 米国の勢力範囲内にあるという地勢上の制限にもかかわらず、メキシコは北方の巨人といわれ る米国に対して評価さるべき独立の姿勢を示してきた。例えば、それは、ドミニカ共和国の問題 に対する米国の干渉に強く反対したことや、米国の指導下に米州機構がキューバに反対して取っ た諸措置の承認を断固拒否したことなどに示されている。また一九六八年夏のソビエトのチェコ スロヴァキア侵入といった他の陣営による侵略の場合でも、同じくメキシコは強く抗議をした。(第) 以上のことから、差し当たりメキショは中立陣営にとどまることを望んでいるように見えるが、 この路線を長期間継続する可能性についてはあまりはっきりしていないということを明らかにし ておかればならない。というのは、たしかに、この中立の政策路線の継承を決定するかどうかは 一九七六年一二月に就圧する新大統領しだいであるが、それよりもむしろ、危険な米国という隣 国と同じくメキシュの国内政治体制においても、メキシュ国内の人口爆発や社会的緊張の問題解 決のため急激な体制変革が必要と思われているにもかかわらず、メキシコを西欧民主主義諸国の 陣営に結びつけようとする動きが見られるからである。もっともメキシュの体制変革は、米国に

驚きを与えないような緩やかなものである場合にのみ実現の可能性はあるが、そうでない場合に 25 は多かれ少なかれ数砂に米国の干渉を招くことになるり。

# 四 集团安全保障

集団行動の決定権に関して、メキシコは、国際連合の権限は認めているが、地域国際組織のそ の決定権については制限的に解釈している。それゆえにメキシコは、例えば、一九六四年ワシン トンでの第九回米州饑髀外相協議会議でのリオ条約の解釈、すなわら侵略の概念を拡大し米州饑 構に強制措置の適用を決定する権限を与えるとの解釈に反対した。

とのような米州地域における集団安全保障の問題に関してのメキシュの見解は、法的に明確な 基礎をもっているものだが、このメキシュの見解には米州大陸内での米国の勢力が圧倒的なもの であることからくる政治的な意味合いも反映されている。というのは、米州域内では米国に対抗 ししうる国は存在せず、 それゆえに 米国が 事実上支配しているともいえる 米州機構が強制措置を と る権限をもつことは、メキシュの政治的独立にとってきわめて危険であるとの考えからである。 (物) したがって、メキショは、米州機構にそのような権限を与えることには反対し、国際連合にその 権限を付与することを望んでいる(それは国際法の正確な解釈によってもそうなるのだが)。 なぜなら

ば、米国は、国際連合では安全保障理事会においてソビエトによって牽削されており、また総会 においては多くの非同盟諸国によって抑制されているからである。メキショのこのような姿勢は さらに強化された。一九七四年一一月、エクアドルのキトで開催された米州機構外相会議におい てキューバ削救解除案が否決されたが、それはメキシコ側に強い反発を呼び起こすことになった。 大統領と外相は、米州機構はほとんど活動していないと述べ、リオ条約(米州集団安全保障条約) を修正するかあるいは廃棄することが必要であると表明した。

# 五 平和主義

平和主義は、その歴史を通じてメキシュ外交政策の一貫した原則である。この平和主義が表明 されている最も興味あるドキュメントの一つは、モンテヴィデオの第七回汎米会議にメキシコが 提出した平和法典である。この法典には、国際平和と安全の維持のための国際組織の大要が説明 され、紛争の平和的解決の手段が規定されていた。メキシュの平和主義は概して理想主義的な単 純化を類けている。

メキショの平和主義の主たる内容は次の三つである。第一は、法を尊重させ不正を除去しりる 集団安全保障体制をつくるために、国際組織を設立すること、第二は、国際組織存立の危機を招 軍縮を実現すること、である。くような重大な国際紛争発生防止のため、紛争の平和的解決方法を確立すること、第三は、一般 85

#### 六 国際組織の原則

**吹の通りである。** メキシコが国際組織において雑護する一般原則について見ておこう。その一般原則は要約するとの地域組織におけるメキシコの役割については、後のところで述べるが、とりあえずここでは、国際連合のような一般国際組織、また汎米同盟、米州機構、ラテン・アメリカ自由貿易連合等

- □ 国際安全を集団的に確保するため、一般国際組織の設立が絶対に必要であるということ。
- ① 国際組織のすべてのメンバー諸国は平等であるという原則。
- 台 普遍性の原則、すなわち、世界のすべての諸国が組織からの脱退の権利を奪われることな
- く、また常に組織の存立そのものを危うくする諸国の加盟についての規定を設ける権利は留保
- して、世界のすべての諸国が一般国際組織のメンバーになりろること。
- 四 少数者の権利と植民地支配下にある民族の権利を国際組織に保障させる民族自決の原則。
- 田 国際組織の正常な機能にとって必要な主権の制限にメンバー諸国が同意すること。すなわ

ものと、メキシュは考えている。るものの、しかし同時に主権のある点についての放棄を意味する一連の義務をも承認しているち、メンバー諸国は、国際組織の集団安全保障体制に入る際にたしかに一連の権利はもってい

- いうこと。 戌 国際組織は、法の維持のために制数措置が取れるだけの力をもっていなければならないと
- することが必要かつ適当であるということ。 日 侵略が発生した場合、その防止・抑制措置が取れるように、侵略の本質を緊急に明らかに
- 一般国際組織の他に、メンバー諸国における経済的・技術的発展を助け促進するために、
- 以上述べた一般原則は、国際組織に関するメキショの立場を方向づけている基本的理念である。限定的な性格の地域組織が必要であるということ。

#### 七 渾 箍

確立された場合にのみ一般的かつ完全な軍縮に到達しうることをよく理解している。国際連合組なければならないが、しかしメキシコは、主要大国をはじめとした世界の諸国家間に信頼関係が軍縮はメキシコがこれまでしばしば表明してきたことである。軍縮は一般的かつ完全なもので

議長を務めていた。

また長期間の熱心な討論を経た後、メキシコは核拡散防止条約を支持し、一九六八年七月二六

一九六三年八月には、メキシコは、地下実験を除く全面的核実験停止のモスクワ条約の第三国 加入の道が開かれるや否や、直もにそれに調印した。一九六五年三月一五日—二二日に、メキツ コ代表アルフォンソ・ガルシア・ロブレスの司会のもとに、一七カ国の代表が参加して中南米非 核武装地域化のための準備委員会が開かれた。そして同年八月、その多国間条約の原案が作成さ れ、結局一九六七年二月一四日、それは調印の運びとなった。

さらに、メキシコはジュネーグの一八カ国軍縮委員会で、核武装禁止といった人類に提起され たきわめて重要な問題の一つについて、その立場を明確にしている。メキシコは、核兵器に関し て一方的軍縮の考えに賛成し、全面的な核武装禁止に必要な条件は生まれてこなくても諸国はと もかく该武装禁止決定をそれぞれ個々に行ないうるし、また実際に行なわればならないと強く主 張した。この方針に沿ってメキシコは、核兵器を持たず、その領土内での核兵器およびその連携 体系のいかなる存在も認めず、さらに核実験の実施を承認しない、との決意を宣言し、一九六二 年一二月一八日、この一方的な宣言を、メキショとこの同じ義務を認めるすべての諸国との協定 書とすることを提案した。その際、この宣言を多国間協定にするために、それに賛同するようボ リビア、ブラジル、チリ、エクアドルの諸国に呼びかけた。その結果、これら諸国は前述のメキ ショの宣言に沿ってそれぞれの国を核武装禁止地域にするとの宣言をいっせいに発表した。

かその日がくるという信念をもっていること、の以上三点である。

軍縮に関するメキシコの主要な活動について、具体的に次に述べておこう。第三回国連総会で は、メキシコは、すべての大国に対してその紛争を解決し、相互理解に基づいて恒久平和確立の 呼びかけを行ならことを提案し、それは承認された。また一九五三年四月一五日、メキシュ代表 がポーランドの提案に応えて行なった宣言についてことで言及しておくことが重要である。この 宣言は一九五三年に発せられたものであるが、現在も有効なものと考えられればならない。それ は疑いなく軍縮に関するメキシュの現実的な思想を反映したものである。その宣言の主要点は、 次の通りである。第一は、一般完全軍縮の実現に必要な条件として諸国家間の相互信頼の環境を つくらればならないということ。第二は、諸国家間の相互信頼関係確立には時間がかかると思わ れるから、差し当たりメキシコは一挙にグローバルな解決を求めるよりも、個々の特定の諸問題 を解決することによって一歩ずつ前進することが必要かつ適当であると考えていること。という のは、このような特定の諸問題の解決は、国際関係の緊張の雰囲気を和らげ、またグローバルな 軍縮に到達する可能性を増すことになる一般的な相互信頼という条件づくりに役立つと思えるか らである。第三は、メキシコは、大国間の相互信頼関係の確立が可能であると考えており、いつ

織内で、メキシコは積極的に軍縮のために努力した。例えば、ジュネーヴの軍縮委員会では、メーの キシュ代表はしばしばその委員会の議長を務めた。すなわち、国際司法裁判所の判事になったた めにその地位を去ることになったが、それまでメキショ代表のパディジャ・ネルボは軍縮会議の

メキシコ外交の諸原則

日、(国内における承認を条件として)同条約に調印し、一九六九年一月二一日、批准書を寄託した。 23 なお、この条約締結に際して、「核兵器とその運搬体系の削減および除去」のための事前の諸措 置が取られることを条件とされてはならないという意見をメキショが表明していたことは興味あ ることである。というのは、もしその必要を認めるならば、それは国際環境の改善に役立つと思 われるこの条約締結に際して大きな障害になると考えたからである。とはいうものの、メキショ はそういった諸措置ができるだけ取られることが望ましいと主張はしていた。そして、メキシコ は核実験の禁止に関して地下実験をも含めることに賛成であった点も注目に値する。

さらに、メキシコは軍縮に関する重要な国際協定として一九七二年四月一〇日、細菌兵器禁止 協定に調印し、同年一二月一二日、上院はこの協定を承認した。しかし、メキシコは海底の非核 化条約の調印は拒否した。それは、メキショが領域の一部と見なしている大陸棚における通常兵 器の設置をこの条約は認めていると考えたからである。

#### 八庇 攤

メキシコは常に政治的迫害を受けている者に対するさまざまな形式による庇護の政策をとって おり、政策的にその点ではきわめて寛大な国であったといえる。実際、メキシコは、一九二八年

二月二○日ハバナの庇護権に関する諸協定、一九三六年一二月二六日モンテヴィデオで調印され た政治的庇護に関する協定および一九五四年三月二八日カラカスで調印された外交的庇護に関す る協定を批准した。しかし領土的庇護に関するカラカス協定は調印しただけであった。メキシコ はこの協定の第九条と第一〇条が、メキシュ憲法の個人保障の規定に反すると考え、それに留保 をつけた。またメキショが与えた海上での庇護については、その一つとして、ニカラグァの領海 内で起きたメキシュの戦艦内でのケースがある。

庇護政策においてメキシコは、庇護国が請求した場合、国外退去のための安全通行証を与える のは当該国の義務であると考えている。もっとも迫害を受けている者のその犯罪の政治的性格に ついて当該国が疑問をもっている場合はその限りではない。また、迫害を受けている者の通常の 犯罪立証が確認される場合は、直ちに庇護国は犯罪人の引き渡しを要求している国にその犯罪人 を引き渡す義務がある、と考えている。

しかしながら庇護の許可は、チリからメキショへ庇護を求め拒否されたボリビア人亡命者のケ ースにおいて明らかにされたように、外国人の受け入れとは本質的に異なっている。実際、庇護 という制度は、差し迫った危険な状況におかれている政治的迫害を受けている者の保護を容易に することにその目的がある。したがって庇護を求めている者が、その国にあって外国籍を有して いる外国人である場合には、庇護の要請を正当化する理由は存在しない。それは、専ら国家領域 への外国人の受け入れに関する問題であるにすぎない。

溢

題

メキショの国家領域内における私人による土地および水の取得は、憲法第二七条において規制

のすべての段階における生産と商業化の独占権は国家に属するもの、としている。

以上見てきた第四二条から第四八条までの規定以外に、国家領域に関連した憲法上の重要な規 走として、第二七条がある。この第二七条は、国家領域の支配について述べたもので、きわめて 長文の規定である。この規定中には重要ないくつかの原理が集約されている。その内容について 見てみると、例えば、「国家領域内に含まれる土地および水の所有権は、本来国家に属し」、国家 はその支配権を私人に移転する権利を有し、これによって私有権を構成する、 としている (―― ととでは 私有権と 主権の 混同がなされている ――)。 また大陸 棚および 諸島 の海面下台の すべての 天 然資源は、メキシコ領域内のすべての天然資源と同様国家の直接的支配下にあるものとし、また 同じ支配権は国家領域内の水にも適用され、それも国家所有としている。さらに、同条では、水 および天然資源に関する国家の支配権は譲渡したり制限したりすることができないものである、 とし、そして石油をはじめとしたいっさいの固体・液体・気体の炭化水素および電気エネルギー

に置くと規定している。ただし、憲法の公布時まで州が管籍権を行使した事実の存在する諸島に ついては除外するものとしている。

としている。さらに第四五条、四六条、四七条は、連邦の各州と準州の境界問題について述べて いる。第四八条は、「国家領域に属する鱗接海域の諸島、キーおよびリーフ、大陸側、また諸島 ・キー・リーフの海面下台、領海、さらに内水、国家領域上の空間」を連邦政府の直接の管轄下

れまで準州であったバハ・カリフォルニアとキンタナ・ローは憲法修正によって州になっている)。 第四四条は、連邦権力が他に移転する場合には、ヴァレ・デ・メヒュ州が連邦直轄地区になる、

でにおいて、『連邦の構成部分および国家領域』について規定している。 まず第四二条では、一般的に国家領域は次のものを含む、としている。「連邦の構成部分。」 鱗接海域のリーフおよびキーを含む諸島嶼。日太平洋中にあるグァダルーペ島とレビリャヒヘド 島。匈大陸棚と諸島、リーフとキーの海面下台。田国際法および国内海事法によって定められた 幅と条件下の領水。宍国際法が定める範囲と方式による国家領域上の空間。また『連邦の構成部 **分』については、第四三条で、諸州と連邦直轄地区を列記している(なお、一九七四年の秋から、そ** 

一九一七年五月一日以来施行されている現行憲法第二部第二章では、第四二条から第四八条ま

## 一憲法上のメキシュの領域 ――憲法第二七条と第四二条から第四八条―

溢

第四章 頒

されており、特に外国人に対しては次のような制限が課せられている。〇外国人はいかなる場合 8 においても、国境に沿う一〇〇キロメートルと海岸に沿う五〇キロメートルの地帯の土地を取得 できない。
□外国人が外務省において当該物件との関係において国民と見なされることに同意し、 かつ当該事項に関して生ずるすべての紛争解決に際して自国政府の外交的保護を受ける権利を放 棄することを条件として、外国人は土地の所有権を取得できる(これはカルボ主義の適用にほかなら ない)。外国人による所有に対する制限は、その国家にも及んでいる。憲法第二七条によれば、諸 外国は、「連邦政府の所在地において」のみ不動産の所有権を取得しろる、となっている。この 規定によって、メキシコは、「領事関係に関するウィーン条約」の第三一条四項は承認できない とし、留保を付している。すなわち同条項を認めることは首都(---連邦政府の所在地---)外にあ る外国の地方領事機関収用の権利を承認することを意味し、それは首都外における外国の所有権 を認めることになってしまらからである。つまり、メキシコは、「領事関係に関するウィーン条 約」の第三一条四項は、メキシュ憲法第二七条の規定に反することになる、と考えたからである。

#### 水 訳莊(2) 11 短

題

憲法は、領水の幅について明示していないが、ただその幅と管轄支配に関して国際法を引用し、

「領海の水は、国際法が定める範囲および方法において、国家の所有とする」といっている。し かし、国際法では領水幅についての明確な規定がなく、メキシコはこれまで領水幅を一二カイリ としてきた。もっとも、メキシコは最初一九世紀中頃の一連の国内諸法や諸条約に基づいて、領 水幅を九カイリとしていた。その関連の諸条約の中で最も興味深いのは、グァダルーペ・イダル ゴ条約として知られている一八四八年二月二日に米国とメキシュ間で締結された「平和・友好・ 境界に関する条約」である。この条約の第五条では、「両国の境界線は、リオ・ブラボー・デル・ ノルテとも呼ばれているリオ・グランデ河の河口――もし河口にいくつかの支流がある場合はそ のうち最も深い支流の河口――に面して、陸地から三リーグ(=九ヵィリ)沖のメキシュ湾上に始 まり……」となっている。これと同じような内容の規定が次の諸条約の中にも見られる。すなわ ち、①一八五三年一二月三〇日に締結された米国とメキシュ間の国境条約、②一八八二年一二月 二七日に締結されたメキシコとグァテマラ共和国間の境界に関する条約、〇一八八五年一二月一 五日に締結されたメキシコ・スウェーデン・ノルウェー間の条約、である。

これらの諸条約の規定とは別に、領水の幅を二〇キロメートルと決定した一八九〇年四月一六 日にイタリアとの間に締結されたような異なった規定をもった条約がいくつか存在する。また、 ディアス・オルダス大統領は、一九六八年九月一日、その教書の中で、「ティブロン、サン・エ ステバンとサン・ロレンソの諸島で形成される群島の北側のカリフォルニア湾部分はメキシコの 領海であることを宣言する」政令に署名したことを明らかにした。

「二カイリにまで広大した。 九年には、政令によって『国有財産法』の第一八条が修正され、メキショはさらにその領水幅をで拡大した。そして、この範囲は、一九四四年の同不動産法修正の際にも再確認された。一九六でとしていたことになる。しかし、同法は、一九三五年に修正され、領水の範囲を九カイリにまいた。したがってこの場合、この法律では領水は三カイリとし、接続水域を二○キロメートルまルの距離のところまでの海域に、連邦当局の管轄権と監視が財政事項に関して及びうる」としての承認を意味していたように思われる。ただし、同法は、前記の同じ基線から「二○キロメートる公的な共同利用の財産」であると見なしていた。このことは領水の限界として三カイリの規則この法律では、低潮線を基線としてとり、「三カイリの範囲内までを領海」として「連邦に属す国内法の面での関連規定としては、一九○二年二月一八日の『連邦不動産法』があげられる。

た。また一九六〇年の第二回海洋法会議では、メキシコは、領水の幅は一二カイリの範囲内で各において、メキシコは、領水の最大幅を一二カイリとするというイタリアとの共同提案を行なっ際法の一般原則ではない」と見なしていた。一九五八年ジュネーヴで開かれた第一回海洋法会議た第一三決議を承認した。この決議では、領水幅を三カイリとする規定は「不充分であり、国の米州法律家理事会によって「海洋法制に関するメキシコ諸原則」という表題のもとに採択され規定適用には反対してきた。それゆえに、メキシコは、一九五六年二月に、メキシコの首都でメキシコは、その擁護者たちによって領水の範囲は三カイリであるとされてきた国際法の仮の

四年の中頃カラカスで開かれた第三回海洋法会議においても同じ立場をとった。できる中面カラカスで開かれた第三回海洋法会議においても同じ立場をとった。 またメキシコは、1九七位のラテン・アメリカ諸国とよびカリブ海諸国とともに調印している。またメキシコは、1九七行みろう。メキシコは、この「パトリモニアル海」の設置を提案した「サント・ドミンゴ宣言」に、「パトリモニアル海」は、この一二カイリの外側の一八八カイリの公海までの海域ということに親は富みの基線から二〇〇カイリに至るまでの海域における経済的資源開発に関する排他的な権ってしばしば繰り返しなされた「パトリモニア・海」という主張がそれである。この主張は、国は近、世界的傾向として領海二〇〇カイリを主張する国が増えてきているが、メキシコは領海によって公布された。月一八日に、また最後のものは、同年一一月二五日、それぞれ大統領やによって公布された。また 「大陸棚に関する条約」、「大陸棚に関する条約」、「法職のよよって、これらの諸条約のうち最初の三つは、一九六六年八よび接続水域に関する条約、「漁業および公海の生物資源の保存に関する条約、「公海に関すること、その「スカリを超点ない水域を漁業接続水域とするという系載な方式を提案した。

定める条件の下で漁業に従事できる、としていた。となく行動でき、またそれ以後は一九六八年の一月一日から五年を超えない期間中はメキシコがこの水域内で漁業に従事してきた外国人に対しては、一九六七年の期間中は何ら制限を受けるこう三カイリだけ拡大したことを意味していた。ただし、この法律は、暫定措置として、それまでので、これは事実上、メキシコ人あるいはメキシコが認めるものによる漁業のために、さらにも排他的漁業水域を設定した。メキシコの場合、領水は同法公布以前にすでに九カイリとしていたメキシコは、一九六六年一二月一三日、大統領により公布された法律に従って、一二カイリの

ることになったので、自動的に「排他的漁業水域」は消滅することになった。る前述の一九六九年のメキショの法律によって当然のことながらこの漁業水域は領水内に含まれめに、暫定措置を取り極めたのである。もっとも、その後、メキショの領水幅を一二カイリとすられるメキショ政府の措置により影響を受ける当事者であるこれら二国の漁業に従事する者のた一九六八年三月七日に日本とそれぞれ漁業協定を締結した。すなわち、この法の規定によって取この法の施行によって生じる問題解決のために、メキショは、一九六七年一二月二七日米国と、

### 四大陸棚

挿入された。キシュ憲法第二七条、第四二条、第四八条の修正をもたらし、それぞれ次のような文言が憲法に領の宣言に言及しなければならない。この宣言は、大陸棚を国家領域の一部に含めるための、メ大陸棚については、まずその権利を主張した一九四五年一二月二九日のアビラ・カマチョ大統

第二七条――「国家は、大陸棚および諸島嶼の海面下台のすべての天然資源を直接所有する…

を除いて、連邦政府の直接の管膳下におかれる。一第四八条――「……大陸棚および諸島……の海面下台は、現在まで州が管轄権を行使した諸島第四二条――「国家領域は、……四大陸棚および諸島、キーおよびリーフの海面下台を含む。」

なお付言しておくと、メキショの大陸棚は、四五万平方キョメートル以上ある。

田 母 間 (3)

メキシュ憲法第四二条六項は、国家領域の構成部分として、「国際法が定める範囲および方法 22 による国家領域上の空間」を含める、としている。つまり、この場合、空間の範囲と適用しりる 法支配の範囲という二つの点で、それは国際法によるとの但し書きをつけていることになる。

メキシコは、空間についての法制化に最初から関心をもっていた国の一つであり、すでに一八 八九年の万国博開催時に同時にパリで開かれた航空会議に参加している。またその後、メキシコ は、一九二八年のマドリードのイベロ・アメリカン航空条約、一九二八年のハバナ航空条約、ま た最終的に一九四四年のシカゴ国際民間航空条約によって樹立された条約体制に加入し、その祭 同条約によって設立された国際民間航空機構にも加わった。さらに、①外国航空機が地表上の第 三者に与えた損害に関する一九三三年のローマ条約、日上記のローマ条約を修正した一九五二年 のローマ条約、ヨー九二九年のワルソー条約、四一九六一年のグァダラハラ条約、ヨー九五五年 の、1ダ改正議定書等の諸条約にも加入している。

それから、メキシコは、国際航空運送に関して、次のような諸国との間に一連の国際航空協定 を調印している。すなわめ、 一九六七年三月八日にドイツ、一九六六年一○月一七日ブラジル、 一九六五年一〇月二一日ベルギー、一九六一年一二月二一日カナダ、一九六六年九月八日コスタ ・リカ、一九五四年九月一八日キューバ(――後に一九五七年七月一〇日と二六日の覚書交換により修 正――)、一九六○年八月一五日に米国(――後に、一九六五年八月四日と一九六七年九月一九日の覚書 交換により修正)、 一九五二年四月一七日フランス(――後に一九五四年一月七日、覚書交換により修

正――)、一九六五年一二月二三日イタリア、一九六一年八月二四日オランダ(――後に一九六四年 一〇月二四日と一九六八年六月一三日の覚書交換により修正――)、 一九六八年一〇月二二日 ポルトガ ル、一九六六年六月二日スイスと、そして一九七二年三月一〇日に日本等の諸国とである。

# 六 宇宙空間の問題(4)

宇宙空間の利用については、メキショはこの件に関して国連諸機関によってなされた作業にこ れまで積極的に参加してきたし、また「宇宙無線通信のための周波数帯割り当て無線通信時別行 政会議最終法」と「月その他の天体を含む宇宙空間の探査および利用における国家活動を律する 原則に関する条約(宇宙条約)」を批准していることを言っておかねばならない。 さらに、メキツ コは、一九六〇年四月一二日、米国との間にグェイマスにおける軌道ステーション共同利用のた めの協定(――この協定は一九六五年三月一日延長された――)を締結した。

前述の宇宙空間に関する条約の中には、一九六三年六月、「核兵器を地球軌道に乗せ、宇宙空 間に配備することを禁止する条約草案」としてメキツコによって事前に提案されていた数多くの 原則が見い出しうる。また他にも、諸国家が大量破壊兵器を地球軌道に乗せることを禁ずること に関してのメキシュ提案は、第一八回国連総会の満場一致の承認を受け、それは第一八八四(XV で

る条約(——宇宙損害賠償条約——)」がそれである。 三年一二月二七日上院によって承認された「宇宙物体により生ずる損害の国際的賠償責任に関す 宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定(——宇宙教助返還協定——)」、そして、一九七寸なわち、一九六九年三月一一日に批准された「宇宙飛行士の救助、宇宙飛行士の送還および宇III)決議となっている。さらに、宇宙空間に関する次のような協定にもメキシコは参加している。 7

#### 七 国 蛸

っている。メキシコは、北は米国、南はグァテマラ、ベリセ領と国境を接し、それら以外の国境は海とな

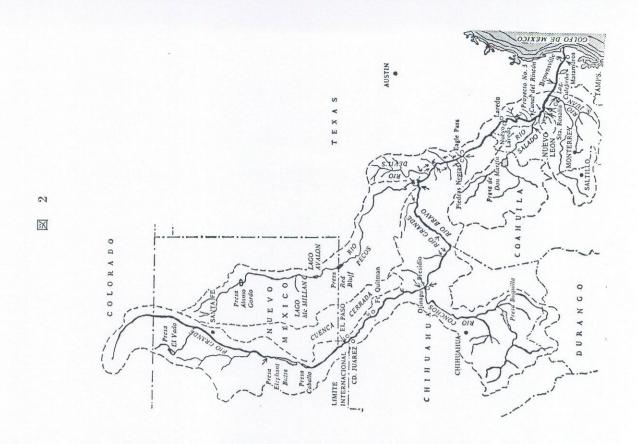
#### 一 米国との国境画定諸条約

た条約の第三条、また秘密条約の第四条において、それぞれメキシコとテキサスの境界はリオ・この条約は、事実上、公表された条約と秘密条約の二つから成り立っており、そのうち公表されラスコにおいて、メキシコのサンタ・アナ将軍とテキサスとの間に締結されたものがあげられる。新註(3) (は)

たことはメキショの国法に反することである」として非難された。ず、そしてメキショの一地方反乱地域に共和国の名とその反徒の長に共和国大統領の称号を与えってれらの諸条約に調印したサンタ・アナ将軍は当時囚われの身で自由がなく権限ももっておらの境界について記されていた。しかし、これらの諸条約は、メキショの臨時大統領によって、立主義者たちによってすでに提案されていた条約草案の第五条では、詳しくメキショとテキサスグ弾法

ルゴ条約』とも呼ばれているこの条約の第五条では、次のように規定されている。たものの――ほぼ両国間の国境が定められたように思われる。すなわち、『グァダルーペ・イダ好・境界に関する条約』である。この条約によって――後の諸条約で若干修正されることはあっる米国との国境面定において重要なのは、一八四八年二月二日の『メキシコと米国間の平和・友一八三六年の諸条約については以上のような事情があるが、実際のところこれらの諸条約より

境界線はニュー・メキシコの西側線沿いに北へ上がり、ヒラ河の第一支流と合う地点に至る。を通る)ニュー・メキシコの南境界沿いに西へ向かい、その西端まで続く。 そこから、 さらにキシコ (NUEVO MEXICO) の南境界を通る地点に至る。それから、(いわゆるパッという町の北側地から三リーグ沖のメキシコ湾上に始まり、このリオ・グランデ河の中央を上り、ニュー・メロ―もし河口にいくつかの支流がある場合はそのうち最も深い支流の河口――に面して、陸「両国間の境界線は、リオ・ブラボー・デル・ノルテとも呼ばれているリオ・グランデ河の河



……それから、さらにこのヒラ河の支流の中央を通り、コロラド河との合流地点に至る。この 両河の台流地点から境界線は、コロラド河を横切って、上・下カリフォルニアの分割線上を通 り、太平洋に至る……一

以上のようにこの条約で定められた国境は、後に一八五三年一二月三〇日の条約― 条約――によって若干修正された。メシリャ条約の第一条では次のようになっている。

「グァダルーペ・イダルゴ条約によってすでに定められた通りに、両カリフォルニア間の分割 線についてはそのままとし、両国の境界線は次の通りとする。すなわち、国境線は、グァダル ーペ・イダルゴ条約第五条の規定通り、リオ・グランデ河の河口に面した海岸から三リーグ沖 のメキシュ湾上に始まり、そこから同条約が定めているようにこの河の中央を通り北緯三一度 四七分の緯度線がこの河を切る地点に続き、その地点から西へ直線で一〇〇ァイルのところに 至る。そこから、南へ北緯三一度二〇分の緯度線まで下がり、その地点からグリニッチ西経一 一一度の経線のところまで行く。そして、さらにそこより、直線でコロラド河とヒラ河の合流 点から二〇イギリス・マイル下がったコロラド河の地点に至り、そこからこの河の中央を通り、

現在米国とメキショの境界線が走っている地点に至る……」 ついでながら述べておくと、この条約は、その第三条において、「テウアンテペック峡の鉄道 と材木道」の通過権を米国に認め、さらに「その事業の安全・維持・建設」の保護権を米国に与 えていた点は注目すべきである。もっともこの第三条は、「事情不変更条項(clausula rebus sic ア

贸

第四章

stantibus)」の援用により一九三七年四月一三日の協定によって廃棄された。

以上の諸条約により、メキシコ・米国両国間の国境はほぼ定められたが、国境をめぐる諸問題 はその後しばしば生じ、それらの問題解決のために両国間に新たな諸条約が締結され、委員会も 設立された。例えば、両国の国境を流れているリオ・グランデおよびヒラの両河の流れの方向が 変わることによって生じる諸問題解決のために、一八八四年一一月一二日、いくつかの原則を決 めた条約が締結された。またそれに続き、一八八九年三月一日別の条約が締結され、その条約に よって国境を流れている両河の河床変更による諸問題解決のための国際境界委員会が設立された。 一九〇五年三月二〇日には、一八八四年の条約を修正し、両国間で紛議を呼び起としていたリオ ・ブラボー河にできた砂州の問題解決を目的とした条約が締結されている。さらに、一九三三年 二月一日、新たな条約によって、ファレス――エル・パソ谷のリオ・ブラボー・デル・ノルテ河 の修正と、その河の流れを安定させ、しばしばその流れが変わることによって生ずる障害を除去 するための工事を行ならことが承認された。それから一九六三年入月二九日には、チャミサルの メキショへの返還と、若干の国境変更を行なうことを確認した条約が締結された。そして、一九 七〇年一一月二三日、両国は国境問題解決と両国の懸案となっている諸問題解決のための有効な 方式の確立を希望し、「懸案となっている両国の境界の相違を解決し、リオ・ブラボーとコロラ ド両河をメキシコ・米国間の境界線として維持するための条約」を結んだ。この条約の第一条に よって国境の修正が行なわれ、メキシコは、若干の土地を米国に譲る代わりに、いわゆるコルテ

ス・デ・オヒナガ――プレシディオの土地を得ることとなった。

# **U** グァテマラとの国境画定

て、両国の境界を吹のように定めている。スコ区においてもっているとそえる諸権利を永久に放棄する」としている。そして第三条におい約」によって定められている。その第一条によると、グァテマラは、「チアパス州とそのソコスメキシコとグァテマラの国境は、一八八二年九月二七日両国間で締結された「境界に関する条

ライ河)の最も深いところの中間線──前述の緯線とこの河が交差するところから、タバスコ場合にはティ河の最も深いところと合う地点まで──。 国ウスマシンタ河 (場合によってはチーそこから東方へ向かい、ウスマシンタ河あるいはこの緯線がウスマシンタ河と交差しない助しれたブエナビスタの山頂とイスブルの丘の頂の垂直面によって決定された線──その線がの垂直面によって決定された線──その線がの垂直面によって決定された線──その線での垂直面によって決定された線──その場合の垂直面によって決定された線──とのスチアテ河と合うところから、ブエナビスタの山頂といるの上面とららところから、ブエナビスタの山頂ところ(それゆえにその監視所はグァテマラ領内にある)の垂直面を同河が切る地点まで──。 目前述タオナー火山の頂上を通ってトラルキアーン看視所の最前端の柱から二五メートルの距離のと「○スチアテ河の中間線──スチアテ河の最も深い河口から三リーグ沖の海域のところから、

举

一八八九年四月二日、メキシコとグァテマラ両国国境委員会の委員長間で条約が締結され、そ の条約は、それぞれ両国の委員会によって別個に作成された境界地図は「同一であり、土地に関 して認められている資料および以前の諸条約とも完全に一致するものである」と述べていた。 メキシコ、グァテマラ両国は、一九六五年二月二八日に起きたような両国の友好関係を損なう 国境紛争事件の再発防止のため、一九六五年の七月一六日と八月二四日に覚書を交換し、そのよ うた場合の取るべき措置に関する取り極めを行なった。すなわら、国境警備官の銃砲等の使用制 限と、公式の抗議回避のために事実解明の調査を即時行なうこと等がそれである。

#### 訳註(3) 三ベリセ領との国境

ベリセ領との国境に関する条約としては、次のようなものがあげられる。

□ 一七六三年二月一○日、スペインとイギリスの間で締結されたパリ条約。この条約によ

り、イギリスは、バイア・デ・ホンジュラスおよび「新大陸のスペイン領以外の地域」にお けるすべてのその要塞を壊すことを約束し、その代わりに染色の木栽培の認可保証を得た。

□ 一八二五年、メキショとイギリス間に締結された条約──もっとも、この条約は発効し なかった―。

□ 一八九三年七月八日に締結されたメキシコと英領ホンジュラスとの国境条約および一八 九七年四月七日の付属協定――この付属協定は、英領ホンジュラス海域におけるメキシコ商 船の航行自由の確保を目的としたものであった――。

一八九三年の条約は、その第一条において、メキショとベリセ間の現在の境界を次のように 定めている。「境界線は、アムベルグリス小島およびその付属の島々とユカタン州を分けてい る海峡のボカ・デ・バカラル・チュに始まり、それら小島と大陸間の海峡の中間点を通り北緯 一八度九分まで南西へ、その後付属地図に印をつけられているように二つの小島の中間点へ北 緯一八度一○分まで北西へ進む。そこから西へ曲がり、まず西経八八度二分まで同方向を進み、 次に北緯一八度二五分まで北へ上がる。さらに、そこから境界線は、西径八八度一八分まで西 へ向かい、この西経八八度一八分の経線をホンド河の河口と合う北緯一八度二八分のところま で上がる。それから、その河の最深部を通り、イラ・アルビオンの西側を通過し、アスル川を 上がり、この川がメキショ、グァテマラ、英領ホンジュラスの境界線が交差しているところの 北側地点にあるサルト・デ・ガルブット(Salto de Garbutt)の頂点と合う所まで続く。そこか &

斌

#### 八 国境および領土の問題

#### 「 トルルラ (EL CHAMIZAL) (会) 監報(は)

nから切り離されたことから生じた。 ボー河の流れが変わった──ことにより、現在のファレス市北側のメキシコ領土の一部がメキシして確定されたリオ・ブラボー河の氾濫の結果その流れが南に移動した──すなわちリオ・ブラ問題は、一八四八年のメキシコと米国間の国境条約の規定に従って一八五二年に両国の国境線とこの「チャミサル」は、長い間、メキシコと米国の両国関係を損なってきた問題である。この

締結し、メキシコ、米国の両国と、議長となる第三国すなわち丸ナダの代表の三人から構成されされたが、この問題は解決されなかった。それゆえに、両国政府は一九一〇年六月二四日条約を定によって「国境国際委員会」が作られ、一八九四年「チャミサル」のケースは同委員会に付託離されたこの土地についての覚書をワシントン政府に手渡した。そして、一八八九年に至り、協一八六六年、ファレス大統領の訓令により、米国駐在メキシコ大使は、メキシコ領土から切り

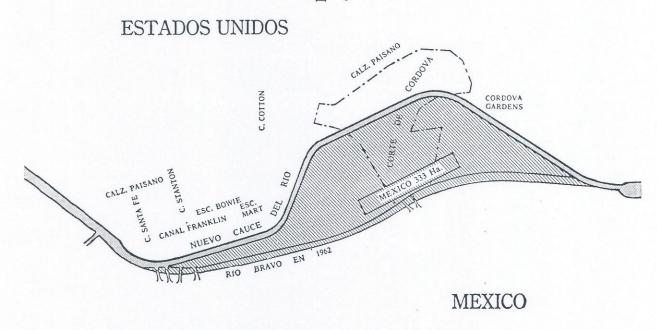
限のみを与えたのである、としてこの判決に反対した。そのような土地分割の権限を与えておらず、その土地全体がどちらの所有になるかを決定する権正確なリオ・ブラボー河の位置を知ることは不可能であり、また第二に、仲裁契約では委員会に部の土地所有権はメキシュにある」。しかし、米国代表は、まず第一に、一八六四年の氾濫前のの河の中間線との間に含まれているチャミサルの部分の土地所有権は米国にあり、それ以外の残にエモリーとサラサールによって引かれたリオ・ブラボー河の中間線と一八六四年の氾濫前のこるカナダの両委員の多数決によってなされ、その内容は次のようなものであった。「一八五二年る仲裁委員会にこの紛争を付託した。その仲裁判決は一九一一年六月一五日メキシュと議長であ

三年一二月二七日メキショによって承認された。キショ市において締結され、一九六三年一二月一七日米国上院によって批准、また同じく一九六問題解決の基礎がすえられることになった。その協定は、両国によって一九六三年八月二九日メ「チャミサル問題解決のための米国・メキショ間の協定」を結ぶことを約したことにより、このった。しかし、ようやく一九六二年に至り、メキショと米国の両大統領が共同宣言を発表し、メキショは、この仲裁判決を米国に履行させるための努力を繰り返し行なったが、成功しなか

リオ・ブラボー河(RIO BRAVO)の北にあるいわゆる「コルテ・デ・コルドバ(CORTE DE COR-変更となるが)領土補償をするといったことによる若干の修正を行なった。 すなわち、 メキシコはこの協定は、基本的には一九一一年の判決を尊重したものであるが、実施方式に関して(国境の

贸

义 3



DOVA)」 いたれる土地の一部や米国 (LOS ESTADOS UNIDOS DE NORTEAMÉRICA) と 訓練し、 その代わりにその当時まで米国領土であった別の土地をメキショが取得することになった(図3 物區)。

一九六八年一二月一三日、メキシコ大統領ディアス・オルダスと米国大統領ジョンソンが共に その式典に参列し、チャミサルの返還に関する協定に従って両国間の国境となる新たなリオ・ブ ラボー河の河床 (EL NUEVO CAUCE DEL RIO BRAVO) が開かれた。

# コロラド河の塩害とメヒカリ谷の農業被害(%)

この問題は、米国による塩土の洗浄と地下の塩水鉱脈の抽出作業によって、メキシコを流れて いるコロラド河が塩分で汚染されたことから生じた。すなわり、コロラド河の水が高濃度の塩分 を含むことになったために、その水は農業用に役立たなくなったばかりかメキショのメヒカリ谷 の広い地域を農作物が育たない土地に変えてしまったのであり、その結果メキショと米国両国間 の紛争を引き起こすことになった。もっとも、公式には共に慎重であるために――生活手段を失 いかけている人々の切実な苦悩を必ずしも反映していないが――紛争はある一定の限界内に抑え ひだんいる。

この問題解決のための、またメキシュの抗議の基礎となる法的根拠としては、まず第一に、一 九四四年二月三日メキショと米国間で締結された「国際河川条約」があげられる。その「第三 8

さらに、条約の他の条文を基準にして見てゆこう。 ↑ 第一○条り項の最終節のところでは、「極端な早越、あるいは米国の灌漑設備の重大な事 故によって決められた量の水をメキシュに引き渡すことが難しくなった場合には、メキシュに 50

こういった用途に役立たないことははっきりしているであろう。

ことがまず優先されればならないことであるが――解釈すれば、問題の水は、「家庭・農業・牧 畜・工業用 I に利用でき役立つものでなければならないものであり、高濃度の塩分を含んだ水は、

以上のような条約の解釈に際しての一般に認められた基準に従って、それを文字通り―

わりに「国境・河川国際委員会」を設置し、この「国境・河川国際委員会」が、条約適用の際に 生じる紛争を解決することになっている。そして第三条で、国際河川の共同利用に関してこの委 員会によって採用されればならない規準の優先順位を、「①家庭および自治体の利用、②農業お よび牧畜……」と決めている。またこの条約の第一条では、条約の中で用いられている用語の定 義があらかじめなされている。その第一条の引項において、"derivar"という用語は、家庭・農 業・牧畜用に水を他の場所へ移したり集めたり利用するといった目的をもった水を得ることにつ いての意識的な行為である、とし、その行為のために、ダム、分水間、側面の水取り入れ口、ポ ンプやその他の手段が用いられる、としている。

「国際河川条約」の第二条では、すでに一八八九年に設立されていた「国境国際委員会」の代

問題解決の糸口を見い出すことができょう。

水の月割り引き渡しの年間表についての規定である。

ばならなかったと理解すべきかどうか、その点を明確にすることがポイントとなる。それを明ら かにするには、条約のいくつかの規定を検討することが必要であり、そうすることによってこの

いとする米国の一部の人達の主張にある。したがって、米国が行なった約束は、水の質は問題と せずにただ水を送ることだけであったのか、それともその水は農業用に利用できるものでなけれ

この問題の核心は、米国がメキシコに送り込む水の質についてはこの条約では決められていな

トロールに関する処置について規定している。第一四条は、米国領内のトド・アメリカ運河(CA-NAL TODO AMERICANO) 使用によるメキシュの料金支払いに関するものである。第一五条は、

る。第一〇条は、メキシュに送られる水の量について決め、第一一条は、その水の引き渡しの諸 条件を定めている。第一二条は、コロラド河に関連した工事を行なりことについてのメキシコと 米国双方の一連の義務を規定している。第一三条は、コロラド河下流における洪水・増水のコン

一月入日に行なわれた。 この条約の「第三部」はコロラド河に関する規定であり、それは第一〇条から第一五条まであ

されているが、条約の基本規定については何ら修正されてはいない。この「国際河川条約」は、 一九四五年四月一八日、あまり重要性をもたないいくつかの説明つきで米国上院によって批准さ れ、メキシュ上院も同年九月二七日同様にこの条約を承認した。批准書の交換は、一九四五年一

部」はコロラド河に関して規定している。その後、一九四四年一一月に、この付属議定書が締結

强

以上、メキシュの主張の正しさを立証する根拠として、「河川条約」をもとに論述してきたが、 たとえこの「河川条約」が存在しなくとも、一般国際法によってメヒカリ谷の汚染をなくするよ うに米国に要求する法的手段がメキシコに与えられている。事実上、米国は自己の行為によって 国際河川であるコロラド河の水質を変えてしまったのであり、それは次の二つの点で米国の責任 となる。一つは、当然メキシコに帰属している灌漑用の水利権をメキシコから奪った点である。

水を毎年一定量米国から得るための条約を結んだなどと考えるのは理に合わないことである。 以上述べてきたような条約の解釈の正しさについては明らかに疑いえないところであり、「水 の質についてはこの条約では決めていない」とする米国の主張は、公平な立場に立ついかなる裁 判官あるいは仲裁者の審査にも決して抗しうるものではないであろう。

これまで条約の条文を中心にして見てきたが、「有効性」というもう一つの別の解釈基準を用 いて考えてみよう。その際なによりも、この条約は当時者双方によってその利益確保を目的とし て締結せられたものであることを想起してみる必要がある。つまり、メキシコは、塩分を含んだ

引き渡す義務についての限界を設定したといったことが考えられようか。おそらくそうではな く、この規定は、この河川条約の起草者達が送る水を財産あるいは財産の源泉として考えてい た明確な証拠であり、それゆえにそれぞれの義務をはっきりさせておくことが重要となったの であると見るのが真実ではないだろうか。

シュに引き渡す義務はない」となっている。すなわら、米国は役立たないばかりか有害な水を

運河の水の利用に対して金を支払うなどといったことはありえようか。 図第一五条り項では、「米国は、定められた量以上の水をトド・アメリカ運河を通じてメキ

〕 第一四条は、メキシュが「コロラド河の水のメキシュへの割り当て量の一部」が入ってく るトド・アメリカ運河の水を利用した際に、米国に対して支払わればならない金額が定められ ている。その場合、役立たないばかりか土地を駄目にする塩分を含んだ水を受け取るのにその

らない水を調整するために利用される」となっている。この規定は、明確には言及していない ものの米国より送られている水の量が減らされるということはメキシュにとって損害となるこ とを暗に示している。ということは、メキショが受けとる水は、減らされることによって損害 になるような水質のものでなければならないことになる。もしその水が塩分を含み灌漑に利用 できないようなものであれば、その水を受け取らないことはメキシュにとって被害を免れこそ すれ決して損害とはならないであろう。

トこれのかもる。 ① 第一二条り項は、デービス・ダムについて、「その能力の一部は、メキシュに送らればな

割り当てられている水の量は、米国での消費が節減されたのと同じ割合の量だけ減らされる」 といっている。すなわちこれは、米国は早魃によりメキシュに送っている水を必要とする際に は、明らかにその早越被害を緩和するために――もちろんそういった目的には塩分を含んだ水 は役立たない――メキシコへ送る水の量を減らすことができるように、とこの条項の中で考え

国際判例では、(スペイン対フランスの)ラゴ・ ラヌーのケースにおいて国際河川の水の利用に関 8 する諸条件を定めており、そこでは国際河川の水の量も質も共に変えてはならない、としてい る。もう一つは、コロラド河の水の人為的(――人間の行為に起因するものであるがゆえに「人為的」 といえる――)な汚染によって、メヒカリ谷の農業に多大の被害を引き起こした点である。トレイ ル鋳物工場のケースに関する判決を検討すれば分かるように、土地の洗浄や塩水鉱脈抽出による 水の汚染についての罪を問われる行為が米国の領土上においてなされたという事実は、弁解の余 地がないであろう。トレイル鋳物工場のケースでは、その判決は、カナダには不利な、米国には 有利なものであった。すなわちその判決において、カナダは、カナダ領土で生じ米国の国境地帯 に拡がった有害な煙の結果、すでに米国に与えた損害については賠償を支払い、またその損害の 原因を除去するよう命ぜられた。つまり、この塩害をめぐる紛争についても同じであり、その正 しい解決は、米国がコロラド河の水質汚染の原因となっている行為を直ちに止めることと、メキ ツョの農業に与えた損害については適切な賠償を支払うことであろう。

一九六五年五月二二日、メキショとワシントンにおいて同時に、両国国境河川委員会第二一八 令が発表せられた。メキシコでは発表に際して外務大臣コミュニケと大統領宣言が出された。双 方による承認を得た場合、この委員会令には問題解決の基礎となるいくつかの勧告が含まれてい た。その中の最も重要な勧告は、次のようなものであった。

「米国は、自費でコロラド河の左側に沿ってモレロス・ダムの下のところまで毎秒一〇立方メ

ートルの処理能力をもったウェルトン・モホーク区の排水を導入できるような現在の運河を延 長する工事と、モレロス・ダムとアラス排水溝口との間の区間の運河延長に際して、ウェルト ン・モホーク区の排水をモレロス・ダムの上あるいは下の河床へ流れ込ませるような設備工事 を行なら。一

この取り極めは運河延長工事から五年の有効期間をもつものであり、期限切れに際しては、そ れをそのまま延長するか修正が必要かが決められることになっていた。またメキシコは、「この 第二一八今の諸規定は、一九四四年二月一日の河川条約および法の一般原則についての国家の権 利を侵害するものではないし、先例となるものではない」と主張し、それは文書の中にとり入れ ひれた。

一九七二年六月一七日、メキショと米国の両大統領が会談し、その際共同コミュニケが発表さ れた。この共同コミュニケにおいて、水質を直らに改善するための協定の大枠が決められ、それ に基づいて国際境界委員会第二四一令が作られた。第二四一令は、前述の第二一八令を廃したも のであり、米国がモレロス・ダムの下に棄てるウェルトン・モホーク区の排水の半分以上の入れ 換えを約束することを内容としたものであった。さらに両国間においてきわめて重要と考えられ るこの問題解決のための協定が一九七三年八月三〇日締結されたが、それが国際境界委員会第二 四二令である。この協定によると、米国はメキシュに引き渡す水の塩分含有量を減らし、有害な 影響が生じないように硝石を含んだ水を棄てるための共同行事に加わることを約束している。し

題

のメキシコの財源獲得交渉を支持することだけに限定していた。は、米国の責任をただメキシコにおける工事を援助することと、メヒカリ谷の改善と復興のためかし、メキシコに与えた損害の賠償については、この協定はきわめてあいまいである。同協定で

#### 三ベリセ問題

ついての公式の説明がなされている。「メキシコ政府によって米州保護領委員会へ提出された報告書」の中で、そのメキシコの論拠にの回復の対象とされてきた領土である。メキシコは、その領土請求の一連の論拠をもっている。ブリティッシュ・ホンジュラスとしても知られているベリセ領は、長い間メキシコによってそ

間の一七八三年の講和予備諸条項と同年の確定講和条約。®スペインとイギリス間の一七八六年とイギリス間の一七六二年の講和予備条約と一七六三年の確定講和条約。倒スペインとイギリスンス、イギリス、オランダの四国間で締結された一七四八年のアキスグラーン条約。例スペイン、スペイン、フランス、イギリス三国間に締結された一七二九年のセビリャ条約。国スペイン、フラスペインとイギリス間の一六七○年のマドリード条約および一七一三年のユトレヒト条約。回ススイン、フラ見と開発の事実。⑤法王アレクサンドル六世の教書 Inter coetera (植民地分界線に関する教書)。⑤ベておく必要があろう。スペインの主権の根拠は次の諸点にある。①スペインによるベリセの発まずに、この領土に対するスペイン――かつてのメキシュの支配者――の主権について述まずま

カタンの総監領に属していたことを示す一連の地図、声明書、行政諸規定が存在する。一七年と一八一九年のイギリス議会宣言。そのほかにも、スペインの植民地時代にはベリセがユの条約。例スペインとイギリス間の一八〇二年のアミアン和約と一八一四年の付属条項。①一八

正作。 際に、ベリセに関する諸権利を譲り受けるためマドリード駐在イギリス代表によって行なわれたこ五年の条約は批准されなかった──)。 ⑤メキショとスペインの代表者間での講和条約締結交渉のUti possidetis. ⑤一八二五年と一八二六年にメキショとイギリス間で締結された諸条約(──一八ての権利はどうかといえば、それは次のようなものに基づいて主張できよう。 ①一八一○年のベリセに関するスペインの主権は以上のように認められるが、さて、メキショのベリセについ

イプの歴史的諸権利の上位に存在するものでなければならないと考えているからである。 ベリセ行使を妨げることを望んでいない。 なぜならば、メキシコは、民族自決という原則はあらゆるタく、自治を開始している領土と対峙しなければならなくなっている。 メキシコは自治権の自由なベリセ問題において、いわばメキシコは、今日、 植民地体制下にある領土をもっている国ではなを与えるところまで進むであろうと考えられる自治権をベリセ領に付与している。 したがって、今日この問題を別の観点から見ていることに注目すべきである。 事実上、イギリスは完全な独立えようとしていたが、これは大いに法律上の問題を提起するものであった。しかし、メキシコは、スようとしていなが、これは大いに法律上の問題を提起するものであった。しかし、メキシコは、イギリスは自己利益のためにイギリス海賊の不法な定住を地立権を

94

ることになろう。動分野での両国民間の協調を促進し、ベリセの住民が自分自身の運命を自ら決定できるようにす問題に関するメキシコのこの現実主義的人道主義的態度は、両国民間の接近を図り、あらゆる活

#### 四 カリフォルニア湾(コルテス海)の回復

つかあるが、それは吹のようなものである。 は依然残されている。その残された他の部分についてのメキシュの回復請求の理由としてはいくあると宣言した政令に署名したことを発表した。しかし、この湾の他の部分に関する主権の問題およびサン・ロレンソの諸島の北側に位置しているカリフォルニア湾の部分はメキシュの領海で一九六八年の数書において、ディアス・オルダス大統領は、ティブローン、サン・エステバン

#### 义 地理的理由

内に深く入り込みほぼ内海となっている。この常は特別な形状をなし、すなわちそれはきわめて長く、湾口との関連で見ればメキシコ領

#### 闵 経済的理由

-ションと通行の合理的かつ自然のルートとなっているので、バハ・カリフォルニア半島の統合要な役割を果たしらる。その上、カリフォルニア湾はバハ・カリフォルニア半島とのコミュニケメキシコの全域は、地理的、経済的な一つの単位を形成し、その発展にはこの湾はきわめて重

させることにつながると思われるからである。この湾の海水の質は養魚にとって理想的な条件を備えており、その結果隣接海域の漁獲量を増大海域で角をとっている諸国をも利しらる巨大な養魚場をこの湾に作ることになろう。というのは、この海域に及ぶことはそれは同海域における漁獲量の減少を意味することとなり、その結果隣接かしそれはさておき、メキシュの産業能力が依然比較的低いことを考えれば、メキシュの主権がて、カリフォルニア湾の漁業資源に対するメキシコの請求を根拠づけることは容易であろう。しれる。他方、海岸に近いところの天然資源を保有しようとする発展途上国の世界的な傾向より見はこの湾がメキシュの主権に属するかどうかということにきわめて負うところが大きいと考えら

#### 〇 政治・戦略的理由

こういった米国によるメキシコ領土の吸収については、不幸なことだが、メキシコはそれほど遠ることを考えるならば、近い将来このバハ・カリフォルニアは米国領に吸収される危険がある。のバハ・カリフォルニアに米国領であるカリフォルニアが隣接し、この地域に拡張勢力が存在すては、この湾のためメキシコ領土から切り離されたようになっている。さらにそれに加えて、こ態が起こる可能性が容易に考えられる。その上、メキシコ領土の一部であるバハ・カリフォルニしても、それが国際海域であるならばそのことによってメキシコ政府は手を出せないといった事たがって、そのような状況下では、この海域がメキシコ国家の安全に反する目的で利用されたとこの湾は、メキシコの国家領域に深く入り込み、国家領域を分割しているといってもよい。し

### 囟 歷史的理由

スペインの統治時代には、この常はスペインの行政区画の一つであるヌエバ・エスパニャ領の 一部であったことは疑いなかったし、事実そのことについて議論がなされたこともなかった。外 国船がこの湾に入ることは、海洋自由原則の行使としてよりも、国際法違反行為とみなされた。 米国は、一八四八年のグァダルーペ・イダルゴ条約や一八五三年のメシリャ条約において、この 海域のメキシコの主権を承認していたことを指摘しておかねばならない。事実、グァダルーペ・ イダルゴ条約の第六条は次のようになっている。「米国の船舶および市民は、常にコロラド河と ヒラ河の合流地点から米国領に向かってのコロラド河、および前条に示されている国境線の北側 の米国領からのコロラド河、そしてさらにカリフォルニア湾の自由かつ無害通行権をもっている。 すなわちこの通行権はカリフォルニア湾とコロラド河を通過航行させるべきものと理解される」。 同様にメシリャ条約においても、「米国市民および船舶は、米国領に向かってのおよび両国国境 線北側の米国領からのカリフォルニア湾の自由かつ無害通行権をもつ」ことを確認している。 この二つの条約の規定を正確に解釈すれば、米国はこの湾に関するメキシュの主権を認めてい たと断定できるであろう。というのは、公海の自由通行権は当然すべての国がもっているもので あり、それをわざわざ条約に規定して米国がその権利を得ようとするのは理に合わないと思われ

るからである。また同時に、米国は、この常はメキシュの領海であるとも考えていなかった。な

ぜならば、領海における無害通行権は当然のことながらすべての国が有しており、これまた条約 でわざわざ取り極める必要がないからである。結局、この二つの条約は、専ら内水を構成してい る湾の通行権を与えることをより具体的に述べたものと考えられよう。それから、メキシュにそ の主権がある結果、一つの権利として明らかに出てくるものだが、この常における漁業権を米国 は全く請求しようとしなかった点も注目すべきこととして指摘しておきたい。

一九一四年頃、メキシュの革命期間中に、外国船のこの湾への侵入に対して、メキシュの地方 官憲当局による抗議がなされたことはあったが、第一次大戦後においては、日本の船舶が時々こ の湾に現われたもののメキシコ政府は公式の抗議をしなかった。その理由は、メキシコが当時そ のことよりももっと直接的な関心事が他にあったことや、(いまだ探査されていないことにより適当 な水路がないために外国船が湾に入ってきたのであろうが)それをあまり重要視しなかったということ、 また抗議を効果的に行ならための手段を欠いていた――メキシコはそのように考えた――といっ たことによるものであった。しかし、この湾への外国船の侵入は、新聞等を通じての民衆の抗議 という形での反発を呼び起こした。だが、第二次大戦以後は、この湾への外国船の侵入はしばし ば行なわれているが、それに対してメキシュ側は公式の抗議をしていない。

以上のことから、この常はずっと以前からメキシュの領域と考えられてきたが、ここ二五年な いし三〇年前頃から初めてそのことに疑問がもたれだしたものと思われる。その場合、ずっと以 前からの慣行が、メキシコ政府の明らかな怠慢(いくつかの例外はあるものの)による場合も含めて、
の

題

ここわずか二五年ほどの間に見られた「現状」に反する行為によって破られるものなのかどうか 8 ということが論議されることになろう。

この問題については、誠意をもって当たれば、外国の利益を満足させると同時に、この常にお けるメキシュの主権という国益を擁護することができるような解決法を見い出すのは困難ではな いように思う。

# 第五草 政 府 承 認

### 一エストラーダ主義

政府承認に関するメキシコの立場は、一九三〇年九月二七日、時のメキシコ外相エストラーダ によって表明されたいわゆるエストラーダ主義によっている。メキショがこの主義を宣明するに 至った動機は、一九三〇年九月二七日エストラーダが発した宣言の冒頭のところで、「南米の諸 国に起きた政権の交替によって、メキシュ政府としてしばしばいわゆる『政府承認』理論を適用 する必要が生じた」と述べられている(もなみに、この「政権の交替」は、ペルー、ボリビア、アルゼ ンチンで起きたもので、これら諸国の新政府は「それぞれの国において『事実上』の支配を行なっており、 その国内に強力な反対勢力は存在しない」として米国によって承認された)。

このエストラーダの説明はたしかにその通りであるが、しかしもう少し掘り下げてその動機を 考えてみると、それはより直接的にメキシコに関係したものであったことが分かる。エストラー ダ主義を発するに至った動機を当時のメキシュ外交史の文脈の中で探し求めてみよう。メキシュ 85

紅華 政府 承認

国家主権の侵害ともいえる条件を受け入れざるをえないからである。状態から脱したいと願う政府は、不満であってもその承認と引き換えに他国が強要するしばしば法に行なわれた政権の交替(――それは厳密には国内問題であるが――)によって陥った国際的孤立はっきり言えば国際的「強請」の手段として利用されることを意味している。というのは、非合件付き承認であった。この条件付き承認というのは、政府承認が国家の外交政策の手段、もっとの義務を認めないうちはその政府に対して承認を与えないといった承認と引き換えのいわゆる条がそもそもこのような宣言を発することによって回避しようとしたことは、当該政府がある特定

日市民を一九一七年憲法の適用外としない間はオブレゴン政権を承認しないということであった。別法も――所有権に関する効果を持ちえないことを表明する」ということであった。つまり、米別をもたないと宣言し、またその憲法や法令も――どのような政令、軍事・行政命令、連邦法、対サシュ憲法およびこの憲法に関連した一九一五年一月六日の法令も共にその適用に際して遡及認しないとメキシュに通告してきた。その責務とは、「メキショは、一九一七年五月一日施行の時に公表された条約案で規定されている次のような責務を引き受けない間はオブレゴン政権を承定の条件をもち出した。一九二一年五月二七日、米国は、国務長官宣言によって、メキシュが同わら、米国は、同政権承認に際してメキシュの国内問題への受容しがたい干渉ともいえるある特けのような事態が、オブレゴン政権時代(一九二〇—11四)のメキシュにおいても生じた。すな

連した国家的理由から出てきたものであることが理解できよう。は、単に「南米諸国に生じた政権の交替」という理由よりも、もっとより直接的にメキシュに関った歴史的背景の下にメキシュのエストラーダ主義は宣言されたのである。したがってこの主義ないという条件付きで行なわれたのである。このような事態を以後避ける目的をもって、そうい釈することに同意するということ、もっとはっきり言えば米国市民には一九一七年憲法を適用し来国によって与えられたオブレゴン政府の承認は、メキシュ政府が一九一七年憲法を制限的に解を含む一つの秘密協定とから成り立っていた。事実上、そのメキシュ監法の解釈というのは、オよび農地改革問題におけるメキシュ憲法の解釈についてのメキシュによって受け入れられた妥協は、11つの賠償委員会の設立を規定した二つの条約(メキシュ上院によって承認された)と、石油おは、11つの賠償委員会の設立を規定したこうの条約(メキシュ上院によって承認された)と、石油お約に調印することはできないし、またそうすることは適当でもないし不必要でもある」と答えた。よシュの政信と主権を侵害するものである。したがってメキシュはそのような条件付きでこの条

達させた。なぜならば、その行為は、他国の主権を侵す上に、好むと好まざるとにかかわらず訓令を発して、メキシコは承認を与えるといった意味のことは発表しないことを駐在各国に伝「メキシコ政府は、最近政治危機にある諸国に駐在しているメキシコの公使および代理公使にエストラーダは、その宣言の核心部分で次のように述べている。

いうこと、また同様にメキシコに駐在している当該国の外交代表を引き続き受け入れるかとい下すことはせずに、ただメキシコの外交代表を当該国にそのまま駐在させるか引き揚げるかと政府の維持あるいは交替の権利を尊重し、それについて直ちにまた事後においても特に評定をたがって、メキシコ政府は、政府承認の必要が生じた際、当該国の国民がもっているその自国て、他国政府の国内問題の評定を行なうに等しい侵害行為とメキシコは考えるからである。し事実上外国政府の法的機能について決定するといった批判的ともいえる行動をとることによっ

、ルを決定することに関して、国家は基本的に自由裁量権をもっていると考えられているからでうのは、現在の国際慣行では、外交関係の維持やまた外交関係の樹立あるいは維持の際にそのしのような権利を行使しても、それは国際法原則とかけ離れた行為であるとは思っていない。といのままとしたり、また格上げしたりすることができる、と考えている点である。メキシコは、こ外交関係を維持あるいは断絶したり、さらには常駐か一時的な形式での代表レベルを下げたりそれるかそれとも退去を要請するかといったことの自由裁量権は留保し、すべてのケースにおいて、表を引き続き駐在させるか引き揚げるか、またメキシコ駐在の外国の外交代表を引き続き受け入についての価値判断をメキシコは行なわないことを意味している)。第二は、メキシコは、その自国代認めないということである(つまり、これは外国政府の正統性、非正統性といった他国の国内管轄の問題この宣言文は、結局、まとめると次のようなことになる。一つは、メキシコは政府承認主義は

#RNO°

き認めているからである。 き認めているからである。 うこと (――これらのことは、結局承認を与えるか否かということになるが――) に関する権利は引き続在させるか否か、またメキシコ駐在の外国の外交代表を引き続き受け入れるか退去させるかといいては受け入れているといってもよい。というのは、メキシコの外交代表をそのまま引き続き駐り、実際メキシコは、この主義によって政府承認原則の行使を斥けているものの、その趣旨につも、事実上暗黙のうちに他国政府の正統性についての価値判断を行なっている点にある。すなわ主義の一大欠陥は、たしかに形式上はその成立した政府に関する価値判断を除去しているとしてということであり、その目的は条件付き承認を非難することにあった。しかしこのエストラーダ結局、エストラーダ主義は、政府承認に際して、その正統性に関する一切の価値判断を止めた

述べることを避けているけれども、その行為は暗々狸に価値判断を行なっているのであり、政府そうしたのである。だから、メキシコ政府は、承認を与えるとか与えないとかいうことについてコの外交代表を引き続き維持することを決定した場合、当該政府を結構であると考えたがゆえに府に対して好感をもっていないがゆえにその決定をしたと考えればならない。また逆に、メキシシコの外交代表を引き揚げあるいはメキシコ駐在の外国代表に退去を要請する場合、その当該政的な動機によってそうするだろうと思われる。それゆえに、メキシコが外国に駐在しているメキメキシコはその態度決定の際、おそらく論理的に、つまり単なる成り行きまかせではなく合理

腦

蔗

第五章 政府 承認

ーダ主義に与えることになろう。いったようにその主義を拡大したならば、現状では欠けている実効的な真の意味をこのエストラ悪の感情は別にして、その国民との関係を維持することを表明し、「事実上」の承認を与えると承認の原則を行使しているに等しいといえる。もしメキシコが、例えばその当該政府に対する好

るような解釈は明らかに誤っている。りしうるメキシコ政府の自由裁量権を保持するものである。したがってオッペンハイムに見られめた見方である――)、この主義は、外交関係を維持したり、あるいは外交関係のレベルを下げた交関係を維持する義務について述べたものではなく(――実際のところそのような解釈は独特な、奇かし、すでに指摘した意味において、このエストラーダ主義は、どのような状況の下であれ、外に入れず、可能な程度において外交関係を維持する義務を表明したものである」としている。しょシコの外相によって一九三○年に発せられたいわゆるエストラーダ主義は、革命的変更は考慮この主義については、しばしば誤った解釈がなされている。例えば、オッペンハイムは、「メ

置をとりうるといった圧力行使の可能性を常にもっている。実際承認行為に際して価値判断をすかについての権利は留保しており、ある特定の要求を貫くために外交代表の維持か引き揚げの措うが受け入れまいが、ともかくこのエストラーダ主義は、その外交代表を維持するか引き揚げるて利用されることになるのを避けようという意図からである。しかし他方で、国家が受け入れよこの主義が発せられた理由は、すでに指摘したように、政府承認が国家に対する圧力手段とし

っている他の一部の国家の行為と同じであるといえる。
うとせずに、それぞれの具体的な状況下においてただ承認を与えるか否かということだけを行なこれは、いわば承認原則をとっているものの明確な価値判断をせずまた特定の条件を履行させよ在がそれを妨げているのではなく、政治的行為の結果によるものであるからである。それゆえに、可能性を残しており、またその関係を変更しようとしないならば、それはエストラーダ主義の存というのは、外交代表の維持か引き揚げといったことにより、他国との関係を変更する事実上のるのを拒否しているものの、それはエストラーダ主義において単に形式的なものとなっている。

た自由裁量はまったくなくなり、政府承認原則も実際上破棄されることになろう。
ダ主義の実際上の意味をなくすような解釈はやめて外交関係が常に維持されるならば、そういっ認といった区別をせずに、また外交代表の維持あるいは引き揚げといったことによるエストラー現実の法的制限を行なうものではないことが分かろう。もし「事実上」あるいは「法律上」の承な行為として見られる自由裁量性(――その行使に際しては暗黙の価値判断が見られる――)に対する以上のことから、結局、エストラーダ主義は、外交代表の維持か引き揚げという優れて政治的

キシコは、メキシコ革命後外交的孤立状態に陥り、強国――特に米国――に対してその独立を維エストラーダ主義を考える際に、次のような背景を頭に入れておかねばならない。すなわち、メ合理なものとの印象を読者に与えたかもしれない。しかし実際は決して不合理なものではない。これまでエストラーダ主義について見てきたが、今までの分析を通じてエストラーダ主義は不

持するために懸命に戦わればならなかったという事実である。その独立維持のためメキシコはあ
。 らゆる法的手段を利用し、強大国の圧力から免れるための防御と牽削の武器となるエストラーダ 主義のような新たないくつかの手段を考え出すといったことすらしなければならなかったのであ 10°

以前米国の国際法の教授達と討論した際、彼らは、メキシコは馬鹿げた法律主義的立場をとっ ており、政治的考慮(――彼らによればきわめて重要なこと――)が優先しなければならないのに、国 際法を尊重し適用しようとしたためにメキシコはその外交において大きな間違いをしでかしてい るとして、メキショの立場を非難したことがある。しかしこの米国の数授達は、メキショの立場 はまったく逆であること(――われわれはそのことをはっきり言ったが――)を理解していないように 思われる。つまり、メキシコは法律万能主義的かつ非現実主義的な立場をとって政治的利益を国 際法に従属させようとしているのではなく、メキショの独立という政治的立場を維持するための 手段として国際法を用いようとしていることを彼らは理解していないように思われる。

結局、これは米国とメキショが追求している政治目的が一致していないところから来ているの である。例えば、キューバ削載に対するメキシコの反対を法万能主義であるとする米国によるメ キショの政策批判は、まったく根拠のない皮相的な批判である。メキショはこれまでずっときわ めて現実主義的に行動してきた。 このケースにおけるメキシュの関心は、もちろん法規範(―― その解釈――)を尊重することにもあるが、それ以上に米国の決定からのメキシュ自身の独立性を

確保し、後になってメキシコに用いられるような先例の確立を避け、さらに他の中南米諸国、特 にメキシコに対して同じように向けられる圧力をいくぶん和らげることになっている社会主義キ ューバを存続させることにあった。このような見地からすると、メキシュの行動は、法万能主義 的ではなく現実主義的であり、それは少なくとも米国の行動と同じものである、といえよう。た だ違うのは、繰り返し述べるが、その追求している両国の目的がそれぞれ異なり、時には正反対 であるという点である。

ともかく、現実の国際状況を考えると、メキショがエストラーダ主義を放棄することは難しい ように思える。実際のところメキシュにとって現在重要なのはそれを放棄するのではなく、常に その行使に際して暗々裡に価値判断を行なっている自由裁量を避け、真の本来の意味をエストラ ーダ主義に付与することであり、そういった修正をすることがメキショの外交政策にとって適当 であるように思える。

# 11 エストラーダ主義とスペインのケース

これまでしばしば論争されてきたメキシュ外交行動の一つは、スペインとの関係についてのも のである。というのは、メキシコは明らかに三〇年前から実効的にその国を支配しているフラン

第五章 政府 承認

た負っていた国際義務を果たしたいといった意図から来ているのである、と主張している。すなれについてメキシコは、エストラーダ主義はこの場合関係なくメキシコの姿勢はメキシコが事前がってメキシコのこの行為は、明白なエストラーダ主義の侵害ということになろう。しかし、それはメキシコのスペインに対する内政干渉について疑いえないほど長期間にわたっている。したて、明らかにまったく実効性を欠いている別の政府をひいきにしているからである。しかも、こスペインの「事実上」の政府についての判定を下しているだけでなく、望ましい正統性は別にし為は、一見してエストラーダ主義に対する明白な二重の侵犯であるように思える。なぜならば、コ政権の承認を拒否し、他方でスペイン共和国亡命政府を承認し続けているからである。この行

スペインとメキシコは、共に国際連盟のメンバーであったのであり、よって連盟規約により

第一六条はその規約の規定、特に第一○条の規定の重大違反を行なった連盟国に対する一連の臼 連盟規約第一○条は連盟各国の政治的独立および領土保全の尊重を義務づけ、また同規約り義務づけられ保護されていた。

ってよく、したがって連盟規約に違反した連盟国に対しての制裁措置がとられるべきであると、関において充分立証され、その干渉はスペイン国民に対するイタリア、ドイツの侵略行為とい台 スペインの内乱が勃発した際、メキシコは、外国(イタリアとドイツ)の干渉が連盟の諸機制裁措置を規定していた。

る。略の判定は何ら変更されるべき性質のものではない。イタリアとドイツの侵略行為は明白であを派遣している政府に対して武装蜂起したことになっているものの、そのことによってこの侵考えた。このケースは、形の上ではスペインの一部の国民と軍隊の一部がジュネーブに代表部

のである。 岡際連盟は制教措置を適用しなかったことにより連盟国に対するその義務の履行を怠った

認し続けることを決定したのである。する抗議としてフランコ政権の承認を拒否し、連盟諸機関に代表を送っていた共和制政府を承規約違反の結果生じた状況を法的に認めることと同じであると考えた。そして同規約違反に対消極的であった結果生じたのであり、よってメキシコは、フランコ政権を承認することは連盟国、メキシコの解釈では、スペイン共和制政府の倒壊はイタリアとドイツの侵略と国際連盟が

ある。外交関係に関する自身のもっている自由裁量権行使によって、メキシコは新政権の承認をう事実によって、連盟規約義務の擁護といったメキシコの行動の論拠がなくなるといった問題で政権でなくとも、それはもはやドイツ、イタリアの干渉によって直接成立した政権ではないといたな問題がメキシコに生じることになろう。つまり、フランコ後に成立した政権は、たとえ民主無関係であるとはっきり表明する形で説明されてきた。しかし、フランコが交替した際には、新フランコ政権に関するメキシコの法的立場は、すでに指摘したように、エストラーダ主義とは

拒否しうるけれども、スペイン共和制政府の承認維持というメキショの立場は、法的に弁護できい なくなるであろう。

おそらく、フランコが交替した際、スペイン本国政府とメキシコの関係正常化はそう遠くない 時期に行なわれることになろう。事実、エチェベリア大統領は、一九七四年の中頃、新聞記者の 質問に答えてそのことを明らかにしている。エチェベリアは、スペイン本国政府とメキシコの関 係は、「きわめて早い時期に」樹立されらるであろうと述べ、それとともにまもなくフランコも いなくなり、それが正常化への道を開くことになろうとの希望を表明した。もっとも、当面メキ ショにおいてスペインを公式に代表しているのはスペイン共和制政府の代表である。しかし、フ ランコ政権の代表も、通常大使館によって行なわれるのとまったく同じ領事・経済・文化面にお ける機能をメキシコにおいて果たしている(ということは、メキシコにはスペインの二つの代表部が存 在することになる)。また同時にメキシコの政府事務所がマドリード(スペイン)で機能している。 もっとも、その政府事務所は、公式にはリスボン(ポルトガル)にあるメキシコ大使館の出張事務 **下となっている。** 

# 第六章 メキシコと国際組織

メキシコは、国際組織において、きわめて重要な役割を過去において果たし、また現在も果た している。このことは、消極的目的 (---国際紛争を回避し、解決するということ---)と積極的な目 約(──政治的経済的社会的問題における国際協力に貢献すること──)を共にもつ国際組織の諸目的が 完全にメキシュ外交の諸目的と一致していることを想起されれば理解できるであろう。

### | メキシコカ| 設国際組織

# 一国際連盟

最初の世界的規模をもった一般国際組織の基本構成文書である国際連盟規約の第一条は、この 国際組織のメンバーを原連盟国と加入加盟国に区分し、原連盟国は連盟規約附属書に列記せられ

ている創設に参加した国あるいは招請せられた国である、としている。そして、その附属書には、四 創設参加国の国名と、それについで加盟を招請せられた国の国名がそれぞれ記載されている。こ の両者の相違は、創設参加国はヴェルサイユ条約(すなわちその第一編である連盟規約)の署名国で あり、ついで列挙されている招請加盟国は最大限二カ月以内に規約への加盟の表明を決定すれば 原連盟国とみなされる国々である。

メキシコは、第一次大戦終結の平和条約(――この平和条約の一部に国際連盟規約が含まれていた― 一)交渉には加わらなかったので創設参加国ではなかったし、またその附属書の「連盟に加盟を 招請せられた国」の中にもその国名が記載されておらず、それゆえに招請加盟国でもなかった。 その間の事情は周知のことだが、メキシコはその当時革命を経験した直後であり国際的な信用度 はきわめて低く、したがっていくつかの国の反対――特に米国の反対――により招請加盟国とは なれなかったのである。

しかし、その後、メキショが国際社会で信頼と尊敬を受けつつあったことと、それに加えて米 国が上院による規約批准拒否によって国際連盟に加わらなかったこともあって、国際連盟は、メ キシュ問題を再考し、メキシュに対しては不当な判断を下したという結論に達したがため、でき る限り妥当性を得るような方法でそれまでの同連盟のメキシュに対する立場を修正することにな った。そして、第一二回連盟総会は、メキシュの連盟への加盟を招請し、それもメキシュを原連 盟国として受け入れるような性格のものとしたいという意図の日本、イタリア、フランス、イギ

リス、ドイツ、スペインの現案を採択した。

第一二回国際連盟総会で採択されたその提案内容は、次のようなものであった。「国際連盟へ の加盟を招請せられた国名が記載されている規約附属書にメキシュの国名が挙げられていないこ とに鑑みて、また国際連盟がその精神に反するこの記載洩れをしかるべく訂正することはまった く正当なことであると考え、総会は、メキシュの規約への加盟を招請し、メキシュに対して当初 から招請されている原連盟国と同じく連盟への同国の貴重な協力を約束してくれるよう要請する ことを提案する」。 第一二回総会が採択したこの提案は、加盟国の新たな方式を定立したもので ある。実質的には、これは規約に対する一つの修正であったといえる。なぜならば、同規約に定 められている以外の方法で原連盟国を創設することについての何らの規定も同規約にはなかった からである。つまり、「附属書に列記されていない国、領地、植民地および完全なる自治を有す るもの一に対して、これらを原連盟国にするにはどのようにすべきかということに関しては、そ れまで考えられていなかったからである。

一九三二年九月一二日、総会は、決議によって、メキシュは連盟の一員であると宣言した。そ れに対して、メキシコは国際連盟に加盟することを承諾した。しかし、メキシコは、連盟の招請 (B) 受け入れを宣言するに際し、規約第二一条にきわめて興味深いモンロー主義に対するメキシコの 立場を明確にした留保事項を入れた。規約第二一条によれば、「本規約へ、仲裁裁判条約ノ如キ 国際約定又、『モンロー』主義ノ如キ一定ノ地域ニ関スル了解ニシテ平和ノ確保ラ目的トスルモ

用をやめた国々を激しく攻撃した。

しさえした。

保を明言することが必要であると判断したのである。コの連盟への加盟がモンロー主義を受け入れたものと理解されないように、第二一条に対する留たのである。したがって、メキシコは、連盟によるメキシコ招請の受け入れに際しては、メキシなかったが、前述の事情で結果として規約第二一条の中にモンロー主義が挿入されることになっ能を出してやるために米国に対してなされた譲歩であった。ウイルソンの議会工作は結局成功しにおいて生じつつあった本規約批准拒否の声を抑えようと努力しているウイルソン大統領に助けノノ効力ニ何等ノ影響ナキモノトス」とある。この条項は、連盟規約起草者達がすでに米国上院

当時結局は宙に浮き承認を得るに至らなかったが、国際連盟に対抗して中南米諸国連盟案を建議務内々の形ではあるが連盟規約の中に取り入れられ法制化されたことに反発して、カランサは、南米諸国にとって到底容認できないお仕着せの後見人的なものである」と断定した。モンロー主議会へのメッセージの中で、「この主義は、メキシコの独立と主権を侵害するものであり、全中とは事実であるが、モンロー主義の承認を明言したことは一度もなかった。カランサ大統領は、在米国大使にこのフランスの干渉の件について米国の注意を喚起した――)、モンロー主義を接用したこめに米国に支援を求め(――クレイ米国務長官によれば、メキシコは一九二五年一一月九日、メキシコ駐たものである。もっとも、かつてメキシコは、カリブ海での外国(フランス)の干渉を阻止するたのキンロー主義宣言後、ある時は婉曲的にまたある時は明確に長年にわたりメキシコがとってきこのメキシコの立場は、決して新しいものではなかった。この立場は、米国による一八二一年

モンロー主義には反対というメキシコの伝統的立場を再確認する効果はあった。た形式であり、それに一方的な宣明という性格をもったものであるということは否定できないが、に規約解釈の観点からすればまったく疑問に満ちたものであり、少なくともその記載は漠然とし一条に付すことを表明した。このような連盟加盟諸国に対するメキシコの留保の表示は、たしかを決して承認するものではないことを言明しておく必要があると考える」という留保条項を第二への加盟の際に、「規約受諾に際しては、本規約の第二一条に言う地域的『了解』(モンロー主義)いずれにせよ、メキシコは、モンロー主義に対するその立場が正しく解釈されるように、連盟

対して国際連盟の対イタリア制裁措置決定の尊重を強く訴え、第一六条の規定する制裁措置の適を非難した。またイタリア・エチオピア紛争では、はっきりとエチオピアを支持し、連盟諸国にめて重要な役割を果たした。一九三三年の日本の中国侵略に際しては、厳しく抗議し、その侵略としての地位を連盟内に確立した。メキシコは、国際連盟に提訴された政治問題においてはきわし、直ちに規約の忠実な擁護者の一員として、またこの組織に最も信頼をおいている諸国の一員ともかく、国際連盟に加盟したメキシコは、早速連盟の一員として活発に同連盟の活動に参加

りェチオピフ国は消滅しその結果国際法主体の資格を喪失したのであるからエチオピフを国際連同じく、このイタリア・エチオピア紛争に際して、メキシュ代表団は、イタリア軍の侵攻によ

盟より締め出すべきであるという論旨の提案に強く抗議をした。法理論上たぶん正しいと判断さ **れらるその立場(――ある国家が消滅すると、その国家はそれ以上国際組織の一員であり続けることの理** 由がないのは疑いない――)と、たしかに法的には厳密さに欠けるがそれ以上に大きな人道的、道 徳的価値をもち正義の理想に合致するメキシコの立場とはきわめて著しい対照をなすものであっ たと考えられる。メキシコは、規約第一〇条が加盟国の領土保全と政治的独立の尊重を規定し、 第一六条が連盟の諸規定の違反者に課すべき一連の制裁措置を規定しているのであるから、その 規定を無視したイタリアのエチオピア侵略のような明らかな侵略行為のあった場合に、加盟国は 規約無視の者に対してそれを罰するどころか逆に結果として道徳的支援となるようなことを断じ てすべきではない、と考えた。なぜならば、それは、当然の義務の履行を怠って他の加盟諸国が 棄権したおかげで遂行されえた国際侵略の犠牲者である一加盟国を無視するに等しいとメキシコ は判断したからである。著名な法学者で後に国際司法裁判所判事になった当時のメキシュ代表の イシドロ・ファベラは、万一国際連盟加盟諸国がその規約を遵守させるべき充分な勇気がないと すれば、せめてなすべきことは国際連盟の眼前で行なわれたイタリアの侵略を法的に確認するの を拒否することであると述べた。このようなメキショの決然とした行動は、国際連盟からのエチ オピア締め出しの策略を粉砕した。ちなみに、エチオピア解放後、ハイレ・セラシェ前皇帝は、 世界各国を歴訪したが、ジュネーヴでのメキシュのこの活動に感謝して最初に訪問した国がメキ ツロかもした。

長害により生じた結果であるとメキシュは考え、そのようにして成立した政府は承認できない、力を行使して介入しなかったことにより暗黙の形で連盟によって認められることになった国際法を怠ったその結果であり、優れて国内問題である国の内部からの革命ではなく、国際連盟がそのた。したがって、このケースは、連盟が規約第一○条の明白な侵害に対して第一六条適用の義務リアやドイツの支援を得ていたために行なわれたのであり、外国の侵略結果の勝利であると考え政府に対して武装蜂起した一群の将兵が権力を奪取した時、メキシュは、それはフランコがイタあった。メキシュは、ここでも規約第一○条、第一六条の適用を強く提議した。スペイン共和制メキシュが連盟において顕著な活動を展開したもう一つの問題は、スペインに関係したもので

すでに清算期の真只中にあった連盟の苦悩とはちょうど符合するものであった。たく失うことになった。ついでながら述べておくと、このメキシュの連盟に対する関心の喪失と、にあったところから、一九三九年、メキシコはそれまで国際連盟に抱いていた関心を事実上まっ合併の強行に対しては強く反対した。これらの事件のその後の進展が、メキシコが危惧した方向さらに、メキシコは、国際連盟において、ポーランドへの侵攻、チェコスロバキア侵略、独塊

つ積極的に参加した。すなわち、臼社会問題の諮問委員会の委員となり、臼アヘンに関する協定いる他の重要な活動分野においても広く展開された。例えば技術協力の分野において、活発にか国際連盟内におけるメキシコの活動は、以上述べてきた政治分野のみに限らず、連盟がもって

六章 メキシコと国際組織

ジュ国内の知識人とその国際組織との調整のための国内委員会を設立した。 の積極的な組織メンバーでもあった。 回「知的協力の国際組織」の作業に積極的に参加し、メキり、 ら、 ⑤衛生問題に関しては、メキシュは一九三八年その首都で開催されたラテン・アメリカ会議 に基づきすでに設立されていたアヘン、その他有毒薬品の取引に関する諮問委員会の委員でもあ

ン・ケロッグ条約(パリ条約)等のきわめて重要な条約を強力に支持した。時に、メキシコは、中国に対する保障条約、前述のアヘンに関する国際協定、戦争放棄のブリアかしどもらかと言えば失敗に終わったジュネーヴ軍縮会議には最終の段階で参加した。それと同メキシコは、連盟への参加が遅れたため軍縮準備委員会には加わることができなかったが、し

# 三 国際連合(3)

を果たしてきた。種の破門ともいうべき苦しみをもつこともなかったので、連盟時代よりもいっそう積極的な役割国際連合においては、メキシコは、当初よりかつてのような国際連盟創設の際に見舞われた一

れら諸国との一連の意見の交換、協議を開始した。メキジコもそのいぐづかの国の一つであった。の間で開き、同時にその会議に直接参加していないいぐづかの国からの意見を聴取するため、そ和に関する組織に関心を向け始めた。そして主要連合国は、平和組織設立についての会議を彼ら枢軸国の敗北と連合国の勝利という形で第二次大戦の終結が近づくと、主要連合国は、その平

当初の草案で示した立場をその後多少変更しなければならなかったということを、指摘しておかねばならなり明確な形で引き出されることになった(――もっとも、メキシコは、事態のその後の推移を考慮してので、メキシコ案との比較・検討が行なわれ、そこからメキシコのこの問題に関する見解がよ識で採択されたダンバートン・オークス案が、同年一○月九日公式にメキシコに送付されてきたに回答し、その中で将来の国際組織についてのメキシコの立場は、米国に送付した同外務省任命いての保障。同年九月五日、メキシコ外相エセキュル・パディリャは、この要請に従って米国るようにとのメキシコ外務省への要請。回戦後体制の中での米州体制や弱小国が果たす役割につぶートン・オークス会議が近々開かれることの通知。③同会議に関するメキシコの意向を送付するたえ言書を送付した。①集団安全保障と平和維持のための国際組織の規約文書草案作成へ向けてなどらして、一九四四年七月一四日、米国政府は、メキシコ外務省に対して次のような主要点を含

をもったものであったといえる。考するのも価値があろう。このメキシコ案を分析・検討すると、それは以下に述べるような特徴メキシコ案は、ダンバートン・オークス案とは若干の明白な食い違いがあり、ここでそれを一

第六章 メキシコと国際組織

法的意図をもったものであった。
我的意図をもったものであった。利の獲得」を基本目的として述べている『連合国宣言』の前文に表明されているものよりもより第一点に含まれている考えは、連盟規約の前文により近いものであり、「敵性国に対する完全勝またすために加盟国は直もにそれらを各国の国内法にとり入れなければならない、としている。メキシコ案ではそのまま残されていた。またメキシコ案では、これら規範の国内的責務をさらに持まれているかもしれないが、国連憲章からははっきりと削除された連盟規約第一九条の主旨は、メキシコ案の第一点において、これら宣言の修正は「国際共存の要請と願望に対応する」ためにこれら二つの宣言の発表は国連の専門委員会に任される、としていた。ただ注目すべきことだが、国際的権利・義務宣言」として後に宣明されるはずの人権および国際法の諸原則の遵守をあげ、加盟諸国の責務としては、メキシコ案では「諸国家の権利・義務宣言」および「人間に関する

が読みとれる。シコはカルボ、カランサ、カルデナスの諸主義を国際連合憲章に盛り込むことを望んでいたこと自国人の法的平等といった諸原則が付加されるよう提案した。この三原則の付加提案から、メキ領土保全、第二に一国の他国に対する内政および外交問題への不干渉、第三に一国内の外国人とメキシコは、ダンバートン・オークス案に、さらに三つの原則、すなわち第一に政治的独立と

#### 图 構 成 具

葉を用いていた。葉を用いていた。「紫国家の恒久同盟(Unión Permanente de Naciones)』という言称にも表われている。すなわち、メキシュ案では、戦勝国と敗戦国の区別を 想起させる『連合られるのではければならないとするメキシュの考え方は、メキシュが提案したこの組織の名とれるのではなく、総会がしなければならない、としていた。この創設子定の組織は普遍的性格としていた。しかし、この特殊な場合には、組織に加盟するか否かの決定は、その国自身に委ねる書」と思うない。とかし、この特殊な場合には、組織に加盟するか否かの決定は、その国自身に委ねると、を強く感じたからであり、このメキシュ案の狙いはまさにその点(――勝者敗者の区別なくずべてに相等関に、一時的なものにしかすぎないそのような区別を規定することは周ばたことであり、また本質的この国際組織の普遍性を強調したのは、勝者敗者の区別を排して(――というのは、永続的である、この日は行べる、誘路で加盟技術に規定されるとは、から、メンバートン・オークス案や連盟規約に規定されたものとは明らかに違っていた。といった連盟規約にあるのと同じ用語を用いていたが、しかし将来の組織の普遍的性格を強調しよからなは、この将来の国際組織の構成員について「諸国家、自治を有する植民地、領地」

第六章 メキシコと国際組織

考え、それゆえに同裁判所を主要機関としないことを望んでいた。 またの。 ない機関であるにもかかわらず、それに政治的干渉が加えられることになるのは好ましくないとくある種の修正を加えて従来通り存続させるとしたが、同裁判所は完全に司法的でなければならた。しかし、両案にはやはり相違があった。メキシュは、常設国際司法裁判所は総会でしかるべ関としてその他専門諸機関を設けるとしていた点では、ダンバートン・オークス案と一致していメキシュ案は、この組織の主要機関として総会、理事会、事務局、および必要に応じて補助機

ていたが、次にこれら主要諸機関についてのメキシュ案を見てみよう。さて、主要機関については、メキシュは前述のように、総会、理事会、事務局の創設を提案し

# a 線 如

- この"Asamplea General"という名称が後に国連憲章において採択された――)。いていたが、ダンバートン・オークス案は"Asamplea General"という名称に変えていた(――~ 名称―― メキシコ案は、「総会」の名称として、連盟規約にある"Asamplea"をそのまま用
- 連盟規約の規定をそのまま採用していた。「「「構成――この点についても、メキシュ案は、「名称」と同じく、代表団員数を三名に限定し、
- 会に特に付与しているもう一つの権限すなわら国際司法裁判所の判決に対する尊重を強制する権員から成る合同委員会がその後の処置方法を決定する、とした。現在の国連憲章が(安保)理事ものとなる、としていた。そして理事会と総会の間に不一致のある場合には、両機関の同数の委殴を総会に付与していた。ともかく、「総会の出席メンバーの四分の三の賛成票が得られ」、この項も、審査できるような権限を総会に与え、理事会の権能を多少なりともコントロールしらる権な方法で付与し、しかる後、総会の過半数の要請がある時、「理事会の承認したいかなる決議事関わるまたは将来それらに関係するあらゆる問題に関する権限」を総会と理事会に等しく一般的国家の恒久同盟』の加盟諸国の福祉全般、集団安全保障、あらゆる諸国の政治的独立と領土保全にいがあったのは、理事会と総会との間の権限の配分に関する点であった。メキッコ案では、「「請いいがあったのは、理事会と総会との間の権限の配分に関する点であった。メキシコ案では、「「請い」、権限――国連憲章およびダンバートン・オークス案とよう、まな口間にさらに大きな違

- 上の価値をもつものであったといえる。段を総会はとるころものであったといえる。程を付与していた。しかも、勧告を無視し尊重しないメンバーには強制的にそれを履行させる手順スル」権限をもっているだけであったが、メキシコ案では総会そのものにこの点に関する勧告ル条約ノ再審議又へ継続ノ結果世界ノ平和ヲ危殆ナラシムヘキ国際状態ノ審議ヲ随時聯盟国ニ後もそれは同案ではさらに明確に表現されていた。連盟規約では、連盟総会は「適用不能ト為リタ」、条約の改訂――条約の改訂に関する連盟規約第一九条は、メキシコ案の中に見られ、しか
- しては総会が支配権をもつとしている点に明瞭に示されていた。れは、理事会の「半常任理事国 (semipermanentes)」の任期を八年に限定し、理事会の構成に関利 理事会に対する優位性――メキシコ案では理事会に対する総会の優位性を認めていた。そ
- 連憲章にある規定と本質的に差異はなかった。例えば加盟国代表者の特権と免除、予算の権限および会期等については、メキシコ案は現在の国れるメキシコ案の特徴はやはりここに指摘しておく価値のあることであろう。またその他の事項、へ その他の特徴――総会出席メンバーの四分の三の賛成を要求する総会の投票手続きに見ら

### る軍事会

イ 構成――将来の国際組織に国際的寡頭性を法的に付与する(――現行の国連憲章ではそのよう

いても述べていた。 この他に、メキシコ案では、特定の関心ある問題審議に参加する「特別 (ad hoc)」メンバーにつた手続きに依拠して「半常任理事国」よりもより短期の任期を務めるもの、としていた点である。事国」六カ国は任期が八年であり、他方で「別の選挙で選ばれた理事国」六カ国は総会の決定しなくともに同じであるが、これら二つのタイプの理事国の唯一の相違点は、いわゆる「半常任理理事国」から構成されるとしていた。総会で選ばれるという点では「半常任理事国」も例外ではツバーを設けていた。したがって、理事会は、「半常任理事国」と、「別の選挙によって選ばれた欧国として常任のかつ特定のメンバーを認めず、不明確な言葉だが「半常任理事国」と称するメスは、ファックの。ことは、「本常任理事国」と称するメ

- 別権限としては、連盟規約の規定と同じく軍縮計画案の作成とその実施の監視をあげていた。分されていたが、総会が明確に理事会に対する支配権をもつもの、としていた。また理事会の特ロ 権限――すでに指摘したように、メキシュ案では、諸権限は理事会と総会に大体均等に配
- をもって決する、としていた。 、表決――メキシコ案では、これも連盟規約と同じで、手続きに関する問題を除き満場一致
- のことから分かるように、メキシコ案は、国連憲章のように任務の継続の必要性を認めるところまではいっは年一回の会合の開催を予定していたのに対し、年四回の定期的会合を開くものとしていた(こ」 会期――メキシコ案は、会期の点では連盟規約とは異なっていた。すなわち、連盟規約で

第六章 メキシコと国際組織

ていた。ていなかった)。 さらに、またメンバー諸国の過半数の要請がある場合、緊急会議の開催も予定し

#### o 事務総長

基本的には変わりがなかった。メキシコ案は、事務総長の任期を一○年としたが、この任期の件以外は国連憲章にある規定と

#### a 落浴社会理事会

で、その設置に大いに賛成していた。のについては予定していなかった。しかし、後にダンバートン・オークス案のコメントのところメキシコ案もこの種の機関の設置を考慮していたが、最初は「経済社会理事会」の創設そのも

#### ① 国際司法裁判所

所がこれから設立される国際組織のメンバー内に限定されるのはよくないと考えていた。すでに指摘したようにメキシコは常設国際司法裁判所の存続を主張してきたし、さらに同裁判

#### 回 平和の維持

り理事会はしかるべき措置をとることを認められるがそれも必ず総会による事後の承認を得なけ的であった。ただ、メキシコは、理事会は総会と権限を分担しあわればならず、緊急の場合に限一致点があり、「メキシコ外務省の意見」もこの点についてダンバートン・オークス案には好意一般的に平和の維持について、メキシコ案とダンバートン・オークス案の両案にはいくつかの

考えたからである。明した。というのは、そうしなければ満場一致という手続きのために理事会が麻痺してしまうと託された紛争の当事国の投票は除くという規定を付加しておくのがよいであろうとの意見をも表ればならないとするすでに前に明確に表明していた意見を再度主張していた。また、理事会に付

り、何も総会の決議など必要としないから、これはまことに意味のない馬鹿げた付加であったとけ、何も総会の決議など必要としないから、これはまことに意味のない馬鹿げた付加であったと付け加えられていた点である。戦争状態になれば、それ自体外交関係の断絶を意味することであに続いて「総会の前もっての決議により、同国との外交・領事関係は断絶されればならない」と態にあるとみなされる」(――この制裁措置は自動的にとられるものであるが――)とし、問題はそれ戦争を引き起こすような手段に訴えた場合、『諸国家の恒久同盟』の全加盟国はその国と交戦状事会あるいは総会の決定、また仲裁裁定、裁判所の判決等にもかかわらず、一国が戦争あるいはメキシコ案には、この平和維持に関して次のような奇妙な条項が含まれていた。すなわら「理

た。中で、その問題を処理するための特別条章を設けるのがよいという意向をメキシコは表明しているという立場をとっていた。しかし、「ダンバートン・オークス案に対するメキシコの意見」のメキシコ案、ダンバートン・オークス案ともに、一般的国際組織と地域国際組織とは共存しり

第六章 メキシコと国際組織

明らかにしている条項の中に一括して入れられていた点は興味架い。和の維持という消極的な視点からではなく国際協力の視点から反植民地主義に焦点をおくことを諸原則が再確認されている――)は、経済社会的な国際協力について述べている条項、したがって平では、委任統治地域および非自治地域に関する条項(――この中ではすでに連盟規約で規定されていた適当であるとし、その専門分野を詳細にリストアップしていた。またメキシュ外務省のコメントていた。当初のメキシコ案では、経済社会理事会の設置ということではなく専門諸機関の創設がかったが、メキシコはダンバートン・オークス案に関するコメントのところでその創設に賛成しメキシコ案では、すでに述べたように、経済社会理事会の創設そのものについて予定していな

た時それを修正せざるをえなかった。さらにまたメキシコは、すでに考慮されている国々以外の具体的ならものは、メキシコ自身により修正されていた。例えば、メキシコは、新規加盟についての問題点を列挙していた。そこでは、状況の変化に応じて以前に草案で示していたメキシコの立場う点の三つを指摘し、しかる後他の諸点においてダンバートン・オークス案の修正案という形で点、第二に総会での満場一致の原則をとらないことにした点、第三に経済社会理事会の創設というス案の優れた点として、第一に有効なしかもすでに四大国に支持されている構想であるというトン・オークス案に関するメキシコの意見」を公表したが、その中で、まずダンバートン・オーダンバートン・オークス案がメキシコに送付されてきたのに伴いメキシコ外務省は「ダンバート

メンバーであった時数カ国による集団加盟に賛成票を投じている。 にしても国連の普遍性の理想に合うものと考えた。事実、メキシコは、国連の安全保障理事会のでの集団加盟に関する問題については、もともとその方法はオーソドックスであるとは思わないの形で意味するものであれば常にいかなる決議であってもそれに賛成してきた。例えば、数カ国なかった。メキシコは、その後の討議の場において国際連合の普遍性という理想の実現を何らかた。しかしこの点については、それはメキシコが従来の立場を放棄したことを意味するものでは加盟を許可しないという決議をサンフランシスコ会議でいやいやながら認めなければならなかっ

ければならない、と考えたのである。りその問題が各国の国内管轄事項であるのかないのかを国際法廷自身が決定するということでなの排除については将来設立されるべき国際法廷が自己の権限に基づき判断するということ、つま離れ国連全体の関心事となるという立場をとった。すなわちメキシコは、国内管轄権という例外を写。メキシコは、紛争となりうるいかなる論争いかなる状況も当事国が優れて国内問題である。しかし最終的にはメキシコの意向に反して、憲章第二条七項はあのような規定になったのでした、あらゆる国際紛争解決の権限をこの国際組織に付与することが望ましいと考えたからであでは、メキシコは当初その第二条七項の採用に反対していた。というのは、国内管轄権の制限な国内管轄権に関する条項である憲章第二条七項の問題(――されめて興味深い問題であるが――)

の間に明確な一線を画することは明らかにきわめて困難なことは事実であるが──)。きものではないという観点に基づいたものであった(──もっとも、政治問題と人権に関する問題とは人権に関するものではなくそれぞれの国内の政治秩序の問題であり、国連の審議に付されるべが管轄権をもつことに区対票を投じたケースもあった。このメキシコの立場は、その問題は本質マルガリア、ハンガリーにおける人権の尊重あるいは人権の有効性に関する場合のように、国連とにも表われている。こうしたケースでの国連への管轄の譲渡に賞成する。しかし、ルーマニア、よは当アの支持にも、メキシコは国連にその管轄を譲渡すべきであるという意見に賛成したこけルジェリアの諸問題のケースにおいて、国連のメンバーのある国々が国連による国内管轄権の思える投票においてもその立場を維持していた。このようなメキシコの立場は、例えば南アフリメキシコは主をとて植民地主義に反対する姿勢をとり、国連電車第二条七項に一見区するように国連内の一連の活動におけるメキシコの立場は、自己の原則に従ったものであった。例えば、

連と地域組織との間の強制措置適用に関する権限の衝突について、メキシコは、序列から見てよまた国連憲章のある種の条項に対して、メキシコは興味のある解釈を下している。例えば、国同理事会がさらに公正で代表性をもつような機関となるように改組されることを望んでいる。国連の安全保障理事会については、メキシコは、安保理事会の拒否権の維持は認めるものの、

例の権限拡大問題についてのメキシコの態度は、充分に説明されよう。から、例えばリオ条約の適用について、さらに一般的に言うならば米州機構に付与しようとしたと矛盾するような規定をおくことはできない、との解釈を示している。こうしたメキシコの見解り高位の文書つまり国連憲章の規定の厳密な解釈の必要性を支持し、いかなる地域協定も同文書

る支配権を維持するための一種のカモフラージュとなっている、とメキシコは考えたからである。等の地位にプエルト・リコを位置させるほど充分ではなく、その自治権はプエルト・リコに対するものの、同時に米国がプエルト・リコに付与している自治権はまだ連合内の他のメンバーと対反対票を投じた。というのは、プエルト・リコの解放プロセスは大幅に進展していることを認めで、米国が自治権を与えているプエルト・リコの問題が審議された時、メキシコは、その議案にメキシコは、非植民地化問題についてはかなり強固な態度をとってきた。例えば、かつて国連

あったのも事実であった。実際のところ、「非難」が不当なものであるならば、その相手国が太それにこの「非難」はかなりスタンドプレー的で、メキシュ外交政策の伝統に合致しないものでしストラリア等のメキシュの友好国に対する不当な「非難」に荷担したくなかったからでもある。函領制執行措置が含まれていたからである。また同時に、フランス、イギリス、ポルトガル、オ諸宣言には、履行が困難で到底不可能な植民地解放の期日の決定や解放状況の調査また監視手段キシュ代表団は判断したため、時にはあまり強いものではないこともある。というのは、国連の区植民地主義的措置へのメキシュの支持は、国連総会の諸宣言に過度には関与したくないとメ

第六章 メキシコと国際組織

れたという理由ではなく不当なことであるという観点からそれを支持すべきではない。うるであろう。もしある国に対する非難が不当なものであるならば、メキショは友好国に向けら守してきた原則にまったく反するとともに、それはきわめてメキショにとって危険なこととなりである。もしメキショが心証を害したくないと思っている友好国にその措置が適用されるというし反対することが、その友好国に打撃を与えることになってもその原則的立場を維持してきたのせんとする国に対しては、たとえ友好国であっても常に反対するという立場をとってきた。非難措置を積極的に支持しないとすれば問題である。メキショは、これまで主としてその原則を侵犯由となりらるであろう。しかし、単に友好国に打撃を与えたくないという理由で反補民地主義的好国あるいは敵対国であるかといったことは無関係にそのことだけでそれを拒否するに充分な理

夫和国管理下にある南西アフリカ地域(ナミビア)の委任統治権の終止を宣言するためにイニシアシコの意向によるものとしか理解できないように思えるからである。しかし、他方、南アフリカいうあまり説得力のない説明がなされていたが、実際のところ友好国を非難したくないとのメキある。というのは、このケースでの棄権は単に双方の外交上の特別な動機によるものであったと諸決議にメキシコが棄権し、そのことがきわめて不自然で理解に苦しむものとなっているからでわれれれな好国に関係するこの問題にやや深入りしているが、それはジブラルタルに関する

あった。

あったと理解できる。 示したものであり、またその大義へのメキシュの貢献を多くの国々が評価したことの表われでもは、とりもなおさず諸国民間の平和共存の増進に対してメキシコが強い関心をもっていることを諸原則についての国連特別委員会」が開かれたが、この会議がメキシュで開催されたということ一九六四年八月二七日より | ○月二日にかけて「国家間の協力と友好関係に関する国際法上の

の議長を務めたこともよく知られている。役割を果たしており、永年にわたりメキシコ代表ルイス・パディリャ・ネルボが国連軍縮委員会軍縮等の国連が目下直面している多くの特別な問題においても、メキシコはきわめて積極的な

ウィーン会議等の条約採択のための国際会議に参加し、店躍した。 年のウィーン会議、領事関係に関する一九六三年のウィーン会議、条約法に関する一九六八年の八年および一九六○年の海洋法に関するジュネーヴ会議、外交関係と外交特権に関する一九六一果たした。例えば、メキシコは、同委員会に委託された数多くの条約の草案作りや、また一九五国際法委員会においても、メキシコは特に国際法の法典化および発達の作業に積極的な役割を

の地方事務局が置かれている。一九六四年、ジュネーヴで開催された国連貿易開発会議(DZOFnには国連のラテン・アメリカ経済委員会(Comisión Económica para América Latina, CEPAL)国連の枠内での国際経済協力は、メキシュ外交政策の関心事の一つである。 ちなみに、メキシ

AD) にメキシコは代表団を派遣し、発展途上国側に立って一次産品のためのよりよい条件、価 Z 格の安定、投資の拡大等のために大いに努力した。また一九六八年、ニューデリーでの第二回び NCTADに参加し、メキショもその一員である七七カ国グループと行動を共にし、発展途上国 の権利回復に好意的なメキシュの国際貿易問題に関する伝統的立場を従来通り主張した。さらに 第三回DNCTADにおいては、メキシコは、「諸国家の経済権利・義務憲章」を提案し、また あまり成功しなかったが国連食糧農業機構(FAO)の世界大会において世界食糧基金の構想を明 らかにした。以上のことからも分かるように、最近、メキシコは国際経済協力の諸問題に特に強 い関心をもっている。第三世界政策においても、メキシコは、一次産品価格維持のために生産諸 国間で協定を結ぶことを提案し、発展途上国間の連帯の必要性を強調している。これらが単に言 薬の上だけでないことは、石油販売に際して米国に特恵を与えることをメキショが拒否したこと やまた石油生産諸国機構の国際価格によって石油を売ることをメキッコが宣言したことに表われ M310°

文化的側面における国際協力においても、メキショは率先してその促進に努めており、メキシ コ代表の一人であるハイメ・トーレス・ボデー氏はユネスコの事務局長を務めたことがある。メ キショのパックロロにはとのユネスコの下部機関CRBPAL (――これは、中南米の文化面での発 展に必要なスタッフの養成を主任務としている――)がある。

## 

メキショの地域国際組織での活動はと言えば、当然のことながらメキショは米州体制の一員で あるので米州の国際組織におけるその活動が考察の対象となろう。それらについて次に見てみょ 10°

# 一米呈飙酶

現在の米州機構は一九四八年に発足したが、これはその以前からの米州における活動を継承し た組織であることをまず知っておかればならない。したがって現在の米州機構におけるメキシュ の活動を見る前に、その設立以前の時代における米州でのメキシュの地域国際組織活動について も考察しておくことが必要である。一応次のような二つの時期に分けてそれを考えてみよう。

## 图 第 1 题

イスパノ・アメリカ主義と称される時期で、この時期は一八一五年におけるボリーバルのジャ マイカの手紙(――彼はきわめて理想主義的な立場に立って将来を展望し、それをこの文書にしたためてい た――)をもって始まるものと考えてよい。この中に見られるボリーバルの理想主義的な計画案 は、一八二六年七月一五日の「恒久の同盟・連合と団結の条約」の中で具体化されていた。この

メキシコと国際組織

八章

初の試みの一署名国となったのである。国およびペルー等によってパナマにて調印された。かくして、メキシコは地域国際組織創設の最条約は、メキシコをはじめグラン・コロンビア(現在のエクフドル、ヴェネズェラ、パナマ)、中米諸

ることなく死文化してしまった。としたものであった。しかし、このパナマ条約は、すばらしい作文であるにとどまり、実施されすなわち普遍的な規模での兄弟諸国からなる一つの社会の原初的中核となるべき組織をつくろう図したものであった。つまり、これは、ボリーバルの理想では、より一般的な性格をもった機構三一カ条からなるこの条約は、アメリカ大陸における兄弟諸国からなる一つの社会の創設を企

いくつかの試みもことごとく失敗に帰した。推進しようとしたのである。しかしパナマ会議に続いての短期間内に行なわれたこのメキシコの措置を講じようとした。そのために、メキシコはイスパノ・アメリカ諸国会議開催実現を強力によりいささかの疑念を抱いていたメキシコは、直ちにその米国の拡張主義的意図を抑えるためのパナマ条約の失敗を見るや、北方の巨大な隣国である米国の国境に対する尊重の態度にかねて

とに失望したメキシコは以後イスパノ・アメリカ主義運動にはかかわりをもたなくなった。パノ・アメリカ会議が開かれたが、従来からのメキシコの提案はほとんど注意をひかず、そのこその後、アメリカ大陸におけるスペイン語使用国民統一を目差して中南米諸国間で幾度かイス

#### 图 第 二 期

かかわらずいやおうなく以後の体制の正常な機能を変えることになってしまった。 域組織への加盟は、加盟諸国間の不均衡を生む要素をもら込むこととなり、好むと好まざるとに持と加盟諸国間の交流強化にあったといえよう。しかし絶大な権力を背景にもった米国のこの地メキシコはその組織では精力的な活動を展開した。メキシコの活動の力点は、組織の一体化の維普遍的な傾向をもつ汎米組織となった。汎米主義活動そのものの成果は限られたものであるが、メンバーとしてとどまっている)。しかし会議の性格は、それ以前のものとは性質を異にし、さらにこれを契機に、メキシコは再びアメリカ大陸の地域国際組織に復帰した(以後今日に至るまでその第二期は、一八八九年メキシコも加わってワシントンで開催された汎米会議をもって始まる。

キシュの関心をひくこともなく、そして第五回会議にはメキシュは参加しなかった。 含む数カ国がカルボ主義の採択に努力したが失敗に終わった。第三回および第四回会議は特にメ招聘国となった。この会議では、特にその場の雰囲気が良好であるのを見てとって、メキシコなメキシコは、自国の首都での開催が決定していたがために、第二回汎米会議(1九〇1-二)のそれでは、汎米体制におけるメキシュの具体的な活動を次に順を追って見てみよう。

(ブェノス・フィレス協約の改正)、外国人保護協約(――メキシコはある留保を付した――)、条約法に約、 南業航空に関する協約、 汎米連合に関する協約、 文学および美術著作権保護に関する 協約同会議で最終的に採択された各種の協約の作成と討議に協力した。例えば、国際私法に関する協第六回汎米会議すなわち一九二八年のハバナ会議では、メキシコは再び積極的な役割を果たし、

メキシコと国際組織

関する協約(――メキシコはある留保を付した――)、外交官に関する協約、領事官に関する協約、 疵の中立に関する協約、庇護に関する協約、内乱の場合における国家の権利と義務に関する協約 等がそれである。またこの会議で汎米地理歴史協会が設立され、そのメキシコの招致が受け入れ られてその本部がメキシコに決定された。この第六回会議の決議事頃の一つである出移民および 入砂比に関する決議にはメキシコ案が取り上げられ、後日におけるこの問題の審議が勧告された。

一般的に前述の第六回会議で採択された諸協約は、必ずしも幸運な将来を約束されるようなも のではなかったが、それらは少なくとも各国の見解を突き合わせることを容易にし、また米州地 域の特殊事情を考慮すれば、米州大陸外の他の地域におけるよりもはるかにその実現が容易とい える国際法の法典化と発展に道を開くという疑うべくもない大きな成果を残した。さらに特記し ておく必要のあることは、メキショがこの会議で不干渉原則が採択されるよう努力した点である。 しかし、会議の最終段階に至って、当初メキシコを支持していた数カ国が態度を変え、この件に ついて決議されないように工作をしてしまったためにそれは採択されるには至らなかった。

一九二九年一二月一〇日から翌年の一月五日にかけて、ワシントンで、「調停と仲裁に関する 汎米諸国会議」が開催され、<br />
メキシコはこの会議に出席し、<br />
同会議で採択された米列大陸間の調 停の一般協定、米州大陸間の仲裁の一般条約(----メキシコは一つの留保を付した---)、裁判条約附 属談定書等に謂印した。

第七回会議では国家の権利と義務に関する協定が採択され、メキシュが提案していた不干渉原

則が受け入れられることになり、ここに永年にわたるメキシュの努力が実を結んだ。またメキシ n はこの会議において採択された他のいくつかの協定にも調印したが、その中の婦女の国籍に関 する協定、国籍に関する協定および犯罪人引き渡しに関する協定にはそれぞれ留保を付した。さ らに注目すべきことは、同会議にメキシコが「平和法典」を提出したことである。メキシュ代表 がこの法典を提議した目的は、平和維持に関する協定やその他の諸条約またいまだ協定文書にと り入れられていない諸原則といった分散しているものを単一の条約にとりまとめることにあった。 会議はこの問題を参加各国政府の考慮に付すことを決議した。その後、メキシコはこの平和法典 案を修正し、再度一九三六年ブェノス・アイレスで開かれた「平和維持のための米州会議」に提 出した。同会議は、この案を国際法法典化のための専門委員会に付託することを決議した。この ブェノス・アイレス会議で調印されたすべての条約をメキシコは批准した。その中には不干渉に 関する追加議定書があった。それはメキシコにとっては特に意味深いものであった。というのは、 すでに第七回会議で承認を受けていた不干渉の原則が、この議定書によって確認されることにな ったからである。

一九三八年リマで開催された第八回会議では、メキシコは次のような種々の議案を提出した。 すなわら、仲介と周旋に関する追加議定書、国家あるいは国家集団の政策手段としての戦争非難 決議、空爆禁止に関する協定、特定国家の市民の本国政府による外交的保護の放棄に関する協定、 契約上の債務回収のためにする武力行使の制限に関する勧告、国際義務の消滅時効に関する決議、 g.

第六章 メキシコと国際組織

局この案は葬りさられた。
はどうかというキュー、提出の議案をハイチとともに支持したが、賛成はこの二ヵ国しかなく結ても細部にわたり審議された。さらに、メキシコはスペインの内戦に汎米会議が仲介を申し出ての会議では、「平和法典」に関して、国際法法典化専門委員会によって提出された報告書につい労働規約に関する決議、女性に関する米州委員会についての決議等の諸案がそれである。またこ

の、この会議はサンフランシスコ会議に先だっての米州各国の接触の場を提供し、その国際会議さるすっプの去きプルテペック会議で採択された多くの立場は国連憲章の討議の中では修正されたものある。メキシコも承認したこれら諸原則は、今日なおメキシコ外交政策の基本路線となっている。経済協力、関利書の調整、固米州共同体は世界相互協力の一端を担っているという原則、がそれでいての米州の連帯、中利益と野望に対する米州の連帯、出民主主義は依拠しているという原則、協の不可侵、田領土占拠の不承認、付平和主義、刊紛争の平和的解決、○戦争の禁止、凶侵略に際た。 ○国家間の行為規範としての国際法の再確認、○法的平等、○自由、主権と不干渉、四領域共同体メンバー間の関係の規範と見なされる次のような一七項目の基本諸原則が盛り込まれてい決議が採択された。またそのほかに同会議で「メキシコ宣言」が採択された。その中には、米州印諸国の言によれば――今後の国際関係を律すべき一連の原則が盛り込まれたチャプルテペック一九四五年メキシュにおいて、「戦争と平和の問題に関する米州会議」が開かれ、「中国際会議

基本的なもののいくつかは、後にボゴタ会議で再度提案されることになった。州共和国同盟」という形態で米州体制を再編成することを意図した決議案を提出した。この案のた。第九決議の具体化作業は、汎米連合理事会に委託された。またメキシコはこの会議で、「米性(第八決議)と、米州体制の再編および強化のための規約作成の必要性(第九決議)を指摘していにあった。同会議の第八決議および第九決議は、それぞれ集団安全保障に関する協定締結の必要の会議の基本目的は、戦後の国際組織に加盟するに際しての米州諸国の統一見解を見い出すことにおいての足並みを調整する目的をもったものであった。事実、メキシコによって召集されたこ

の見解は、次のようなものであった。成を終了しており、それを各国政府に送達し、検討を求めていた。この案に関するメキシコ政府としてボゴタで開催された。すでに同年の一月に汎米連合理事会は、新たな組織の構成規約案作一九四八年三月三〇日から五月二日にかけて、第九回汎米諸国会議が米州体制の再編をテーマ(句)

目差して、米州諸国が徐々に発展させてきた国際組織」として定義されるべきである。自治を守り、そして国連憲章第五二条の目的を達成するための地域組織として行動することをる法的政治的規範の総体」としてではなく、「その連帯を強化し、協力関係を密にし、独立と「米州の組織は、ボゴタ会議が志向しているような「米州諸国家間の連帯と協力関係を律す

べきではない。というのは、この件に関する現行の諸協約はこれよりさらに進歩したものであ口、チャプルテペック会議の第九決議に言うところの国家の権利と義務に関する宣言を行なう

第六章 メキシコと国際組織

を得た。もっとも、二、三の国の代表は、「強制を伴わない解決を導く諮問機関の役割と権限にることを強く要求した。この案は、一七、八ヵ国の大多数の代表団よりの直接または間接的支持は例えば国際紛争としてもち出す前に国内で解決のための手段を尽くすべきだという規定を設けに関する一章に替わるべきものとして、一〇カ条からなる案を提出した。その案では、メキシコついて言えば、メキシコは、汎米連合理事会が出した前述の構成規約案中の「紛争の平和的解決」でボゴタ条約として知られる「平和的解決に関する米州条約」に言及しておきたい。この条約にこの会議では多数の勧告、宣言、協定、表決、動議やその他の協約が採択されたが、特にここままであり、オニタ総が協定の絡絡は300mmので表は、計算で表し、オニタ総が協定の終緯は300mmに

- 主張であり、ボゴタ経済協定の締結は充分にこの要請に応えるものであった。 旧 経済協力――平和維持は各国の経済的安定の有無によるというのがメキシコの従来からのこの文言を追加することが決定された。
- ある」とすべきだとメキシコは提案した。しかし、この会議では、ボゴタ憲章第一条の末尾に穴 国際連合との両立性――ボゴタ憲章第二条は、「米州機構は国際連合内では一地域組織で
- リオ条約の第一条を充てるのが望ましいとした。因 武力使用の禁止――この問題に関して、メキシコはむしろ草案の第一八条の原文に替えてど同じ文言でボゴタ憲章(米州機構憲章)第五条回項にとり入れられた。
- 諸国は自己の行動の規範として国際法を承認すること」と述べられている。この条項はほとん四 国際法――メキシコが提案した国家の権利と義務に関する特別草の案の第一条には「米州

特に第九条――に明確に表明されていた。

きである。

- 目 国家の人格――これについては、メキシュ代表団の示唆によって、草案の種々の条項――国家の平等原則が表明されればならない(メキシュのこの提案はほぼそのまま受け入れられた)。
  日 諸国家の平等――モンテヴィデオ方式に基づき、義務の平等に関する事項を付記して、諸田
- ように要求し、その提案は受諾された)。と法的な強制力をもつ規範としての性格を付与するために別途に一章を設け、その中で一括して取り扱う分けて宣言することには反対する(メキシコは国家の権利と義務に関して、それらにしかるべき地位
- この会議を通して終始メキショがとった姿勢は、特に重要案件について言及するならば、次のるべきではない。
- 田 過度の権限を汎米連合理事会に付与してしまったが、同理事会は超国家的機関に変質させ
- 母経・社会・文化的協力に関しては別章を設けて取り扱うこととする。
- 理事会あるいは協議会がその解決の労をとり、双方に適切な処置を示すことができる、とすべ闫 紛争が伝統的手段に従って平和的に解決できない場合、諮問機関として活動する汎米連合るし、また国連でもこれを準備しつつあるからである。

通常の諮問委員会と同様の手続きで召集されるといったものであった。提案されていた。この防衛諮問委員会は、各国の軍事問題には干渉できないが特別の目的をもち、主張にそった決議が行なわれた。その決議では常設軍事機構ではなく、防衛諮問委員会の創設がに属すべき権限を付与している、としてこの案に反対した。結局は、基本的にはこのメキショのよって無効となっており、その創設提案がなされた常設軍事機構に対して本来国連の安保理事会国連憲章(――これは、第四勧告がなされた後に発効し、その勧告とは両立しえないものであった――)に、ック会議の第四勧告に見られる常設軍事機構に関するものであった。メキシコは、この勧告は、メキシコを非常に苦しい立場に追い込みかつ大論争を呼び起こした問題の一つは、チャプルテ機構憲章の紛争の平和的解決に関する章の中にもとり入れられていることを指摘しておきたい。よる解決の制度」を強調した。ともかく、メキシコの立場の主要なものは、ボゴタ条約にも米州

討議プログラムに「人権──不干渉の原則および国家主権を侵害することなく人権の行使を促進すでに一九五三年一○月二八日付けで、メキシコは、米州機構に覚書を送付し、第一○回会議の義の問題に費やされた。米国は、この会議でグァティラ干渉のための根拠づけを試みようとした。ン・フォスター・ダレス米国国務長官が特に提出した優先討議事項すなわち米州における共産主米州文化交流の促進に関する諸協定も採択された。しかし、この会議での討論の大部分は、ジョの決議・宣言・勧告・協約・暫約・動議が採択された。その他、領土的庇護、外交的庇護および第一○回汎米諸国会議は、一九五四年三月一日から二八日までカラカスで開かれ、総数一一七

ちのあるものに留保を付すことで我慢しなければならなかった。 のいくつかの決議の採択を阻止できなかった結果、メキシコは承認できないと考える諸決議のう置の採択を阻止する方向に向けられていた。しかし、会議の大勢に抗することができず、それら会議でのメキシコの姿勢は、基本的には区共闘争を口実に不干渉原則の侵害を意味するような指することについての方策──」という議題を追加するよう要求し、それは受理されていた。このすることについての方策──」という議題を追加するよう要求し、それは受理されていた。この

会議の最終決議にメキジュが付した留保事項は次のようなものであった。

ていない各国の刑法違反」の場合にのみ、この種の措置の適用を認めていた)。

- し、かついくつかの既存の米州諸条約の規定に反すると判断しうるからである。メキシュ憲法と相反する協約事項を含んでいるだけではなく不干渉に関する国際法原則に矛盾するが、又C皿決議案に対する投票には賛成票を投じることはできない。なぜならば、それは、国家が米州国家内のいくつかの国において行なおうとしている干渉に対する非難決議には賛成刊 あらゆる種類の米州大陸外および大陸内部からの干渉に対する非難、したがって共産主義
- 議第六項は拒否する(もっとも、メキシコは、「不可欠な区別であるが、同決議の第六項では言及され使と強化および全体主義的干渉の阻止」を確保するための強制措置の適用をうたっている同決○ 概して『人権擁護体制の強化』と題した決議には賛成するものの、「民主主義の効果的行
- への認めがたい干渉が予見でき、それはメキシュ憲法の精神に反するとして拒否した。一方、〇 「自由労働者組合の発展の奨励」決議については、その中に国家による労働組合員の生活

この決議は米州の国際諸協定とも矛盾していた。

った。る意向を表明していること」、の三項を当該国が満たしていることで充分であるというものである意向を表明していること」、の三項を当該国が満たしていることで充分であるというものであれ盟には、①独立国であること、①アメリカ大陸(――この場合、「大陸」の中に島嶼を含むものと広られた。メキショの立場は、基本的には新規加盟への障害を除去すべきであるとするものであり、務が同コニオンによって適切に遂行されることに責任を負う」という文言を追加することが認め「米州機構憲章第五一条の規定によって、理事会はパン・アメリカン・ユニオンに付託された任譲では「ワシントン決議」が採択された。メキシコの提案により、この決議の中の一条項として、れ、そこでは主として米州機構への新規加盟承認に関する手続き問題に計議が集中された。同会第一回特別米州諸国会議は、一九六四年一二月一六日から一八日にかけてラッツトンで開催さ

の重要な議案が承認された。例えば、どちらかと言えばボゴタ憲章のいくつかの規定を列挙した一月一七日、リオ・デ・ジャネイロにて第二回特別米州諸国会議は開催された。そこでは、種々コの賛成もあり延期されることになった。そういった事情もあって、結局予定より遅れ、同年一―これはメキシュの見解であるが――)米国の干渉により生じた事態を考慮して、同会議は、メキッになっていた。しかし、会議を友好的かつ実効性のあるものとする見込みをなくするような(一第二回特別米州諸国会議は、理事会の決定に従って一九六五年三月三〇日から開催されること

リオ・デ・ジャネイロ決議、また米州各国への経済援助・一次産品価格・人権・紛争の平和的解

決・国際河川および運河の利用等に関する規定を含んだリオ・デ・ジャネイロ経済社会協定がそ れである。この会議では、メキシコは、恒久的なメキシコ外交の精神をなしている諸理念――特 に他国の内政に個別的あるいは集団的に干渉することを禁止する原則、また民族自決の原則―― を体現しているこの機構の基本原則が修正されたいよう努力した。 またメキシコは、 同会議 に 「緊急時の米州援助基金」の創設を提案し、採択された。この第二回会議で論争された問題とし ては、米州常設軍の創設という非公式のブラジル提案があった。これについては、メキシコはす でに大統領を通じて新固反対を表明していた。結局、ブラジル案は同会議において拒否された。 第三回特別米州諸国会議は、一九六五年のリオ・デ・ジャネイロの会議、一九六六年三月のパ(28) ナマの会議および一九六六年六月のワシントンの会議での決定事項を基にして、ボゴタ憲章改正 決議を主たる目的として一九六七年二月一五日から二七日にかけてブェノス・アイレスで開催さ れた。同会議では、一般的に米州機構によりいっそうの活力を与え、特に経済協力促進のための 諸活動を目差して、同機構を中南米の現状に即したものとするよう現憲章の改正点を盛り込んだ ブェノス・アイレス議定書が最終的に採択された。またこの会議においては、再び常設軍事機構 の創設が主たる論点となった。この点について、メキシコは、すでに過去の会議でも表明してい たように、その創設にもまた米州機構憲章第一一条の改正にも反対であるという明確な立場を繰 り返した。すなわち米州機構駐在メキシコ大使のラファエル・デラ・コリナは、「現憲章の諸規

第六章 メキシコと国際組織

したアルゼンチン提案もともに同会議において拒否された。和軍の創設を意図したブラジル提案も、ブラジルの支持を得た常設防衛諮問委員会の創設を要求たる時である」と述べ、メキシコの従来の立場を繰り返した。アルゼンチンの支持を得た常設平分に満たすものであり、今はメンバーである各国が内部の平和を維持し、内部諸制度の防衛にあ定および一九四八年のボゴタ会議で採択された第三四決議は、わが半球の防衛体制上の要請を充

て快定された。 事費に関するものがあった。これについては、各国元首が後日討議することがメキシコも賛成し展段階に達しなければならないと判断したからである。また同会議での今一つの問題として、軍た。というのは、時期設定の前にまず米州各国は統合を受け入れられるようなある一定の経済発て、ラテン・アメリカ統合の時期設定の問題があった。メキシコはその時期設定には強く反対しこの会議では、そのほかにもいくつか論議の対象となった事項があったが、その中の一つとし

うメキシコあるいはアメリカ大陸全体にとって大問題といえる重要な議題が提出され、討議されティアゴ(チョ)での第五回会議からは、アメリカ大陸における共産主義およびキューバ問題とい外相協議会議については、特に取り立てて述べるようなことはない。しかし、一九五九年のサンおかれた一九三九年のパナマでの第一回会議からすべて参加している。第二回以後第四回までの立の立場は、後に修正されることになった――)、米州各国間の経済協力を推進することにその重点が米州外相協議会議には、メキシコは、第二次大戦において中立を維持し(――もっとも、この中

火。

主権と独立を否定する超国家機構へと変身する危険を冒すことになろう。いうことを意味するものではない。もし万一そうした行動をとるならば、米州機構は加盟各国のは、米州機構がそういったことを各国に強要し、各国の内政に干渉する権限をもつべきであると争、経済協力の推進、あるいは政府の民主主義体制の強化等が必要であるとはいうものの、それを目的として何らかの圧力を加えることはできないと考えている。人権を尊重させようとする闘から正当性を装っているとしても集団干渉を通じてある政府を打倒したり、その政策路線の変更を選択するかということは当該国民の問題であるとし、たとえ国際機構で決定されたということころ、メキシコは、種々の政治体制に対する好悪の感情は切り難して、各国民がどのような政府ている諸原則(――民族自決と内政不干渉の原則――)に基づいてとられたものであった。実際のとこの第五回会議以後の会議におけるメキシュの行動は、主としてメキシュ外交を支え方向づけ

は優れて内政問題であるが――)に対して抱いている不愉快さの感情から出たものではなく、すでにものであると主張した。つまり、その主張は、疑いもなくメキシコがドミニカの独裁制(――これきであるといったものであった。さらにメキシコは、そのような措置の適用は法的根拠をもったた不法行為を非難し、その不法行為の主体であるドミニカ共和国との外交・通商関係を断絶すべこれまでの見解を確認したものである――)は、ヴェネズェラ大統領ベタンコートに対して行なわれコスタ・リカのサン・ホセで開かれた第六回外相協議会議におけるメキシコの態度(――それは

悪といった内的性格の問題に基づいたものではなかったということをここではっきり言っておか状況となっていた。したがって、メキシュの態度は、ドミニカ共和国の独裁制に対する不快・嫌あった。ということになれば、そのような国際的な侵略に対しては充分に国際的な手段がとれる内政干渉以上のものであり、ヴェネズェラの元首の生命に対する犯行といえる明白な侵略行為でという確信によるものであった。ベタンコート大統領に対する不法行為は、明白に他国に対するっていたから、それは侵略行為であり、したがってその行為に対しては制裁を加えねばならない確認されているようにドミュカ共和国の代理人達がベタンコート大統領に対する不法行為を行な

付けるその論拠をいくつかとりあげて見ると、それは次のようなものであった。を明確にし、内政干渉の可能性を再び斥けた。同会議での討議の中からこのメキショの立場を裏議において、メキショは、米州大陸外と同様米州大陸内の諸国による干渉に反対であるとの立場第七回外相協議会議は、第六回会議に引き続きその直後同じくサン・ホセで開かれた。この会

この見解は、単に米州の慣習に基づいているだけではなく、各国の国内管轄権の範囲内にある〕 その自己のもっている主権に従って、各国は自国の内部問題を解決する権利をもっている。ような法律があれば、それは内政干渉つまり国際法を侵害することになるからである。
「革命の一時期を経過している米州の一国を数く法律は存在しない。というのは、もしその

問題への不干渉原則を確立している国連憲章第二条七頃に特に具体化されている国際法規にも

- ある。合致している。各国の政府形態の問題は、同第二条七項の規定の範囲内に入ることは明らかで
- ものである。 目 各国の隣国に対してもたねばならない敬意は、諸国家の法的平等原則の結果から出てくる
- 抵触することになる、と考えている。とえ来州機構によってとられた行動であっても、それは国連憲章第五三条の明白な禁止事項にかである。しかしあくまでも正真正銘の集団正当防衛であり、こうした正当性を欠く場合、た章第五一条によって認められているケースでは、武力に訴える可能性を認めていることは明らめて強制措置の適用をなしうる。メキシコは、個別的あるいは集団的正当防衛について国連憲会というしかるべき権限ある機関によって決定されたことに基づくものでなければならない。集団行動については、原則として承認しらる。もっとも、その行動は、まさに国連の安保理事あるいは集団的な形式のいかんを問わず基本的に非難されねばならない。しかし干渉ではなく、するものである。干渉は、特定の諸国家による他国の内政に対する不当な行為であり、個別的ログルスでは、集団行動と干渉の間に明確な一線を画する必要性について他国の注意を喚起
- --バは反対した――)に従い、一九六二年一月二二日から三一日にかけて、プンタ・デル・エステコロンビアの要請と一九六一年一二月四日の理事会で可決された招集決定(―― メキショとキュ

の致正が必要かどうかを検討するための、憲章の詳細な分析の必要。 ことの是非もあわせて検討されるべきこと。 ⑤米大陸間組織の加盟国の一員を追放するには憲章この際、キューバへの武器輸出の問題およびキューバが全米防衛会議のメンバーとして残留するとの間の非両立性。 ⑤国際共産主義の破壊活動に対処また回避するための特別措置の検討、なおれていた。 ⑤国際共産主義の破壊活動に対する非難、および米州体制とマルクス・レーニン主義の他六カ国が署名した妥協の覚書案が提出された。 同案では、主として次のような諸点が強調さの問題を処理することにあった。 一月二四日の一般委員会開催に先だって、メキシュをはじめそで第入回外相協議会議が開催された。この会議の目的は、キューバの米州大陸における破壊活動

の追放を決定し、閉会した。その他の決議事項は、満場一致で理事会により承認された。中に取り入れられた。理事会は、賛成一七、反対三(――その中にメキショを含む――)でキューバに対する通商停止に関する決議案の投票に棄権した。これらすべての決議は、「最終決議書」のが可決されたが、メキショは、その中で米州機構からキューバの除名を求める決議案とキューバした行動に何らの根拠をも付与していない事実を指摘し、反対した。結局、種々の新たな決議案キューバに集団制裁を加えようとするコロンビアおよびグァテマラ案に対して、リオ条約はそうしかし、この覚書によって期待したような妥協は得られず、計議は続けられた。メキシコは、

相協議会議招集の動機は、またしてもキューバ問題であった。ヴェネズェラは、キューバが武器ヴェネズェラの要請で一九六四年七月二一日から二六日までワシントンで開催された第九回外

ビアの諸国によって反対されたが、結局採択された。空輸送の停止については除外された。この決議案は、メキショのほかにチリ、ウルグァイ、ボリて、キューバとの国交断絶を活発に呼びかけること、であった。メキショの利益を考慮して、杭上の破壊活動が続けられる場合、武力を行使するとの威嚇、回米州機構加盟国以外の諸国に対しする決議であった。その制裁の内容は、①通商・外交関係の断絶、②海上輸送の停止、⑤これ以の会議でも多くの決議がなされた。その中で最も重要なものは、対キュー、制裁措置の適用に関行なっていると非難し、同国に対しリオ条約に従って制裁を加えるよう要請した。最終的に、こ輪送およびその他の手段を用いてヴェネズェラ領内のゲリラ活動を支援するといった破壊活動を

実は受け入れられなかった。したがって、メキシコはこの決議には拘束されないものと判断した。」と尊重することを確約した。しかし、この国際司法裁判所に判断を仰ごらというメキシコ提問違っていないとの判断を示すならば、第一決議(──対キューバ制裁措置適用に関する前述の決議一解釈をめぐる紛争を国際司法裁判所の手に委れる用意があり、万一同裁判所がこの条約の運用はかく、メキシコはこの問題を司法の分野に移したいと述べた。メキシコは、何時でもこの条約の規定にない範囲までもその対象とし、条約の精神を踏みにじっているとは、とものであった。とも、解釈しておらず、したがって投票手続きの規定は遵守されているもののリオ条約を拡大解釈し、履行する意志のないことを表明した。メキシコの反対の主旨は、外相協議会議がリオ条約を正し居外議は規定通りの多数決をもって採択されたが、メキシコは外務省声明を通じて同決議を

第一○回外相協議会議は、一九六五年五月一日からワシントンで開催された。同会議の招集は、は ドミニカ共和国における一連の事態発生にともないチリの要請により行なわれた。メキシコは会 譲の招集そのことには賛成したが、その招集の主旨には反対した。なぜならば、その主旨説明に はメキショが前もって追加するように要求していた不干渉の原則について言及されていなかった からである。また敵対行動の停止の要求を支持したが、避難民用の国際管理地域の設置勧告には、 理事会にはその権限がないと考え、棄権した。五月一日、同会議で、メキシコは次のような論旨(は) をもった案を提出した。

- 中報に米州機構電車の第一五、一六、一七条にいう国家の権利・義務の再確認。
- 〕 米国軍隊の徹退を要求すること。
- 当 五カ国の代表者からなる委員会を設置すること。そしてこの委員会は、「③停戦、また回 大使館内の彼収容者およびドミニカ共和国から出ることを希望しているすべての外国市民の秩 序ある出国等の問題を緊急に処理するために、ドミニカ軍隊の指揮官、外交団および政治団体 の指導者に対してしかるべき接助を行なう目的をもって」、 ドミニカの サント・ドミンゴに行 くべきであること、さらに同委員会はそこにおいて「不干渉の原則を尊重して」事態を調査す べかとしる。

とのメキシコ案は、同会議で採択された決議(――チリだけが棄権した――)の内容の基本となっ た。そのうちの最初の二点については、後日に討議されることになった。したがって、メキショ

案は二分されることになったが、事態の緊急性に鑑みて、メキシュ代表はこの二分を受け入れた。 さて、この会議におけるドミニカへの調査委員会派遣の決定であるが、この決定は、国連事務総 長による特使の派遣と重なったところから、国連と米州機構の両組織間でのいわゆる処理権限に 関する論争を生むことになった。しかし、メキツコはそのような論議の必要性をはっきりと斥け た。というのは、国連憲章の規定からも米州機構憲章の規定からも国連の優越性は議論の余地の ないところであるし、またこの両憲章を分析すれば、すべての国際平和と安全の維持に関しては 国連安全保障理事会が優越することは明瞭であり、すべての中南米諸国はいかなる紛争も同安保 理事会に通報する義務を負っている、と考えたからである。

一九六五年五月三日、メキシュ外務省は、デラ・コリナメキシコ大使に与えた訓令を公表した。 その訓令は、ドミニカ共和国領内での外国軍隊の存在を直接間接を問わず許可あるいは正当化す るいかなる案も承認しないこと、そのことが外国の内外の問題に干渉しないとする伝統的なメキ ショ外交政策に応えることでもある、といった内容のものであった。またメキショ代表団は、そ の受取人の政治的信条に関係なく一様にドミニカ市民に救援物資を送るとする米国提案を支持し たが、メキシコはその発送は国際赤十字を通して行なりべきだという付帯条件を出した。さらに、 メキシコは、提案された米州平和軍の創設には、次のような理由で反対した。それは、第一に、 「米州平和軍が、不干渉の原則および民族自決原則に反することなく、どういった状況のもとで 活動を開始しうるかを明確に決定することがまず必要である」ということ、第二に、直接的であ

も米州軍の存在を前もって規定していないという理由であった。 れ間接的であれ、米州機構憲章および一九四七年の米州相互援助条約(リオ条約)のいずれの条項

用按分に関するいかなる決議にも反対する権利」を留保した。和軍』の創設または維持の決議により直接間接に生じる管理上の費用をも含み、メンバー間の費の創設案の賛成主旨説明を行なった。しかし、メキシコは、「将来『米州軍』あるいは『米州平に関してすでに賛成投票をした諸国を代表して、メキシコが「ドミニカ共和国への緊急援助基金」「調査と周旋に関する特別委員会」の創設や、その他ドミニカ共和国への援助に関する諸決議

と述べたディアス・オルダスメキシコ大統領の見解に基づくものであった。間接の干渉なしに国内問題を解決するのはドミニカ国民のみであるという信念で一致している」ェネズェラ大統領あてのメッセージの中で、「メキシコ政府および国民は、外国の直接あるいはシコの姿勢に矛盾しないものであった。またその行動は、すでに一九六五年五月三〇日付けのヴこういったメキシコ代表団の会議における行動は、この紛争に米国が干渉した当初からのメキ

第一一回外相協議会議は、次のような三期にわたって開催された。

参加できることを確保しようとするブラジル案が採択された。州機構加盟国が機構本部所在国の米国との外交関係の有無にかかわらず同機構の諸機関の会議に第一期は、一九六七年一月二四日から二月一日までで、ワツントンで開かれた。会議では、米

第二期は、一九六七年二月一八日から二六日までで、第三回特別米州諸国会議と同時にブェノ

表明した。
メリカ自由貿易連合(AnAnO)および中米共同市場を通じてなされるべきであるという確信をついて、それはますますその統合の度合を強めて行く必要があると考えられる既存のラテン・アで、メキシコは明らかに米州平和軍の創設に反対し、その機能維持のための経費の共同負担を回路となるがない場合、いかなる国も米州軍特に承認を受けていない行動中の同軍に対する軍事機出は、軍隊は各国の憲法に従って使用されるべきこと、またその使用に関する特別義務を規定したなるのではない」と述べた。この発言は参加各国の外相によって支持された。さらに、メキシコは兄いる一般的な討議項目とは無関係の政治問題を各国の計脳違が論議することを決して承認する入れることには實成したが、「それは、ラテン・アメリカ社会経済発展の問題にのみ限定さな入れることには實成したが、「それは、ラテン・アメリカ社会経済発展の問題にのみ限定さまりする。メキシコはその最終項目すなわら「不必要な軍事費の削減」については、議事日程に組み発展を促進するための米州間協力の強化とブンタ・デル・エスラ電点項目としてとり必げられる発展を促進するための米州間協力の強能では、首脳会議の日程と、「ラテン・アメリカの経済社会、フィブ・アイレスにて開催された。この会議では、首脳会議の日程と、「ラテン・アメリカの経済な

こでは、米州大統領宣言が承認された(この宣言は正式にその後引き続き開かれた米州首脳会議で発せ第三期は、四月八日から一三日にかけてウルグァイのプンタ・デル・エステで開催された。こ

を行なうことになる」との立場を明らかにしていた。にラテン・アメリカの過程であり、したがってラテン・アメリカ諸国のみがその政治面での決定声明の中で、メキシコの公式見解の骨子となるものについて、「ラテン・アメリカの統合はまさられた)。メキシコの外相は、この協議会議に向けて出発するに先だって、一九六七年二月一日の

則がさらに強化されるものと期待していると述べ、その招集に賛成した。この会議に付託された問題の本質については分からないが、この会議の結果米州機構憲章の諸原状況を分析しようとのヴェネズェラによる理事会への提案に基づいて行なわれた。メキシコは、ューバ問題であった。同会議の招集は、米州大陸でのキューバの破壊活動より生じた新たな政治第一二回外相協議会議は、一九六七年六月一九日から開催された。会議の主要テーマは再びキ

ご期会合には、各国の外務大臣が参加した。 決定した。第一期の会合では各国の外務事務官クラスが出席していたにすぎなかったが、この第三日、第一二回外相協議会議の全体委員会は、九月二二日より同会議の第二期会合を開くことにアフリカ、ラテン・アメリカ諸国民の連帯会議」の活動分析という任務が与えられていた。八月する証拠確認を任務としていた。今一つの委員会は、第二会期にて設置されたもので、「アジア、は、事実調査についての報告を七月二六日に行ない、ヴェネズェラ内戦へのキューバの干渉に関た事実に関する調査委員会で、これは同会議の第一会期にて設置されたものである。この委員会に事実に関する調査委員会が設置された。一つは、ヴェネズェラより非難がなされてい

て中南米レベルのみでの国際協力を推進するしかないとの認識である。

はこの機構の力を失わせ、ラテン・アメリカ自由貿易連合や将来設立される他の経済組織を通じしたがってこの機構を米国からの独立機関に改組することができない以上は、残された唯一の道らもきている。つまり、米州機構を米国から独立して機能させることは不可能であるということ、る一般国民の感情を反映したものと考えられる。また今一つには、次のようなメキシコの認識か勢へと変化していた。こうしたメキシコの公式の態度の変化は、一つには魅力のない組織に対す。別上、米州機構に対けるメキシコの活動について見てきたが、一九七四年の終わり頃には、米

# コ ラテン・アメリカ自由貿易連合とメキシコ (3)訴訟(3)

た。 その中で自由貿易地域の設立がラテン・アメリカにとって非常に好都合であることを示唆してい常に重要なラテン・アメリカの外国貿易に関する二つの報告書を提出した。これらの報告書は、○年代の中頃から一九六○年代にかけて、国連ラテン・アメリカ経済委員会(UBDAT)は、非により好条件の揃っている米州でも必然的に企てられなければならなかったものである。一九五南米各国間のこれまでの幾多の歴史的きずなを考慮するならば、この種の統合条約の作成・締結現在、世界各地でさまざまな形態の経済統合運動が見られる。このような経済統合運動は、中 習印しなかった)。 メキシコは、同年五月二日、ウルグァイとともにモンテヴィデオ条約の批准書ジル、チリ、パラグァイ、ウルグァイ、ペルーとともに条約案に調印した(この時にはボリビアはデオで会合をもった時には正式メンバーとして交渉に参加し、二月一八日、アルゼンチン、ブラコは、最初オブザーバーとして参加したが、同年二月四日前述の七ヵ国の外相が再度モンテヴィ日まで、モンテヴィデオにおいて中南米七ヵ国の中央銀行代表者による会議がもたれた。メキシして一九五九年九月にはモンテヴィデオで光光や開催された。一九六〇年一月一一日より一九後、同種の会議は、引き続き一九五九年六月リオ・デ・ジャネイロ、一九五九年七月にリマ、そで始まった。この会議には、アルゼンチン、ブラジル、チリ、ウルグァイの諸国が参加した。その一九五九年の四月から、この経済統合問題に関する交渉が、チリのサンティアゴにおける会議

立し、加盟諸国間の貿易自由化を達成することにある。内の原産品に対するあらゆる制限の段階的撤廃により、最大限一二カ年以内に自由貿易地域を設場の加盟国を除き、すべての中南米諸国が参加している。この連合の目的は、相互貿易、特に域その後、ラテン・アメリカ自由貿易連合には、他の中南米諸国も加盟し、パナマと中米共同市

発化のための諸手段をとることを積極的に支持してきた。また「一九七〇年以降に段階的にラテ外相理事会(一九六六年一二月七日、初会合をもった)を設立するといった連合のよりいっそうの活メキシコは自由貿易連合の発展に全面的に貢献した。メキシコは、連合に新たな機関すなわち

せることが必要であると判断している。いる。事実、メキシコは、統合に向かうまでに現行の方式によってまず各国の経済発展を促進さの考えから経済統合地域の創設よりもラテン・アメリカ自由貿易連合の発展により熱意を見せて書の署名国でもあった。しかしながら、これについては、メキシコは、現在はいまだ時期尚早とシ・アメリカ共同市場を創設して行く」希望を表明した一九六七年四月一四日の米州大統領宣言

えていた。許に賛成している。またこの特恵関税は中米諸国へ拡大適用することも何ら不都合ではないと考ン・アメリカ自由貿易連合の常任執行委員会へ提案したように、相互性を求めない特恵関税の譲比較的低開発諸国(パラグァイとボリビア)が提起している問題については、メキシコは、ラテ

る」と述べていた。
コは両方の組織がともに受け入れられるような条件のもとでの加盟を喜んで支持するものであたがって、中米地峡諸国がラテン・アメリカ自由貿易連合に加盟する用意があるならば、メキシ合併することがそれぞれの国民に有益であると判断するときはその合併に向かうべきである。し文において、「既存の組織の調整を促進しなければならないし、それら組織の加盟国が両組織をよシコ大統領のコロンビア大統領の電文の中で、その立場を明確にしていた。すなわちその電自由貿易連合と中米共同市場――の調整が問題となる。メキシコは、一九六六年一一月九日、メ中南米経済統合の道を促進するに際しては、まず既存の二つの主要組織――ラテン・アメリカ

満している。 まれ、一方メキシコは徐々にそうした統合のプロセスから除かれていくおそれがある」ことを指っているとし、そのように見てくると「中南米にはサブ地域ブロックだけが出現する危険性が生す、クルグァイ、パラグァイだけが除かれている」と述べ、さらに続けて、パラグァイ、ウルグロスカ国のうか一六カ国のうち一三カ国が三つのサブ地域機構に加盟し、メキシらに指摘し、関係者の注意をひこうとしている。同報告は、まず、「将来のラテン・アメリカ共サブ・ブロックにも参加していない。メキシコは、この事実について、国立銀行の報告で次のよけず、ブランととも、メキシコは、この事実について、国立銀行の報告で次のよりまている。もっとも、メキシコは、それは有益であると思っているが、目下のところいずれの中南米の経済協力に限って言及すれば、最近の傾向としてサブ地域のブロック化が顕著になっ

メキシコは、前述の諸国と同様、比較的経済低開発諸国の農牧畜製品に対する特別の取り扱いをラテン・アメリカ自由貿易連合の他の諸国の農牧畜生産よりも高い」と考えている。したがって、る諸国の農牧畜生産は、多くの場合、モンテヴィデオ条約にいらその他の品目と比較してみても、るものは存在せず、むしろ『比較的低開発地域』があり、それに比較的経済低開発と呼ばれていは、ヴェネズェラ、アルゼンチンと同様、農牧畜部門にあっては「『比較的経済低開発諸国』な具体的な経済活動の部門にあっては従来とは違った対処の仕方をしている。すなわち、メキシコ比較的経済低開発諸国に対する取り扱い問題に関して、メキシコは、その農牧畜生産のような

表- 相手国・地域別貿易 (輸出+輸入)

〔単位 100万ドル〕

	(中国 2005 17-												
		1960		1965		1970		1971		1972		平均増加率	
		額	%	額	%	額	%	額	%	額	%	1960- 1972	1965-
総	計	1925. 1	100.0	2673. 5	100.0	3833. 8	100.0	3881. 7	100.0	4751.3	100.0	7.8	8.6
米	国	1387. 5	72. 1	1650. 8	61. 7	2399. 4	62. 6	2386. 6	61. 5	2880. 3	60. 6	6. 3	8.3
E E	C1	204. 5	10.6	301. 6	11. 3	454.4	11.8	451. 2	11. 6	552. 0	11. 6	8. 6	9. 0
日	本	75. 1	3. 9	120. 4	4. 5	154. 9	4.0	154. 1	4.0	190. 0	4.0	8. 1	6. 7
欧州自由貿易		125. 1	6. 5	157. 7	5. 9	237. 8	6. 2	237. 6	6. 1	255. 6	5. 4	6. 1	7. 1
ラテン・アメリ 貿 易 連	カ自由3	13. 1	0.7	75. 2	2. 8	156. 4	4. 1	196. 9	5. 1	260. 9	5. 5	28. 4	19. 4
カナ	· Ji	40. 7	2. 1	47. 0	1.8	61. 4	1. 6	65. 7	1. 7	94. 3	2. 0	7. 3	10. 4
中央アメ	リ カ4	23. 1	1. 2	32. 2	1. 2	42. 4	1. 1	48. 1	1. 2	64. 8	1. 4	9. 0	10. 5
コメコ	>5	7. 6	0. 4	64. 3	2. 4	10.0	0. 3	12. 7	0. 3	10. 2	0. 2	2. 5	-23. 0
世界の他の	諸国	48. 4	2. 5	224. 3	8. 4	317. 1	8. 3	328. 8	8. 5	443. 2	9. 3	20. 6	10. 2

1 ベルギー, フランス, イタリア, ルクセンブルグ, オランダ, 西ドイツ.

2 オーストリア, デンマーク, フィンランド, ノルウェー, ポルトガル, イギリス, スウェーデン, スイス.

3 アルゼンチン, ポリビア, ブラジル, コロンビア, チリ, エクアドル, パラグァイ, ペルー, ウルグァイ, ヴェネズェラ.

4 コスタ・リカ, エル・サルヴァドル, グァテマラ, ホンジュラス, ニカラグァ, パナマ.

5 ブルガリア, チェコスロヴァキア, ハンガリー, ボーランド, 東ドイツ, ルーマニア, ソ連.

(出所) Dirección General de Estadística, SIC.

認めていない。

の他の諸国および地域との貿易状況を示したものである。は多少鈍ったが)。 前頁の表の統計は、メキショとラテン・アメリカ自由貿易連合を含めての世界盟国地域との貿易をかなり拡大することに成功している(もっとも一九六七年にはその貿易量の伸び今日までのところ、メキシコは、自由貿易連合の創設による直接的な結果として、その連合加

すみ経済統合はもはや特に言及する必要のない「逆行のできない過程」となっていたからである。年一〇月の国連におけるメキシコ大統領の演説の中ではなされなかった。それは、ラテン・アメ ていくものと思われる。ラテン・アメリカ統合過程についてのメキシコの支持表明は、一九七一のような大規模な企図にあってはそれは当然であり、困難なこうした問題は今後徐々に解決され治・経済・法律・商業的構造も完全にこの経済体制に合致したものにはなっていない。しかしこだがこの自由貿易連合についてはまだ制度上の問題がいくらかあり、その上いまだ加盟各国の政貿易量を増大させており、今後もこのペースを維持し、貿易を促進できるものと期待している。貿易関係は目下のところ非常に明るいものがある。最近メキシコは、さらに南米諸国へ向けての顕考な効果が出ているわけではないが、メキシコにとってラテン・アメリカ自由貿易連合との

# 第七章 国 際 責 任

い出しうるからである。国の外交史と同様、メキシュ外交史にあってもこの国際責任をめぐって生じた数多くの問題を見メキシュ外交考察の際、国際責任のテーマはきわめて重要である。というのは、他の中南米諸

投資する他国民のその本国に対しては弱い立場におかれていたことである。こういった状況下で、162名の。今一つは、当時いまだ国家の形成途上にあった中南米諸国は、同諸国内に定住しあるいは投資家自身の条件――すなわら自己に好都合な条件――に基づいて行なわれていたという事実でた国であるということ、そして当初その外国投資は、それを規制する法律が制定されておらず、もともと移民の国であり、寛大な条件の下に、外国にさらには外国による投資に門戸を開いてきじたかという理由は、次の二つの事実において見い出すことができる。一つは、中南米諸国は、中南米諸国の外交史を分析すると、外国市民の取り扱いが原因で生じた外国の干渉が中南米諸国国際責任の制度は、外国人の取り扱いだっいて特にその重要性をもっている。ここ百年近くの

であった。それらについて次に見て行こう。措置を試みだした。まず中南米諸国が試みた法律面での措置が、ドラゴ主義とカルボ主義の主張に至ったのである。しかし、このような干渉に対して間もなく中南米諸国も反発し、種々の対抗外国諸列強は、自国民に対する保護を必要以上に意識した結果、一連の正真正銘の干渉を行なう

# 一 ドラゴ主義とカルボ主義(略)

さて、このドラゴ主義であるが、まず一九○二年メキシコでの汎米諸国会議でそれに関する決ではこの主義にそって一般的に公債の強制的回収は国際関係において禁止される傾向にある。なわれた。ドラゴ主義はこの三国干渉のような事態を回避するために提唱されたのであり、現在乱によって生じた自国民の損害を強制的にヴェネズェラより回収するために前記三国によって行リス、イタリア、ドイツの三国干渉への抗議として生まれた。この三国干渉は、ヴェネズェラ内トンの同国駐在大使への訓令の中で提唱したものである。同主義は、ヴェネズェラに対するイギドラゴ主義は、その名の通りアルゼンチンの外相ルイス・マリア・ドラゴが一九○二年ワシン

の請求に関する仲裁裁判条約」(――メキシコは一九〇二年一月三〇日にこれに謂印し、一九〇五年五月譲の採択が試みられた。そして、この主義の原則のあるものは、同会議にて締結された「金銭上さつ、このドラゴ主義であるが、まず一九〇二年メキシコでの汎米諸国会議でそれに関する決

よって発効した「金銭請求に関する条約」にとって代わられた。ただし、メキショは、このブェ印され一九一三年一月一日(──前述の「金銭上の請求に関する仲裁裁判条約」が失効した翌日──)を初めて発効した。しかしこの協定は、発効直後、一九一○年八月一一日ブェノス・アイレスで調一日まで延長された。「金銭請求に関する協定」は一九一二年二二月三一日メキショが批准してジャネイロで調印された「金銭請求に関する協定」によりさらにその効力を一九一二年二二月三一三三日に出催した――)の中にとり入れられた。この条約は、一九○六年八月一三日、リオ・デ・一三日に批准した――)の中にとり入れられた。この条約は、一九○六年八月一三日、リオ・デ・

っている。た中南米の唯一の国であったが、後に一九三一年四月二〇日結局この条約を非難し破棄するに至・ポーター条約の中に、多少の修正を受けたがとり入れられた。メキシコは、この条約を批准しさらに、このドラゴ主義は、一九〇七年の第二回ハーグ平和会議で成立をみたいわゆるドラゴ

諸国はそれを考慮せず債務を強制的に回収しようとした。もっとも、当時のメキシコの状況は、般国際法自身が「事情変更の原則」適用によって支払の停止を認めているのに、対メキシコ債権で革命が生じ公債の支払を中止せざるをえなくなった時、ドラゴ主義の適用をまつまでもなく一シュのケースに見られるようにあまり尊重されず、むしろしばしば侵害された。事実、メキシコたときには同諸国の国内法規の中に――とり入れられたけれども、この主義は、具体的にはメキドラゴ主義は、前述の諸協定を通じて、汎米体制に――ときには中南米諸国の協定の中に、まドラゴ主義は、前述の諸協定を通じて、汎米体制に――ときには中南米諸国の協定の中に、ま

田 曹 燚 M 無

外部では充分に理解されていなかったところもある。実際のところ、例えば、米国とともに主要 た投資国であったヨーロッパ諸国の請求は米国のウォール・ストリートの金融機関を通じてなさ れていたので、米国がメキシュ当局に干渉し、債務の支払をメキシュに強制することとなった。 しかしそれはともあれ、そうした行為は、メキショとこれら諸国との関係を損ならことになった ことは否定できない。メキショにとっては、そのような圧力は、耐え難いものであり、国家主権 に対する侵害でありかつ不正行為であった。

以上のドラゴ主義とは別に、外国人の外交的保護権の行使に反対する主権の原則が、もう一人 の著名なラテン・アメリカ人カルロス・カルボによって主張された。これがカルボ主義といわれ ているものである。周知のごとく、この主義は、国家は自国民がその居住先の外国において要求 されている一連の必要条件義務(――その必要条件義務の数は同主義の解釈いかんによって変わりらるが ――)を果たした場合を除いては自国民に外交上の保護を与えてはならない、といった内容のも

のおもる。

このカルボ条項の原則は、メキシコの法律すなわちメキシコ憲法第二七条一項に次のようにと り入れられている。

「出生または帰化によるメキシュ人およびメキシュの法人のみが、土地、水もしくはその付属 物の支配権を取得し、または鉱山、水の開発のための権利の譲渡を受ける権利を有する。国家 は、外国人が外務省において、当該物件との関係で国民と見なされることに同意し、かつ当該

事項に関しては自国政府の保護を援用しないことを条件として、同等の権利を当該外国人に与 えることができる。当該外国人がこの協定に反した場合には、当該外国人は同協定により取得

するに至った財産を失い国家の所有とすることによって処罰される。」

すなわら、要約すると、憲法第二七条には、次のような諸点が規定されている。〇出生または 帰化によるメキシコ人のみが不動産を取得し、鉱山、水の譲渡権を有することができる。〇メキ ショの法人も前記の諸権利をもつことができる。日外務省に宣誓書を提出すれば、外国人も前記 の諸権利をもつことができる。もっとも、その宣誓書では、外国人は自己が取得を希望する所有 物件と関連するいっさいのものに対しメキショ人と同等に取り扱われることに異議がないことを **蓍約しなければならない。** 岡前記の原則の侵犯には罰則が規定されており、外国人がその本国の 外交的保護を求めたときには、取得した財産は奪われ、それは国家のものとなる。

カルボ主義全般と同様、このメキシコ憲法の条項も多くの鋭い批判の対象となってきた。例え ば、一個人による外交的保護権の放棄を肯定するのは、そもそも論理的に誤った前提に立ってい る、なぜならば外交的保護の行使は国家に属する公的権利であり、したがっていかなる国民もこ れを放棄することができないからである、といった批判がそれである。カルボ主義に対してなさ れたこの批判は、一見正しいように思える。というのは、実際のところ、外交的保護を与えるか 否かは国家の権利であるからである。しかし、外交的保護権を行使する理由を求めてこの問題の 根底にあるものを見極めてみると、自己に害が加えられたかどうかを判断することができるのは

個人であり、国家に保護権の行使を求めるか否かは個人の自由意志にまかされていることは疑うの。 余地はない。万一外交的保護権が実際に公的権利であるならば、一個人の意志にそれを委ねてお くことはできないであろう。なぜならば、一個人は、国家自身に属する権利の行使にふれて、国 家に向かってその権利の行使を希望するとかしないとかいえるものではないからである。こうし た論理に基づけば、個人による外交的保護権の放棄はその国家自身の権利を侵害するものである といった意味でのメキシュ憲法第二七条一項の条項に対する批判は、まったく当を得ていないよ うに思われる。

他方、やはり、外交的保護権の放棄は外国人を当該国家の国民よりもより劣悪な状況におくこ とになる、と主張する人々もあるが、この批判は前述のものよりはより是認しろる。というのは、 当該国の国民と外国人の間の法的平等は認められているとしても、当該国の国民には、その政治 行動を通じて法律制定に際し何らかの影響力を及ぼしうる道が開かれ、その上当然外国人にはも ちえない可能性すなわち政治上の保護を受ける道があるからである。

メキシコ憲法第二七条一項について述べてきたが、これはカルボ主義をとり入れているメキツ コにおける唯一の条項ではない。メキシコにはその他にもこの主義をとり入れている多くの法規 がある。例えば、憲法組織法第二条および同組織法細則の第二条と第四条に、そして道路交通法 の第八条、さらに鉱山法、石油法等がそれである。

カルボ主義は、メキシコの国内慣習においてもきわめてよく定着しているとともに、その適用

は、国際関係にあっても、例えば一九二三年の協定によって設立されたメキシュ・米国間の請求(は) に関する一般委員会のケースに見られるように、多くの場合に認められてきた。またある条約の 中では、国家は、その自国民が不公正に取り扱われたことが明白な場合以外に、外交的保護をそ の自国市民に与えることができないとはっきり規定されていた。

メキシュ憲法第二七条一項を検討すれば、外交的保護権を放棄する外国人はメキシュ国内法に よって保護されるという一般的なしかし条件付きの国家の責務が伴ったものであることが分かる であろう。そのようなことから考えて、もし外国人が国際法において「裁判の拒否」として知ら れる事態の対象となるケースが生じても、メキシュの場合には、外交的保護権が行使されるよう なやっかいな状況には立ち至らないように思われる。

# 11 カランサ主義(語)

メキシコにおいて生まれた外国人取り扱いに関する主義として二つのものがあげられる。その 一つが一九一八年のカランサ大統領の宣言文中にあるカランサ主義といわれるものである。カラ ンサ大統領は、その宣言の中で、メキシュの中立に対する米国のたび重なる侵犯を激しく非難し、 そして次のように述べた。

式であれ絶対に干渉してはならない。 ばならない。いかなる国家も他国の国内問題に対してどのような動機であれまたどのような形「すべての国家は平等であり、それぞれの制度・法律・主権を相互にかつ慎重に尊重しなけれ

住先の国家の市民よりもよい条件を要求してはならないし、外国人たる資格を保護と特権のロすべての国家は、厳正に例外なく不干渉の原則に服さなければならない。いかなる個人も定

実にしてはならない。一

とは特権を与え、彼らを国内における特権市民にしたてる外交的保護権のたび重なる行使にはブ領自身も述べているように、自国民がその自国の法律による保護しか受けていないのに、外国人うなたび重なる外国の干渉への対抗措置として、この第二項が生まれたのである。カランサ大統結果、しばしば諸列強が外交的保護権を行使してメキシュへの干渉を行なったのである。このよ国内法で通らない場合、彼らは常にその用意のできている本国政府の外交的保護を求めた。そのまで、メキシュ在住の外国人はしばしば過大ともいえる要求をもら出し、その要求がメキシュのこの宣言文中の第二項すなわら後段のところにカランサ主義の基本的な主張が見られる。それ

等でかつ一様でなければならない。今日の外交の概念は、これら一連の諸原則によって大きく「最後に、法律は、主権の行使に関する以外、国籍による差別を設けることなくできる限り平さらに、カランサは次のように宣言している。

立のために用いられるべきである。一手段として使われるべきである。一手段として使われるべきではない。それは、文明社会の全般的利益と世界的規模での親交の確外交は、強国の支配に都合のよいように他国の法律を修正させるために、弱小国に対する圧力また国家の権威や権力でもって個人の利益を実現するために用いられるべきでもない。同様に、修正されることになろう。外交というものは、個人の利益保護のために奉仕すべきでないし、

らないと言明した。つまり、普遍的な法規準に合致させるかそれに近似させることの必要性を説らないと言明した。つまり、普遍的な法規準に合致させるかそれに近似させることの必要性を記た「一般に文明諸国によって遵守されている規範」といえる国際法において明示される限界内でないよういくぶん配慮されている。この外国人の保護をさらにより完璧なものとするために、まじ法的保護を外国人にも与えており、したがって、メキショにあっては、そういった事態が生じメキショの法制度は、現実に国内社会の成員すなわちメキショ市民に与えているのとまったく同的保護権を放棄した結果、外国人の保護の欠如といった事態が生ずる可能性が考えられる。だが、の濫用の結果として生ずる外国干渉を排除しようとしたものである。しかし、外国人がこの外交以上がカランサ主義の主内容である。すでに考察したように、カランサ主義は、外交的保護権

H

てカルデナス大統領が行なった次のような宣言の中に見い出される。今一つのメキシコより生まれた主義は、一九三八年九月一〇日、『平和擁護国際会議』におい

くいまわしい一連の先例が生じている……のへと発展した根本的に不正な理論である。この間違いから民族の独立と主権にとってまった明である『一味の理論』に起源をもち、後に時間と空間の境界を超えて国籍を持続化させるも国間の生活を律する政治的伝統主義と一致しているように思われるが、実は氏族の継続性の表護する国際理論について話をしよう。これは、一見自然法の原則から派生し、かつ今日まで各「……よりよき生活と経済的繁栄を求めて外国に移り住む自国民を通じて、国籍の継続性を擁

が治外法権という虚構によって取得した所有物の権利を明確なものとしてやった。一方、彼らの念に近い気持で彼らを処遇してきたのである。そして、祝法も彼らと協議して制定し、彼らに対処する能力のない国民は、彼らを外国人として受け入れ、尊敬の限界を超えてむしろ畏怖込む外国人と進出先の国家の外国法とにより組織された匿名の法人の理論がつくられた。充分源の開発を口実に、本国政府の庇護の下に――その市民権の保護の下に――外国の領土に入りこの個人に関する理論とは別に、事態をよりいっそう悪化させるものとして、他国の天然資

拠点として彼らを利用し保護するのである。」の本国政府は、将来の征服のための前哨として、つまりその境界線と主権の伸張のための第一

的規則を受け入れその適用を認めることである、と断言する。味し、外国人が他国の生活に身を委ねることはとりもなおさずその国内で効力をもつ法的、政治線上にあるものといえよう。全般的に、カルデナス主義は、国籍と市民権の治外法権の拒否を意はカルボ主義と、また自国民と外国人とを同列におこうと考えている点ではカランサ主義と同じこれがカルデナス主義といわれているものである。この主義は、外交的保護特権の放棄の点で

# 四 裁判拒否(5)

とたいと思う。会でのメキシコ代表イツドロ・ファベラ (――同委員会の議長でもあった――) の見解にそって考察題についてのメキシコの態度を見てみよう。その態度については、メキシコ・イタリア混合委員の合法性を問うこととなる裁判拒否という現実の問題が生じてくる。ここではこの裁判拒否の問以上述べてきた諸主義の適用の結果、国際責任の一般的テーマの枠内で、特にカルボ条項適用

インドロ・ファベラは、いわゆるファナ・ムニョス・デ・バガテリヤのケース における決議

177

田 声 欼 M

シェロ・レレス Pだ ―― 赵の粋軸 " Votos internacionales " の中で軸 らりこのカムだだ―― ョバンニ・バティスタ・マセッティのケースの決議(第五一決議) に先立つ要旨説明で、「著名な 法学者達の一般的意見によれば、内乱による外国人の損害に対しては国家責任は生じない」と述 べ、続くその票決に際しても、同じく「実際著名な法学者達の一般的意見であるが、国際法上、 内乱による外国人の損害に対しては、国家には責任がない」と言っている。また彼は、レオニダ ス・プロスディツミのケースの決議(第九決議)に先立つ要旨説明の中でさらにこの考え方を明確 にし、「万一国家が秩序回復のために必要な処置をとったことが証明される場合にあっては、暴 動や軍部決起の結果生じた損害には国家は責任を負う必要はない」と述べている。このメキシュ の見解は、世界中の専門家あるいは諸国家の一般的見解からはそうかけ離れたものではないであ ww.

過去において、メキシュ革命の際、数多くの損害請求がメキシュに対してなされた。この損害(stortion)

責任に対するメキシコの姿勢は、前述の混合委員会の決議事項の中に見られる。メキシコ代表イ

五 内乱による損害責任

拒否の概念からは排除されているように思われる。というのは、実際のところこういったことを

認めることは、同法権の行使に際して外国の干渉を呼ぶもとになるからである。

メキショの慣習では、判決が明らかに不公正と考えられるとか疑義があるといったことは裁判

のである。これは一般に国際法上受け入れられる見解であろう。

ために与えられているあらゆる手段を尽くすことが不可欠である。」 つまり、このようなメキシュの見解は、外交的保護権を行使しうるためには、「国際法の違反 があるとき、口本国政府による外交的保護権行使を希望する個人が居住国の法律上のあらゆる数 済手段を尽くしきったとき、という諸条件を前もって満たしていることが必要である、とするも

「基本均に国家が外国人を法の主体と認めず、したがって国際社会に対する義務を怠るときに のみ数判拒否という国際義務違反が生じる。その裁判拒否の一般的なケースとして、〇司法当 局が、最終的にせよ中間的にせよ判決を出すのを拒否する場合、口外国人が自己の権利を守る ために自由に裁判に訴えることができない場合があげられる。いずれにせよ、裁判拒否という 国祭義務違反が成立するためには、提訴者がまずその居住先の国家の法律により裁判を受ける

(第四九決議)に先立つ要旨説明の中で、国家責任発生の条件として、次のような場合をあげている。 吻 すなわり、

「外国人に裁判の道が閉ざされているとき、

「裁判での判決がその国家が締結した国 決の内容が明らかに外国人すなわら特定国家の市民に対して思意あるものとなっているとき、で ある。さらに彼は、このケースにおける投票に際して、次のように述べている。

ではないが、法的側面の実践的効果という観点からは興味ある区分である。暴徒を明確に区別した」。これは、国際的慣習の視点からすればあまりオーソドックスな考え方得た叛徒が革命家であり、勝利を得ない叛徒を暴徒の範疇に入れる原則をうも立てて、革命家ととなく、国際法と人権の尊重を主張する専門家の判断基準に従って、われわれは、結局、勝利を中に見ることができる。「仲裁委員会の超国家的性格に反する政治的基準に決して左右されるこうンシスコ・ベトラノのケースでの決議(第二四決議)におけるインドロ・ファベラの次の説明のよる責任に関連して同委員会は革命集団と暴徒集団を区別している。すなわち、その区別は、フィの責任に関連して同委員会は革命集団と暴徒集団を区別している。すなわら、その区別は、フロいでながら、メキシコ・イタリアの混合委員会について言えば、興味あることだが、内乱に

る義務があり、万一との義務を忘った場合、国際上の責任をとらなければならない、と言っていは、肉乱が勃発した場合には、各国はその住民の財産と身体の安全保護のために必要な措置をと拠がない場合、彼らが引き起こした損害には責任を負わない」と述べている。つまり、このこと彼の前掲の著書の中で書いていることだが――「メキシコは叛徒の処罰に落度があったという証(第五八決議)があげられる。すなわち、ファベラは、その決議に先立つ要旨説明において、――その具体例としては、前述の混合委員会におけるサルバトーレ・ラムモンゴリアのケースの決議条件とは、例えば国家はとりろる限りの手段を用いて損害の発生を防止するといったことである。メキシコは、内型による損害に対して国家は責任を負う必要はないと主張するが、しかしその

よる国家の国際責任がメキショに生じてくることはいうまでもない。な注意を怠ったことが判明したとき、その場合にはメキショが一般論として拒絶している内乱にしたがって、万一国家が騒乱や暴動に際し住民を保護するための必要な措置をとらず、また相当安全保護のための必要な措置を講ずる義務を有するという原則が受け入れられているのである。べている。結局、この場合、国家はその国家内の住民つまり内国人および外国人の財産と身体のみ、政府は大衆の暴動の結果生じた略奪による住民の損害に対して責任を負う」という見解を述の措置を何らとらなかったか、あるいはとったとしても不充分な措置しかとらなかった場合にのファベラは、その最初の要旨説明のところで、「当局が暴動を鎮圧し残念な結果を回避するためさらに、ラファエル・フェリグノのケースの決議(第一〇決議)でも同様な解釈がなされている。るのである。

# 六 国際責任と外国資産国有化(2)

法制度の基礎となるものを提示している。憲法二七条の最初の節のところでは、「国家領域内に合憲法第二七条において具体的に外国人の資産または内国人の資産および所有物の国有化のための国際責任ときわめて密接に関連したものとして、外国資産国有化の問題がある。メキシコでは、

田

声

遯

M

神

○日に付加修正され、さらに同年一二月二九日に改正されたものである。第四項および第五項に第二七条の第六項は電力事業について具体的に言及している。この第六項は、一九六○年一月二さらに、憲法第二七条の第四、第五、第六項は、外国資産国有化の法的論拠を与えるものである。規定している。また憲法第二七条三項においても、国家に私有権を制限する権限をもたせている。可属家は、公共の富を均等に分配しかつ富の保存を監督するために、常に私有財産に対して公共によって、かつ補償を行なうことによってのみ」なしらる、としている。そして、それに続けて、れまで有してきたし、また現に有している」としながら、その収用は、「公共の利用という事由まれる土地および水の所有権は、本来国家に属し、国家はその支配権を私人に移転する権利をこ

正されている。とする事由を列挙している。なお、この法律の第三節は、一九四九年一二月三〇日付の政令で改の事由と方法を規定している。同法第一条では、公共の利用を意味するつまり収用を正当なものされた。この「収用法」は、資産の所有者が外国人たると内国人たるとを問わず、資産収用の際現行の「収用法」は、一九三六年一一月二三日の法律で、同月の二五日に「連邦公報」に発表

になっていることから、正確には「公共の利用」とは何か(すなわちメキショの立法者は「公共の利所有権の社会的機能が公共の利用という事由による収用を正当化するための基本的根拠の一つ

用」に当たるものとして、次のようなものをあげている。際の一連の有効な判断基準が、この「収用法」の中に見られる。例えばこの法律は、「公共の利用」についてどのように理解しているのか)ということが当然問われればならない。 その点を考える

大衆に与える損害を回避するために要する処置、農業住民中心地とその住民の生活手段の改善日民全体に奉仕し利益をもたらす企業の設立・奨励・維持、自然の破壊およびその所有が社会性にして一個人または少数の人々によって独占された富を平等に分配するためにとられる処置、な天然資源の保護・開発・利用のためにとられる処置、一般国民あるいはある階層の国民を犠煙品およびその他必要消費物資の都市への供給、伝染病・火災・洪水およびその他大衆を巻きわしていると判断しうる物等の保存と整備、戦争あるいは内乱における集団必要物の充足、食古代の遺物・工芸品・考古学的あるいは歴史的建造物や記念碑・わが国文化の顕著な特色を表・小型駐機場の建設、連邦政府の事務所開設または公共の利益となる作業所の建設、景勝地・道・橋・道路の建設、住宅地や港湾の美化・拡張・衛生、病院・学校・幼稚園・スポーツ施設「公共使用物の設置・利用・維持、道路の建設・拡張・整備、都市と近郊を結ぶトンネル・歩

挙した後、一般論として、政府がそれぞれの具体的な場合に収用を正当化する「公共の利用」と収用法は、以上のようにまず「公共の利用」という事由にあてはまると考えられる具体例を列

いう事由が存在すると決定できるように、さらに個別に特別法が制定されるべきだと述べている。 28 **現実には、メキシュでは収用に関して吹のような一連の立法・行政措置がとられてきた。すな** わり、「農地改革――」これは、いちいち列挙できないほど多くの法律の対象となっている――、 ○数会財産の国有化――一八五六年六月二五日の「レルド法」や、一八五六年の「レルド法」の 関定を拡大した一八五七年憲法の第二七条および一八五九年の「教会財産国有化法」の制定によ る――、 闫一九三八年三月一八日の政令に基本的に基づく石油の国有化、 四一九三七年六月二三 日の鉄道の国有化、等である。

一般的に、国有化問題では、メキシュ政府は公共の利用という判断基準に従い国内法上の問題 として処理することを考えている。もちろん国有化に際して相当の補償の必要は認めているが、 しかしすべての諸国の慣習によっても明らかなように、国内問題である公共の利用という事由に よる国有化の失定は国家に属する権利の一つである、との立場をとっている。

第八章 メキシコと諸外国

#### 1 \* M

メキシコの対米政策は、その歴史と地理によって規定されている。メキシコは地理的に強大国 米国に隣接していた結果、一面では領土の半分近くを米国に奪われることになった。この歴史的 事実は、メキシュにとっては忘れられないことであり、メキシュや他の中南米諸国におけるすべ ての悪の根元を「ヤンキー」(yanqui)という言葉で表わされる反米行動をメキシコに取らせるこ とになっている。しかし他方で、またその地理的位置ゆえにメキシコは米国との長い国境線を考 慮に入れざるをえず、安全保障上の考慮から反米感情がメキシュにおいてあまり行き過ぎたもの にならないように注意している。さらにメキシコは明らかに経済的考慮から、米国への接近を図 っているといったところも見られる。すなわち、米国の投資はメキシコ経済の発展にとって単に 必要である以上にきわめて重要なものであり、またメキシュの中産階級の一部は米国の存在に安 心感を抱き米国への接近に賛成している。もっとも、メキシュの国内および国際政治への米国の

影響力を阻止するため、メキシコ政府は、非難できない国際法諸原則によって機会あるごとに米。随 国に対してその独立性を示そうと努力している。

現在両国間に存在する難問の一つとしては、その数がはっきりしないが、二百万人ともいわれ ている米国への違法なメキシコ人移住労働者の問題がある。それは、より高い賃金の仕事を求め て米国にやって来るメキシコ人移住労働者が米国人よりも安い賃金で働き、米国の労働者を脅か す労働力の担い手となっている点が問題となっているのである。これは米国の労働組合の反発を 買っている。またさらには搾取とか労働の不安定といった人権をめぐる問題もからんでいるとこ ろから、その重要性にかんがみ両国間の外交ルートによる解決が求められているが、しかし今の ところそれに関する協定は締結されていない。その他のものとしては、解決済みとざれている国 境をめぐる問題、コルテス海の問題、さらにメキシコ経済の重要部門への米国の投資の問題、ま た対キュー、経済制裁等に見られるように米国の行動支持を要求するワシントン政府のメキシコ への圧力といった諸問題もある。

## 11 中 雁 米

メキシコは、他の中南米諸国との関係において、その比較的発展した経済と一定の政策路線の

継続を可能にする政治的安定ゆえに、精神的指導者の地位に立っている。最近の米州関係におけ るメキシュの行動として次の二点が強調されるべきである。第一は、中南米経済統合において利 益を受けると思われるメキショは、統合過程に参加の態度をとっている点である。もっとも、統 合に参加することは、今日理解されている意味での主権の放棄、あるいは少なくともそれに対す る制限となりうるといった点から統合参加に区対の声もある。第二は、一九六六年ディアス・オ ルダス大統領が中米訪問旅行を行ない、それがメキシコと中米の兄弟諸国間の政府・民間レベル での接触を増大させることになった点である。しかし以上二つのケースにおいて、メキショに対 する不信感を強め、そして不当にも比較的経済優位に基づく新植民地主義的な圧力をメキシコは かけようとしていると非難した人々(もちろんこういった人々は、フリー・ハンドを望む人達である) がいた点も忘れてはならない。

メキシコの対中南米政策にも、米国の影響が見られる。すなわち、メキシコの基本的関心は、 他の中南米諸国の独立・自炔権と同様にメキシコ自身の独立・自決権も確保されるように、中南 米諸国と共同で不干渉原則を米国に尊重させることにある。その意味で、メキショの対中南米政 策への米国の影響を容易に読みとることができよう。メキシコは、これまでの米州諸国会議およ びそれ以下のレベルの会議においても、この不干渉原則維持のために努めてきた。例えば共産主 義への対抗を強制されている米州機構において、メキシコは、この反共主義が長い間支配的であ った諸原則特に不干渉原則の破壊をもたらすことになるのを防ぐために努力してきた。メキジコ

か、ディアス・オルダス政権の終わり頃には敵意に近いものとなっていた。それは、Ondのため、ディアス・オルダス政権の終わり頃には敵意に近いものとなっていた。そればかり明らかに好意的なメキシコの公式態度は、その後、冷淡なものに変わってしまった。そればかり自決を保証することになる不干渉原則を維持し続けるであろう。しかし、キューバ革命に対するつくる権利――を擁護し続け、また国内政治過程に諸外国が干渉するのを防ぐにあたって、民族もちろん、メキシコは、「自治」として理解される民族自決権――各国民が自己の望む政府をがあれキューバ革命が共産主義へ走ったという事実である。

すなわち、一つはキュー、革命に強く反対している米国の態度であり、もう一つはいかなる理由である。しかしその後メキシコは、次のような二つの要因によってその態度を変えることになる。が文字通りの『革命』を行なった中南米におけるメキシコに次ぐ第二番目の国と考えられたから

キューバに対しては、メキシコは明らかに公式には好意的態度をとっていた。それは、この国

111 # 4 - "

た接助を除いては取り立てて述べるような憤極的行動はとっていない。後無関心となり、一九七二年に起きたマナグアの地震災害においてニカラグァに対して行なわれ間に見られるように、この地域でのメキシコ外交政策の積極的な推進の意図が見られたが、その

中米に関しては、当初はディアス・オルダス大統領の中米訪問や中米諸国大統領のメキシコ訪の政治・経済モデルに何らの関心ももっていない。れは証明されている。一方、メキシコもずへてを傷性にして行されれている。一方、メキシコもずへてを傷性にして行されれている。

れは証明されている。一方、メキシュもすべてを犠牲にして行なわれているブラジルの発展主義シュ大統領が一九七四年ブラジルを訪れたが、その際に示された冷たい批判的な歓迎によってそブラジルの独裁政権は、メキシュの政治的言事は対してははさんと対話されて、

ブラジルの独裁政権は、メキシュの政治的言動に対してはほとんど好意をもっていない。メキ権と米国に対するメキシュの民間および政府の反発はきわめて強いものとなっている。が、それに米国人が共犯として関係していたことはよく知られている。その結果、チリの独裁政大統領が個人的に惹した。たこうのよう、した

大統領が個人的に親しかったことによっていた。このアジェンデ政権は血まみれになって倒れた下のチリであった。それは、このチリの政権が民主革命的性格をもっていたことと、また両国のさて、メキシコが中南米諸国の中でもきわめて緊密な関係をもっていた国は、アジェンデ政権たといえよう。

からやって来たことをメキシコ人が知っていたことから、人種的同一性という意識からも来てい情や親日感情を容易に見い出すことができた。親日感情については、明らかに祖先の一部が東洋う意識――に由来している。したがって、国民の中に(しばしばナチズムと混同される)親ドイツ感くの事例において明らかなように、結局干渉を行なら力をもっている唯一の国は米国であるといたれているが、それはメキシコの米国に対する(姿勢よりも)ある意識――すなわら中南米史上多の民間における一部知識人階級によって、米国の敵であればどのような国に対しても親近感がも

あった。リョ・コロンの事件や、メキシコ航空機の乗っ取り犯をキューバが保護したこと等によるものでめのスパイ活動をしたということでハバナのメキシコ大使館が捜索を受けたこと、いわゆるカリ

シュに見られる。 が表われ、最近では疑いなくキューバ政府に対する好意的な態度表明とも考えられる動きがメキを認めないことはメキシュの体制とは相容れないとしばしば述べてきたが、この態度に若干変化ものの、キューバとの友好関係を回復した。メキシュ政府は、キューバが西欧民主主義のルールしかしエチェベリア政権に至り、メキシコは、経済面ではそれほど重要な意義をもっていない

## 四西ヨーロッパ

の促進(――特にそれは毎年数多くのメキシコの大学生および教授がフランスへ研究に行くが、そのようなのメキシコへの浸透がたしかに見られる。まずフランスは、出版活動、フランス語教育とか旅行ではない。メキシコの対外貿易の大部分は米国向けである。しかし文化面では、ヨーロッパ諸国むしろ文化面での結びつきが強い。メキシコとヨーロッパとの貿易上の関係はあまり密接なものメキシコと西ヨーロッパ諸国の関係は、良好である。どちらかというと、経済・政治面よりも

研修旅行といった点で非常に重要性をもっている――) 等の活動を活発に行なっている。

立の可能性を考えていないように思われる。それに関連して発表された外務大臣の声明からすると、メキシコは近い将来における外交関係樹商業界や産業界への接近を図っている。ヴァチカンとは外交関係はなく、一九六六年六月一六日、の商業界や技術者との関係が深い。ドイツは、メキシコ社会に一定の影響力を行使し、主としてて基本的にはメキシコの知識人階級への働きかけを行なっている。またイギリスは特にメキシコフランスに次いで密接な文化面での関係をもっているのがイタリフであり、イタリアは主とし

# 五 スペイン 訳註(%)

以上の書籍をスペインから輸入し、毎年三万人近くのメキシコ人がスペイン旅行に出かけている数授がメキシコの大学に来ていることは注目すべきである。またメキシコは実際毎年四百万ペッ六―三九)の結果、スペインの一二大学のうち八大学の学長とスペインの大学の八〇人以上の学位では、知的分野でのスペイン人亡命者の影響力を忘れてはならない。スペイン市民戦争(1九三コに対して明らかに多大の影響力を行使している。両国の貿易関係はかなり緊密である。文化面歴史的理由によって容易に理解できることだが、スペインは意識的あるいは無意識的にメキシ

点も忘れてはならない。

は、メキショ外交の一貫した政策の一つである。場は変わらず、メキショ外交の一貫した政策の一つである。場は変わらず、メキショの歴代大統領はフランコ政権の不承認を表明してきた。この不承認政策ショは国際連盟に独・伊の二国に対する制裁措置を要請した。この市民戦争以来、メキショの立政府を支持した。またフランコはドイツ、イタリアからの大規模な援助を受けていたので、メキ九三九年にかけてスペインを血で汚した市民戦争に原因がある。市民戦争では、メキショは共和マドリードにメキショの非公式の代表がいる。このような事態が生じたのは、一九三六年から一和制政府)を承認している。もっともフランコ政権の非公式の代表がメキシュに駐在し、また他方しかしメキシュは、スペイン本国との外交関係はなく、スペイン共和国の亡命政府(スペイン共

### 六 社会主義諸国

まり緊密ではない。 れていること、さらに基本的な経済政策の相違の調整が困難であるといった種々の理由から、あ少なかれ西欧民主主義型のメキシコの政体と共産主義型の政体の違い、またお互いに地理的に離メキシコと社会主義諸国との関係は、社会主義諸国自身のもっている特殊性はともかく多かれ

の樹立を発表し、一九七三年四月にはメキショ大統領が中華人民共和国を公式訪問した。総することになった。かくして、メキショ、北京の両政府は、一九七二年二月一四日、外交関係め、北京政府の国連加盟に賛成票を投じた。その結果、同年、一一月一五日、台湾との国交は断対中国政策の変更を発表した。そして、メキショは、北京を国連における中国の正当な代表と認ばれた。中華人民共和国に関しては、メキショは一九七一年中頃まで台湾政府との関係を維持しまたエチェベリア政権によって、ルーマニア、ドイツ民主共和国、ハンガリーとの外交関係が結れ、一九七三年春、エチェベリア大統領はソビエトを訪れ、ソビエトとの友好関係を回復した。をメキショが国外追放した際、ソビュトとの関係は一時かなり緊張したが、その後この事件を忘活動分子を北朝鮮の訓練キャンプへ送り込むのに手助けしたという理由で五人のソビュト外交官

いる。援助会議との関係についても、現実的な可能性よりもまだお互いの善意表明の段階にとどまってだが、これらの社会主義諸国との貿易については、まだ始まったばかりである。東欧経済相互

での進展はあまり見られなかった。メキシコ議員使節団が派遣されたが、その結果政治面では疑いなく前進があったものの、貿易面ものをあまりもっていない。ロペス・マテオス大統領時代(一九五八―六四)に、アフリカ視察のカ諸国も大部分ヨーロッパ貿易圏に入っているという事実はさておき、共にお互いに提供できる好である。しかし、共通の利益は今のところ少ない。メキシコは米国の貿易圏内にあり、アフリメキシコとアフリカ諸国の関係は、明確な理由によってかなり制限されてはいるが、概して良

訪れた国がメキシュであったことからも理解できよう。チオピアとの関係は密接である。それは、ハイレ・セラシュ前皇帝が戦後王位を回復して最初にイタリアのエチオピア侵略に際してメキシコが国際連盟においてこの国を擁護したことから、エの関係は良くないが、この二国を除く他のすべてのアフリカ諸国との関係は良好である。特に、メキシコは、その人種差別政策を非難しているところから、南アフリカ共和国とローデシアと

の特恵が与えられている結果、メキシコだけでなく他の中南米諸国のこれら臣臣し地域への生産害衝突が見られる点である。それは、臣臣しの淮メンバーであるアフリカ諸国に対して貿易面でしかしアフリカ諸国との良好な関係における唯一の陰影ともいえるものは、貿易面における利

易が一あるいは数種の生産品に依存している他の中南米諸国ほど大きなものではない。国に対して与えられている特恵によるヨーロッパ市場におけるマイナスは、主としてその対外貿品輸出の可能性が減るといった問題である。もっとも差し当たりメキシコの場合は、アフリカ諸

#### 八 アジア・極東

希望とも関連しているが――いわゆる対立点が存在しないということである。世界」と呼ばれる陣営内にあって独立の姿勢を維持してきた諸国に接近したいというメキショの前に述べたように部分的ではあるが同じ民族に属するという意識であり、今一つは、――「第三アジア・極東の諸国とメキショとの関係は、次のような理由からかなり良好である。一つは、

で最もメキシコと緊密な関係にある国は日本であり、この場合すべてのアジア諸国に対して見らしプによって主として文化的に関心がもたれているインドは別として、すべてのアジア諸国の中い。これら諸国とメキシコとの貿易は、事実上まだ初期の段階にある。メキシコ国内の少数グル一般的に日本を除いて相互の共通の経済利益が存在しないという事実によって実現されてはいな大統領の日本訪問のように、アジア・極東諸国との関係を強化しようというメキシコの意図は、しかし、数年前に行なわれたロペス・マテオス大統領の訪問旅行や一九七二年のエチェベリア

米国に次いでメキショでは二番目の貿易相手国となっている。は日本はメキショに一億ドルの投資をしている。また両国間の貿易もかなり活発であり、日本はさらにつけ加えると、メキショにおける日本経済の役割と関係がある。すなわち、一九七四年にれるのと同じ一般的なアジアに対する感情がメキショに働いている。この日本に対する関心は、

もっとも、一九六九年三月に至って、メキシコ・インドネシア間の文化協会が設立されてはいる。代わりうる国である――)を意図したスカルノという両首脳によるところが大きかったからである。の経済圏からインドネシアを解放すること(――メキシコはインドネシアとの織物貿易で米国にとってと、発展途上の「新興諸勢力」に対する政策の基礎を拡大しメキシコをその中に引き入れ、大国近は、主としてメキシコ外交政策の東洋への道を開くことを望んでいたロペス・マテオス統領ゴムの活発な貿易が行なわれたが、この両国の接近はあまり長く続かなかった。それは、この接の段階ではあるが文化交流が行なわれ、例えば学生の交流を強化するといった試みがなされていられない。ただし文化関係の強化の面では着実な成果が現われている。韓国とはまだほんの初期オーストラリアは数年前からメキシコへの経済進出の努力をしてきたが、その成果はあまり見

## 九 中 東

の共存関係を確立すること、の以上三点である。 第三は、単に敵対行動を停止するだけでなく、相互の基本的権利の尊重に基づいて国家間に恒久こと、第二は、戦争をも含めて武力の行使によって国境が変更されることは認められないこと、 ねばならないと述べている。すなわち第一に、紛争は常に平和的な方法で解決されればならないメキシュの外務大臣は、一九六七年一一月二一日、この紛争は次のような条件によって解決されメキシュは、アラブ・イスラエル間の紛争において、これまで厳格な中立の態度をとってきた。

との見解をもっている。ある、と考えている。さらに付け加えれば、この紛争解決にはパレスチナ難民問題の解決も必要(一九六七年)に戻すこと、 ロアラブ諸国によるイスラエルの国家承認と平和条約の締結が必要でつまり、メキシコは、アラブ・イスラエル問題の解決には、「領土に関しては「戦争前の状態」

# 第九章 紛争の平和的解決

## 第九章 紛争の平和的解決

どのように行動してきたかを述べることは必要なことであろう。
ショが種々の紛争の平和的解決手段を規定したどのような協定書に調印し、その諸協定によっての平和的解決手段というものは、きわめて重要な意味をもってきたといえる。それゆえに、メキすべて常に誠意をもって尊重してきた。したがって、独立以後のメキショ外交史において、紛争えそれがメキショにとって不利益をもたらすもの(しばしばそういうことが生じたが)であっても、によって紛争を解決する方式をとってきた。また平和的解決のための諸機関による裁定を、たとメキショは、これまでどのような場合でも国際問題解決に際し武力に訴えず、常に平和的手段

### 一件裁裁判

## 一 諸協定と仲裁裁判

諸協定としては、次のようなものがあげられる。まず汎米体制内で採択された紛争の平和的解決に関連した諸協定について述べておこう。その

- 「義務的仲裁裁判条約」(メキショはその批准書を寄託した)。 □ 一九〇一年から 一九〇二年 にかけてメキショで 開催された第二回汎米会議で 採択された
- 争を回避しまたは防止する為の条約(――ゴンドラ条約――)」(メキシコによる批准・寄託がなされた)。〇 一九二三年のチリのサンティアゴにおける第五回汎米会議で採択された「米州諸国間の紛
- 諸国間の調停に関する一般条約に対する追加議定書 | (メキシュによって批准された)。 〇 一九三三年のウルグァイのモンテヴィデオでの第七回汎米会議において採択された「米州
- する米州条約(---ボゴタ条約---)| (一九四八年一一月二三日メキシコは批准した)。

  四 一九四八年のコロンビアのボゴタにおける第九回汎米会議で作成された「平和的解決に関
- ような諸条約・協定を批准した。国 さらにメキショは以上述べた諸条約に加えて、米州体制内での特別会議で採択された次の
- の請求対象となっているときには、その協定で規定されている調序の平和的手続きに訴えるこ保を付した。すなわち、メキシコは、他国の関与を立証する請求事項がすでに国内当局の前で会議」で採択されたものである。ただし、メキシコは、「米大陸間の仲裁の一般条約」には留れらの諸協定・条約は、一九二九年ワシントンで開かれた「調停と仲裁に関する汎米諸国国際例 「米大陸間の調停の一般協定」、「米大陸間の仲裁の一般条約」、「漸進的仲裁議定書」。 こ

紛争の平和的解決 草 第九

のようなケースにおいて見い出せる。①一八三九年にフランスによって提出された請求に関する 紛争。⑤同じく一八三九年、米国との間に生じた諸問題解決のための仲裁裁判。⑤一八六六年の イギリスの請求に関する仲裁裁判。回一八六八年のメキシコ・米国双方市民の請求に関する仲裁 裁判。国同じく一八六八年のメキシコ・グァテマラ双方の請求に関する仲裁裁判。因一八九五年、 領域主権の基本的属性の一つである管轄の排他性原則を犯してメキジコ領域内でグァテマラ当局 者がとった行為によって、グァテマラとの間に生じた紛争をめぐる仲裁裁判。色一八九七年の、 「オーバランダー」と「メッセンジャー」の二つのケースにおいて米国との間に生じた紛争をめ ぐる仲裁裁判。の一九〇二年の「フォンド・ピアドソス・デ・カリフォルニア」問題によって生 じた米国との紛争をめぐる仲裁裁判(このケースは、常設仲裁裁判所に付託された最初のものであり、そ(F) の判決はメキシュに不利なものであった)。 ①一九〇三年のヴェネズェラ に対してなされた請求に関 する仲裁裁判。 ①一九一〇年のメキシコと米国間のチャミサル紛争をめぐる仲裁裁判(米国、メキ ツコともに仲裁裁判への付託に合意し、仲裁裁判が行なわれ判決が出されたが、それはメキツコにとって有 利なものであり米国が抗議したため、この判決は一九六三年まで履行されなかった)。 ⊕ 一九三一年の ク リッペルトン島の主権に関してフランスとの間に生じた紛争をめぐる仲裁裁判(この裁判による判 き起こされた損害に対するスエーデン市民の請求によるスエーデンとの紛争をめぐる仲裁裁判。 メキシコはまた仲裁裁判に関して、他の諸国との間に次のような数多くの仲裁裁判条約を締結

て設置された紛争の平和的解決のための米州委員会が作成した協定。メキツコの国際主義者の 一人であるルイス・キンタニリャは、この協定は一九四八年の「平和的解決に関する米州条 約(---ボゴタ条約---)」の採択にもかかわらず依然効力をもも続けていると主張している。 メキショは、これまで紛争の平和的解決に関する諸条約に単に調印してきただけでなく、実際 に多くのケースにおいて常に国際紛争を平和的手段で解決しようと努めてきた。例えばそれは次

労 一九四〇年キューバのハバナで開催された第二回外相協議会議における第一回決議によっ

ジー九四七年、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロでの「米州相互援助条約」。

譲」において採択されたものである。

り 「平和の維持、保護および再建に関する協定」、「不干渉に関する付属議定書」、「紛争防止 に関する条約」、「周旋と仲介に関する汎米条約」、「米州諸国間現存諸条約の履行を調整し、拡 大しおよび確保する為の協定」、「公衆教育の平和的指導に関する協定」。 以上の諸協定・条約 は、すべて一九三六年アルゼンチンのブェノス・アイレスにおける「平和維持のための米州会

回 一九三三年ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで採択された「不侵略と調停に関する不戦条 恣门。

とはできないと考える、というものである。つまり、メキシコは、請求を出した国がこの条約 で予見されている調停手続きに訴える前にまず解決のため国内手段を尽くすことを要求したの

じた損害に対する米国の請求に関する協定(共に一九二三年に締結)。 ヨー九二五年のファンスとの 路定。ヨー九二五年のドイツとの路定。回一九二五年のスペインとの協定。国一九二六年のイギ リスとの協定。の一九二七年のベルギーとの協定。の一九二七年のイタリアとの協定。の一九〇 七年のハーグ平和会議で採択された国際紛争平和処理条約への加入(一九一〇年メキツコはこの条約 を批准)。 到一九三〇年の仲裁裁判条約。 由一九〇二年のスペインとの仲裁裁判条約。 由一九〇七 年の7タリアとの仲裁裁判条約。⑤一九○九年のブラジルとの仲裁裁判条約等。

## 二 請求委員会

吹に、混合請求協定について述べておくことも必要であろう。というのは、それら諸協定も近 代メキシュ外交史の重要な部分を占めていると考えられるからである。

それら諸協定の中で最も重要なのが、メキシコと米国の間で締結された請求に関する二つの協 定すなわら「請求の一般協定」と「請求の特別協定」である。

### 凶 請求の一般協定

この「一般協定」は、一九二三年九月八日謂印された。この協定によって、米国およびメキシ nの代表と、この両国政府により議長として任命された第三国の代表からなる混合委員会が設置<br /> された。この委員会の目的は、一八六八年七月四日の「請求協定」調印以来両国政府のそれぞれ

一方の側から他方に提出されている請求によって生じた紛争を解決することにあった。もっとも、 それに先立って、メキショ革命によって生じた紛争を解決するために、一九一一年六月、請求の 国内諮問委員会が設置されていた。またカランサ大統領は、一九一七年一一月二四日、請求国内 委員会を作った(しかしこの委員会は、前述の一九二四年三月一日から発効した一九二三年九月八日の米 国との協定――すでに述べたようにこの協定によって米国・メキショの混合委員会が設置された――によっ て、廃止された)。

#### 倒 請求の特別協定

「特別協定」は、一九二三年九月一〇日調印され、一九二四年二月一九日に発効した。この協 定によって、メキシュ革命勃発の一九一〇年一一月二〇日から一九二〇年五月三一日までの革命 期間中に、専らメキシュに対してもも出された請求を処理するためのメキシュ・米国の混合請求 委員会が作られた。この委員会が取り扱う請求事項は、この協定の第三条に記されているように、 革命勢力やその他諸勢力によって引き起こされた革命期間中の損害に対する米国民によるメキツ コ政府への請求に限定されていた。この第三条は、委員会が調査し決定を出す請求事項とは、一 九一〇年一一月二〇日から一九二〇年五月三一日までの期間中にメキシュにおいて生じ、次のい ずれかの「諸勢力」の行為による争乱および革命状況の中で起きた損害に対して提出された事項 である、と述べている。その「諸勢力」とは、〇「法律上」あるいは「事実上」の政府の軍隊、 ○勝利の結果「事実上」あるいは「法律上」の政府となった革命軍、あるいはそれに対抗する区 20

紛争の平和的解決

革命軍、ヨ「法律上」の政府が樹立されるまで特定の革命の結果として前項「ヨ」の軍隊から分。 かれた軍隊、凾潰走した連邦軍、虿――当局が叛徒や暴徒を鎮圧するのに相当な措置をとらなか ったり彼らを質大に扱ったり、また他のいかなる状況においても当局の過失がある場合という条 件付きで――騒々しい群集、賊徒、前項の「⑤」、「⑥」、「⑩」の軍隊とは別の叛乱軍、である。 以上、米国・メキシュ間の請求委員会について見てきたが、これとは別にメキショと米国以外 のその他諸国との間にもいくつかの請求委員会が設置された。例えば、一九二六年一一月一九日 の協定によって、メキシュ・イギリス混合請求委員会が作られた。この協定では、委員会の任期 を二年間としていた。この期間中に同委員会は、付託されたケースに関して二一の裁定を下した。 また、一九三〇年一二月五日に新たな協定が締結され、それによってこのメキショ・イギリス混 合請求委員会の期間はさらに九ヵ月間延長されることが決まった。その後この委員会の期間はも う九ヵ月間延長され、一九三二年二月一五日その任務を終わったが、それまでに付託されたすべ てのケースや解決するに至っている。

メキシュ・フランス間にも、一九二四年九月二五日の協定に従って、請求委員会が作られた。 との委員会の圧脚は二年と定められていたが、一九二七年三月一二日に両国政府間の覚書交換に よってもら九ヵ月(――その後さらに九ヵ月――)延長されることが取り極められた。しかし、メキ ショ、フランスの両政府間に難問題が生じたので、一九三○年八月二日新たに協定が締結され、 メキシュ代表とフランス代表の専ら二人のメンバーからなる新委員会が作られた。そして、特定

の請求についてメキシコ、フランスの両代表間に不一致が生じた場合にのみ、この委員会の議長 として第三国の代表が任命される、とした。この新委員会は、旧委員会のもとでメキシュ代表欠 席の間に決定された多くの問題をすべて再検討し、その結果旧委員会でなされたそれら決定事項 のうち一つだけを有効なものとして認めた。

そのほかにも、一九二五年三月一六日の協定によって、ドイツ・メキシュ間に、ドイツ・メキ シュ混合委員会が形成された。この委員会は、その後一九二七年一二月二〇日、一九二八年一二 月一五日、一九二九年八月一四日にと度々改組された。結局、同委員会は、一九二六年三月から 一九三〇年三月まで機能し七二の請求諸問題を解決した。またメキシュ・スペイン間にも一九二 五年一一月二五日の協定によって混合委員会が作られ、一九二七年一月七日からその任務を開始 した。

## 11 同法的解失

## 常設国際司法裁判所

メキシコは、すでに述べたような理由で最初国際連盟への加盟を招請されていなかったので、 当然のことながら常設国際司法裁判所の創設には何ら相談に与からなかった。また、その後メキ

メキシコは、国連憲章を批准し国連に加盟した際自動的に国際司法裁判所規定をも批准し、同 (p) 規程の当事国になった。国際司法裁判所の管轄は、よく知られているように原則として任意であ る。しかし、メキシコは、国際司法裁判所規程第三六条二項の義務的管轄の選択条項を受諾する のが適当である、と考えた。すなわち、このことは、「次の事項に関するすべての法律的紛争に ついての裁判所の管轄を同一の義務を受諾する他の国に対する関係において当然に且つ特別の合 意なしに義務的であると認める」ことを意味している。「次の事項」とは、「る条約の解釈、り 国際法上の問題、い認定されれば国際義務の違反となるような事実の存在、可国際義務の違反に 対する賠償の性質又は範囲」である。ただしメキシコは、一九四七年一〇月二三日に行なった この選択条項受諾宣言に際して次のような留保を付した。「この宣言は、メキシコ政府がメキシ コの国内管轄に属すると考える事実から生じた紛争には適用されない。またこの受諾宣言の有効 期間については、取り敢えず一九四七年三月一日から五年間とし、その後はメキシコ政府がその 廃棄意向を表明する日から六カ月の期間まで効力をもつものとする」。 つまり、メキシコによる 義務的管轄の選択条項受諾には次の二つの制限が付せられていることになる。一つは、メキシコ

が自分自身の意見によって国内的性格をもつものと考えるすべての問題を国際司法裁判所の管轄 から除くということであり、またもう一つは、受諾宣言の有効期間の限定に関するもので、義務 的管轄の受諾は一九四七年三月一日から五年間としている点である。もっとも、一九四七年から 五年間を経過した後、メキショが六カ月の予告期間をもってこの受諾を引き続き維持するつもり がないと考える時まで、暗黙のうちに有効期間は延長されることになる。

以上紛争の平和的解決について見てきたが、その考察を通じてメキシュはこれまでしばしば平 和的手段――基本的には仲裁裁判――に訴えてきたことが分かるであろう。しかし、メキシコは、 常に他国との紛争を平和的手段によって解決することを望んでいるものの、メキシュ外交の主柱 となっている他国に対する内政不干渉原則に従って国内管轄に属する問題を国際的解決手段に付 すことは拒否するといった姿勢をとっている。このような姿勢から、他国が周旋あるいは仲介を 口実にメキシコの国内管轄事項に干渉しようとした場合のメキシコの態度は容易に理解できよう。 例えば、単なる周旋の申し出にすぎないと主張したABC(アルゼンチン、ブラジル、チリ)諸国の メキシコ革命期間中の行動は、メキシコによって断固拒否された。というのは、カランサ大統領 によれば、その行為はこれらABC諸国によるメキシュの国内問題に対する干渉である、と考え られたからである。

紛争の平和的手段に対するメキシュの尊重と信頼の念は非常に強いものである。それは、メキ ショが当事国となった大部分の仲裁裁判でその判決がメキショの利益に反するものであっても、

不利であったにもかかわらず、その決定はメキシコによって尊重されてきた。ることなく受け入れている。混合請求委員会の決定に関しても同様であり、メキシコには大いにドソス・デ・カリフォルニアやクリッペルトン島のケースにおいて出された不利な判決を躊躇すそれを常にメキシコが尊重してきたという事実によって示されている。例えば、フォンド・ピア

付している留保を利用しうるということを言っておきたい。 そうとする場合、その相手国がたとえ前もって留保を表明していなくとも、その国はメキショの結論として、メキショは選択条項の受諾に基づいて相手国を国際司法裁判所の法廷に引っ張り出したがって国際司法裁判所の管轄は名目上においてのみ義務的となると考えられるからである。優越するとするならば、メキショが望めばどの紛争をも国内問題であると判定することができ、るといえる。なぜならば、留保にあるように紛争の国内的性格の決定に際してメキショの意見が頂受諾に際して留保を付したことである。これは事実上選択条項の受諾を無意味なものとしていただ残念なことは、一九四六年における米国の例にならって、メキショも義務的管轄の選択条

#### 原 註

- (H) I. Romero Vargas; Organización política de los pueblos de Anáhuac, Libros Luciérnaga, México, 1967, p. 435, y E. Enriquez Jr.; Derecho Internacional Público, en Evolución del derecho mexicano, Ed. Jus, México, 1943, T.I, pp. 85-144.
- ( $\infty$ ) A. López Austin; La constitución real de México-Tenochtitlán, Universidad Nacional, México, 1961, p.X-168.
- (co) Torre y Villar, Ernesto de la: La Constitución de Apatzingán y los creadores del Estado Mexicano, Instituto de Investigaciones Históricas. Universidad Nacional, 1964; Varios; Estudios sobre el decreto constitucional de Apatzingán, Coordinación de Humanidades, Universidad Nacional, México, 1964; Zarco, Francisco: Historia del Congreso extraordinario constituyente de 1856 y 1857, 2ª Ed., El Colegio de México, México, 1956; Campillo, Aurelio: Tratado elemental de derecho constitucional mexicano, Tip. La Económica, Jalapa, Ver., 1928, 2 vols., p. 871, 762; Hernández, Octavio A.: La Constitución política de los Estados Unidos Mexicanos..., Edit. Cultura, México, 1946-1952, 2 vols.
- (母) Cosío VILLEGAS, Daniel: Historia Moderna de México, Hermes, México, 1955-1956, 5 vols. 輸
- (ഥ) Bosch García, Carlos: Historia de las relaciones entre México y los Estados Unidos, 1819-1848 秘監°

							,		11.7.20			, , , , , ,	4.17. • 200).	
			1960		1965		1970		1971		1972(1)		年平均成長率	
			額	%	額	%	額	%	額	%	額	%	1960–1970 %	1970–1972   %
国内	习総么	生産 <sup>(2)</sup>	150 511	100.0	212 320	100.0	296 600	100.0	306 700	100.0	329 800	100.0	7. 1	5. 4
農		業	14 790	9.8	19 921	9. 4	21 140	7. 1	21 517	7. 1	21 138	6. 4	3, 6	-0.1
牧		畜	7 966	5. 3	9 008	4. 2	11 848	4.0	12 204	4.0	12 689	3. 8	4. 0	3. 5
林		業	882	0.6	955	0.4	1 149	0.4	1 085	0.4	1 173	0.3	2. 7	1.0
漁		業	332	0. 2	338	0. 2	398	0. 1	430	0.1	443	0.1	1.8	5, 5
鉱		業	2 306	1.5	2 429	1.1	2 859	1.0	2 871	0. 9	2 878	0. 9	2. 2	0. 3
石		油	5 128	3. 4	8 015	3. 8	12 675	4.3	13 111	4. 2	14 161	4. 3	9, 5	5. 7
製	造	業	28 892	19. 2	44 761	21. 1	67 680	22. 8	69 745	22. 9	75 805	23. 0	8, 9	5. 9
建	設	業	6 105	4. 1	8 534	4.0	13 583	4. 6	13 230	4. 3	15 348	4.6	8. 3	6. 3
電		カ	1 502	1.0	2 769	1. 3	5 357	1.8	5 784	1. 9	6 399	2. 0	13. 6	9. 3
通信,	運	輸業	4 996	3. 3	6 443	3. 0	9 395	3. 1	10 056	3. 2	11 109	3. 4	6. 5	8.8
商		業	46 880	31. 2	67 368	31.7	94 491	31. 9	97 326	31. 7	105 112	31. 9	7.7	5. 5
政		府	7 399	4. 9	11 834	5. 6	17 097	5. 8	18 836	6. 1	20 349	6. 2	8. 7	9. 1
そ	の	他	24 852	16. 5	32 229	15. 2	38 928	13. 1	40 505	13. 2	43 196	13. 1	4.6	5. 3

(1) 予備数値 (2) 銀行サービスによる決済を含む. (出所) Banco de México, S.A.

- ("México 1973" B. N. C. E., p. 66)。
- ように述べている。
  (7) メキシュのそれぞれの部門における成長について、アントニオ・オルティス・メナ大蔵大臣は、次の
  - 年までの期間中のメキシコ社会について考察すると、次に列挙するような変化が見られた。「一〇年という期間は、しばしば国際経済指標として用いられる。それに従って一九五八年から六八
  - 〇人口増加率は三%から三・五%となった。
  - □人口は四〇%増加し、数では世界で一四位となっている。
  - 闫都市人口の増加率は、地方人口の一六%に比して、六六%と上昇した。
  - 四年齢別の人口構成にも変化が見られた。 現在人口の約六○%は一九歳までの若い人達であり、九歳
  - 以下の人口は一一〇〇万人から一六〇〇万人に増えた。
  - 闰年六%の伝統的な生産の増加率は、近年七・一%に上昇した。
  - 例年三〇ニドルであった一人当たり国民所得は、一九六八年には五六〇ドルとなった。
  - それを上回った。 旧世界銀行の統計によれば、この一〇年間では、メキシュの国民総生産はアルゼンチン、ブラジルの
  - 例物価上昇率は、この一○年間に年平均二・二%であったが、近年では米国よりも低い。このことは の産業労働者の給料はこの一○年間に物価よりも上昇し、その率は物価指数を上回り四七%であった。
  - メキシュ・ペンの強さをさらに強めることになっている。
  - 一九六八年には国民所得の四〇%に相当する一、三二六億九四〇万ペソに増えた。同公共機関の貯蓄は、一九五八年には国民所得の二二%にあたる二七五億八三〇〇万ペソであったが、

拙

厨

岡投資は、一九五八年の製品の一五%から一九六八年には一八%に上昇した。

すべては決済に必要な外貨を生みだす生産投資に使われている。国外債の国民生産への参加比率は、一九五八年の六%から一九六八年の八・六%へと上昇した。その

Rとの一〇年間に二倍以上の外貨収入があった。

に至っている。同輸入項目の構成は改善されつつあり、一九六八年にはその八五・四%が生産財によって占められる

万ドルを上回った。

| プール六人年に初めてサービス輸出の額が一二億九七〇〇万ドルとなり、商品輸出の一一億七八〇〇

それは総額七八〇〇万ドルになる。」
闫国際通貨基金は、この一〇年間に七ヵ国との取引に際して、それぞれ九度メキシコ・ペソを用い、闫為替換算率は変動しなかったばかりか、現在の率は確固たるものとなっている。

と、○対外貿易指導のための適切な計画、政策、予定表を作成すること、○対外貿易の諮問機関として③すべての分野における対外貿易の強化、○対外貿易に関与する公私部門の諸活動の調整機関となるここの機関も、その任務に見られるように外交政策に関連した事項を扱っている。対外貿易庁の任務は、ようになってきている。また一九七○年一二月三一日の法律によって、メキシュ対外貿易庁がつくられ、いった他の諧機関が、外交に関係した事項を権限対象とし、次第にメキシュ外交政策の形成に参加する(8)最近では、しばしば「国家省庁法」に反して、外務省以外の商工省、大蔵省やメキシコ社会保障庁と

("El Mercado de Valores", Año XXIX, n.ll, 17 de marzo de 1969, pp. 173-174.)

(の) ガルシア・ロブレスには次のような著書がある。

の役割を果たすこと、である。

Le Panaméricanisme et la Politique de Bon Voisinage, 1938; La Politique Internationale des États-Unis et l'Amérique Latine, 1938; Le Méxique et la protection de la population civile, 1939; La question des matières prémières au Méxique et le Droit International, 1939; La question du pétrole au Méxique et le Droit International, 1939; La Cláusula Calvo ante el Derecho Internacional, 1939; El Panamericanismo y la política del Buen Vecino, 1940; México en la postguerra, 1944; Marco mundial y continental de la paz, 1944; La Conferencia de San Francisco y su obra, 1946; Política internacional de México, 1946; El mundo de la postguerra 1946; La Conferencia de Ginebra y la anchura del mar territorial, 1959; La anchura del mar territorial, 1966; La desnuclearización de la América Latina, 1966, 2ª Ed.; El Tratado de Tlatelolco, 1967, etc.

(2) ゴメス・ロブレドには次のような著書がある。

México en Ginebra, 1932; Los Convenios de Bucareli ante el Derecho Internacional, 1938; Política de Vitoria, 1940; Etopeya del monroísmo, 1940; Idea y experiencia de América, 1958; La seguridad colectiva en el continente americano, 1960; México y el arbitraje internacional, 1965, etc.

(日) 长之く・RKMKMLMLL 1956; Valor jurídico de las resoluciones de las Naciones Unidas, 1967, etc.

(2) ケバス・カンシノには次のような著書がある。

Bolívar. El ideal panamericano del Libertador, 1951; Roosevelt y la Buena Vecindad, 1954; Del Congreso de Panamá a la Conferencia de Caracas, 1826–1954, 1955; El Pacto de Familia. Historia de un episodio de la diplomacia mexicana en pro de la anfictionía, 1962; Tratado sobre la Organización Internacional, 1962; etc.

拙

画

- 212
- Isiquo Fapela を参照。 Aを用の著作がある。イツドロ・ファベラについては、SEARA VÁZQUEZ, Modesto: El pensa-内政治においても国家に貢献する幾多の役職を務めた。彼には、外交、国際法、歴史、文学といったき 交代表を務めた後、常設仲裁裁判所のメンバー、またハーグの国際司法裁判所判事となった。さらに国インドロ・ファベラは、外務省特使としてヨーロッパおよびラテン・アメリカ諸国駐在のメキシコの外(以) メキシコ革命からインドロ・ファベラ (Isidro Fapela)のような幾人かの優れた外交官が輩出した。
- メキシコ政府の基本的関心は、公共教育にある。防衛支出は他国に比べると比較的少ない。 文化・教育支出…………六、七二六、八八七、五六七・六九ペッ…二五・三七% 軍事支出……………二、五四八、○一四、六三三・三七ペッ……九・六一% 連邦政府の歳出総計…二六、五一二、入四四、○○○・○○ペッ………一○○%(1) 次の国家歳出予算の数字は、メキシコ政府の政策を最もよく示している。
- (15) 第五章の「政府承認」のところを参照せよ。 メキジコ政府の基本的関心は、公共教育にある。防衛支出は他国に
- (空) Solís Quiroga, Héctor: Los partidos políticos en México, 1961; 世长 González Casanova, Pablo: La democracia en México, 1967 袋马为 Padgett, L. Vincent: The mexican political system, 1966 (婁以銀刊神) 冷物底。
- のように同じことを繰り返し強調した。 特に指摘した宣言を発表した。また続いて六月一日、メキショの外務大臣は、新聞記者との会見で、次なった拒否投票およびその国民性に従って、米州平和軍の統合に参加しないことを決めた」という点を(ゴ) 一九六五年五月六日、米州機構第一○回協議会議の際に、メキショは、「わが政府は、わが代表が行

「わが国の軍隊は、専らわが国の主権と組織の防衛のために作られている。……外務省は米州平和軍」ように同してとな総に、追し改訂した

から、経済的なものを含めてあらゆる種類の障害が出てくることをわれわれば充分知っている。」いって、米州平和軍は、中南米において使用されろるだけであることは明白であり、そういった状況の構想には反対である。米州体制の常設制度として作られる点が問題なのである。実際的な観点から

る。 政府が署名し批准した諸条約および米州機構憲章に基づいていないがゆえに反対である」と言明していたついて述べた際に、メキショは再び米州平和軍に言及し、「わが政府は、米州平和軍の創設にはわがすなわち、一九六五年六月九日、「ドミニカ共和国への緊急援助のための特別基金」設立に関する投票ような軍隊の創設を認めることはできないであろう。またメキショは法的根拠に基づいて反対している。て、メキショは自己の首に縄を巻くような、いつの日にか自分自身に対して向けられることもあるそのための法的装いをもった手段を利用できることになるのをメキショは恐れているのである。したがっための法的強いをもった手段を利用できることになるのをメキショは恐れているのである。したがっずなわら、米州体制内に平和軍を創設すれば、その平和軍は、この体制を支配しているものつまり米から、経済的なものを含めてあらゆる種類の障害が出てくることをおれたれば充分数・でいる。

- ~~におけるメキシコ・カナダ会議でのA・ナバレテ博士の報告要旨、"Mercado de Valores", 31m~n~3、諸国からの重要な投資によって減じた」(一九六六年一○月二七日から二九日にかけてトロ(2)「一九六○年における対メキシュ直接外国投資の八○%は米国からのものであったが、近年この率は、
- 輸入=一二、七四四、三七五(メキショの全輸入額は二〇、一七一、〇七八)輸出= 七、二九五、七二九(メキショの全輸出額は一〇、五二九、六四七)(3) 一九六八年一月―一〇月期におけるメキショの対米貿易額は、次の通り(単位千ペソ)であった。
- 医 (名) いるぜ足りことだ Pellicer de Brody, Olga: La revolución cubana en México, en "Foro Interna-

cional", n. 22/23, pp. 360-383 杂似监学号。

- (云) Solis Quiroga: Op. cit.; González Casanova: Op. cit.; Brandenburg, Frank: The making of modern Mexico, 3<sup>a</sup> ed. 1965 公公臣°
- (3) 一九七〇年七月五日の大統領選挙の結果は、概数であるが次の通りであった。

立憲革命党(PRI)——11、七〇〇、〇〇〇

国民行動党(P 4 Z) — 1、九〇〇、〇〇〇

社会主義人民党(PPS)―― | 11|||、11|||〇

真正メキシュ党(PARM)― 七五、九二一

- 象が見られる。すなわち、通常ある政策方向が一方に傾き過ぎた場合、まもなくそれに対する反動が生ずるといった現(3) メキシコには、ある一定方向に寄り過ぎ、バランスが崩れるのを防ぐ政治ゲームのルールが存在する。
- の有名な言葉の中に示されている。「神からあまりにも遠く、米国にあまりにも近いあわれメキシコよ!」というポルフィリオ・ディアス(3) メキシコが地域的に米国と 隣接していることがもっている メキシコの外交政策における 重要性 は、
- つかの仮定的断言がそこでなされている。 不幸な事態からメキシコを守るための米国の軍事干渉に対する信念を想定させるメキシコに関するいく的不平等に対する懸念を表明している。そしてそれに続き、共産政権の誕生といったメキシコにとってキシコの経済状態を分析した後、無産者の新たな革命を引き起こす可能性のあるメキシコにおける社会論文は、米国による干渉の危険をメキシコに想起させるものであった。すなわちこの論文は、まず、メスの、一九六七年中頃の U.S.News & World Rebort 誌の Now for Mexico: A new Revolution? という
- (%) しかしメキショでは、米国とは違って「条約」(treaties) に対抗するものとしての「行政協定」(exe-

書交換の日から効力を有することになった次のような諸協定を挙げることができる。指摘しておかねばならない。そのような協定の例としては、「批准を必要とせず」、締結の日あるいは文解からすると、われわれの意見では憲法に反するものであるといった区別が事実上なされていることをcutive agreements)といったタイプの諸協定の締結が憲法上予見されていないので、それは、公式見

年一〇月二七日、覚書交換)
同両国間の領海に接続する漁業水域における伝統的漁業に関するメキシュ・米国間の協定(一九六七回両国間の領海に接続する漁業水域における伝統的漁業に関するメキシュ・米国間の協定(一九六七回)

換)
的自然災害の場合における援助措置に関するメキシュ・米国間の協定(一九六八年五月三日、覚書交

- のアイルランド・メキシュ両政府間の査証廃止に関する協定(一九六八年八月一五日、覚書交換)
- (一九六八年三月七日、署名)等。(一九六八年三月七日、署名)等。(1九六八年三月七日、署名)等の協定に表続する水域における日本国の船舶による漁業に関する日本とメキショとの協定

岩栗や野や子となっていまっている。 America de la Secretaria de Relaciones Exteriores, 1967-1968, pp. 49-50 y 56 み参照。

の党規律によって、その諸協定批准に対する反対はきわめて困難なものとなっている。な意味をもっていないといえる。実際のところ、政府与党の立憲革命党による上院の支配および同党内しその手続きをとっても現状では批准の障害は何らないことを考えれば、事実上たいして政治的に重要すでに指摘したように、このような協定を憲法に規定されている批准の手続きに付さないことは、も

領は、まれにしか外交政策の大綱を決定する以上のことはしないし、また自ら行動する場合にも、それ外交政策における大統領の力にも限界があることをはっきりさせておかねばならない。すなわち、大統プが明確に確認される分野は他にない」とはっきり述べられている。しかしそうは言っても、一般的に(び) このことに関しては、パジェット(Padgett)によって、「外交政策の分野ほど大統領のリーダーシッ

厨

はならないとする確信をもっていること、等である (Padgett, Op.cit., p.152)。 交政策をコントロールできるという信念と、またその権力不行使がメキシコに危険な状態を招くことにのないほど明白であること、①外務省がそれ相当の権限と能力をもっていること、①大統領が、常に外つまり①メキシコ外交政策の目標が限定的であること、①メキシコ外交政策の指導諸原則が議論の余地うな外交政策における大統領の比較的控え目ともいえる行動は、次のような理由によって説明しうる。はメキシコの外交的立場の変更を指示するよりはその立場を強調するために行動するのである。このよは、サロコロの外交的立場の変更を指示するよりはその立場を強調するために行動するのである。このよ

与えたといえる。り、外交政策にきわめて強い関心を示した。そして、メキシュ外交にこれまで見られなかった積極性をられよう。特にルイス・エチェベリアは、外国へしばしば出かけ、国際問題に対して一貫した姿勢をとただし、ロペス・マティス状領領およびルイス・エチェベリア大統領の場合は、その例外として考え

(窓) Tello, Manuel: Los nombramientos de embajadores y su ratificación por el Senado, en "Foro Internacional", n. 21, 1965, pp. 17-48 秘監°

意しなければならない。(23) メキシコはすでに批准しているので、「外交関係に関するウィーン条約」もまた適用できることに注

の問題が解決されることを期待している。」(Boletin, B-50) れは、法と正義に従って、またベリセの住民の意志を厳格に尊重することによって、この複雑な昔からはベリセ領については何らの領土的野心もこれまでもってこなかったし、現在ももっていない。われわ規範となっている。……一九六六年九月一日、議会への教書において大統領が述べたように、メキシコ原則は、独立以来それを維持するために行なわれたすべての闘いを通じて、メキシュ外交政策の基本的あることである。「他の場合と同様、このケースにおいてもわれわれは民族自決原則を遵守する。この(%) この点については、一九六八年四月三〇日、外務大臣が述べた次のような見解を強調することは興味

- (당) Katz, Friedrich: Algunos rasgos esenciales de la política del imperialismo alemán en América Latina desde 1890 a1941, en Hitler sobre América Latina, Fondo de Cultura Popular, México, 1968, pp. 9-96 া
- な考えると、それはメキシコにとっては取るに足らないものであったとはいえない。 (3) しかし同盟上メキシコは参戦したが、その結果、一万三○○○人のメキシコ人の生命が失われたこと
- (窓) メキショ史において重要なこの三つの仲裁のケースは、炎の曹物の中で考察されている。 Gómez Robledo, Anotonio: México y el arbitraje internacional, Porrúa, 1965, P.XII+412.
- (3) 原註(2)を参照。
- ディアス・オルダス大統領は次のように述べた。された。すなわち、一九六五年五月六日、第一一回国連ラテン・アメリカ経済委員会の会議に際して、(跖) 不干渉原則は、ドミニカ事件の際にディアス・オルダス大統領によって、米国に向けて力強く再確認

をもっている。…… 干渉も受けずに自らの政府の形態および将来について決定するのはドミニカ国民自身であるという確信「メキシュの政府および国民は共に、外部からの直接・間接、また公然・秘密たるを問わず、いかなる

動を非難しなければならないという辛い義務を負っている……。」われわれば、その行動がわが外交政策を常に支配してきた諸原則に合わない場合、すべての知人の行

大統領は許可した。」 憲章にも合致するわが諸原則に従って行動をとるであろう……といったことを私が繰り返し述べるのを「最近生じた国際危機と同じくこの事件においても、メキシコは常にその外交政策を支配しさらに国連を再確認した。外務大臣アントニオ・カリリョ・フロレスはこれについて次のように述べている。また同様に、メキシコはチェコスロヴァキアに侵攻したソビエトに対しても、不干渉原則のその立場

原

メキショの米州地域での行動および下干渉原則承認に関連した諸括動については、Fabela, Isidro: Intervención, 1959 参照。

- (\$\text{\pi}\$) Fabela, Isidro: La Conferencia de Caracas y la actitud anticomunista de México, en "Cuadernos Americanos", Vol. LXXV, pp.7-44.
- (た) Castañeda, Jorge: México y el Orden Internacional, 1956, 物壁?
- (%) 原註(%)を参照。
- (\$\Rightarrow\$) García Robles, Alfonso: La desnuclearización de la América Latina, 1965, y El Tratado de Tlatelolco, 1967.
- (국) García Robles, Alfonso: La anchura del mar territorial, 1966.
- (令) Соміте́ Jurídico Interamericano: Dictamen sobre la anchura del mar territorial, Unión Panamericana, Washington, 1965, 卖以 pp. 40 y ss. 物底°
- (3) Francos Rigalt, A.: Directrices mexicanas del derecho de la aviación, México, 1958.
- (\$\\$) Seara Vázquez, Modesto: Introducción al derecho internacional cósmico, Universidad Nacional, México, 1961, p. XV+348, y Cosmic International Law, Wayne State University Press, Detroit, 1965, p. 293.

- (吳) Derecho Internacional Mexicano, II Parte, pp. 145 y ss. 领监°
- を参照せよ。(4) その国境問題に関する数多くの文献があるが、ここでは省略する。それらについては巻末の参考文献
- (4) チャミサルについては、次のような文献を参照せよ。

López Mateos, Adolfo: El Chamizal. La victoria del derecho y la moral en su histórica recuperación (Documentos, informaciones, opiniones, etc.). Introducción de Antonio Luna Arroyo. 5ª ed. La Justicia, México, 1964, p. XXXVIII+384+mapas; Sepúlveda, César: El Chamizal y otras cuestiones diplomáticas pendientes entre México y los Estados Unidos, en "Revista de la Facultad de Derecho de México", n. 47, julio-septiembre de 1962, pp. 487-499.

(袋) この問題については、次の文献を参照。

ROJAS GARCIDUEÑAS, José: El caso internacional de la salinidad de las aguas entregadas a México en el río Colorado, en "Revista de la Facultad de Derecho de México", n. 54, abril-junio 1964, pp. 443-464; RABASA, Óscar: El problema de la salinidad de las aguas entregadas a México en el río Colorado. Estudio jurídico de los derechos de México conforme a los principios generales del derecho internacional, Secretaría de Relaciones Exteriores, México, 1968, pp. X+148.

- た。その勧告の内容は後に一九六八年八月三〇日の大統領令の中にとり入れられた。の作業の結論であった。この委員会は、一九六八年五月、一連の勧告を行なって、一応その作業を終え(铅) これは、大統領によって任命され外務省、国防省、海軍省、農牧省の代表によって構成された委員会
- 原 その際、まず、「メキシコ政府は、エストラーダ主義として知られている一九三〇年以来の外交原則に従年のドミニカ、一九六六年のアルゼンチンおよびエクアドルの政権交替に対してその態度を説明した。註 (印) このことに関連して、次のようなエストラーダ主義の興味深い適用例がある。メキシコは、一九六五

- とほいうまでもないが」(Memoria de la Secretața de Belaciones, 1965-1966, pp 27-28 参照)。とである。もっとも、われわれと違った意見であってもそれを尊重する――当然のことであるが――こるためには、その国民の自発的な決定に基づくことが必要である。……これがわれわれの考えているこ業の道からはずれる場合、われわれは残念に思う。……正義、社会改革と同様民主主義が真のものとな違成されるものであるとのわれわれの信念と矛盾するものではない。……したがって、兄弟国が民主主トをつけ加えていた。「この政策は、平和、安定、進歩が真の民主主義の実践を通じて初めて究極的にれら諸国政府の正当性に関する価値判断を意味するともいえる新政府の性格について次のようなコメンである」と述べ、エストラーダ主義に望まれる中立的立場を示した。しかし同時に、それに続いて、こんそれは政府の承認を意味するものではない。政府の承認といったことは、メキシュには無関係のことら、わが外交代表が通常の機能を果たすためにそのままこれら諸国にとどまることを決めた。もちる
- (运) Martínez Legorreta, Omar: Actuación de México en la Liga de las Naciones. El caso España (Tesis profesional), Facultad de Ciencias Políticas, Universidad Nacional, México, 1962, p. IV+230. 粉以 Fabela, Isidro: Cartas al Presidente Cárdenas, México, 1947, p. 247 物联°
- 会へ、本条ノ義務ヲ履行スヘキ手段ヲ具申スヘシ」となっている。侵略ニ対ツ之ヲ擁護スルコトヲ約ス。右侵略ノ場合又ハ其ノ脅威若ハ危険アル場合ニ於テハ、聯盟理事(3)国際連盟規約第一○条は、「聯盟国ハ、聯盟各国ノ領土保全及現在ノ政治的独立ヲ尊重シ、且外部ノ
- 強調していた(一九三二年一二月一四日と一五日の Exélsior 参照)。テリョは、一九三二年一二月一五日の声明の中で、それは何ら政治的理由に基づくものではないことをメキシコは支払えないという純粋に経済的な性格のものであった。時のメキシコ外務大臣マニュエル・の立場を修正し、連盟にとどまることを発表した。脱退の予告をしたその理由は、分担金の九万ドルを(3) 一九三二年一二月一四日、メキシコは、国際連盟からの脱退の予告をしたが、一九三四年五月五日そ

- (以) 原註(以) を参照。
- Opinión de la Secretaría de Relaciones Exteriores sobre el Proyecto de Dumbarton Oaks, México, 1945, p. 153 参照。また、特と Acción de las Naciones Unidas en México という毎年その年の国連に終ける。また、特に Acción de las Naciones Unidas en México という毎年その年の国連に終ける。その「国際組織」とようこの語活動を検討したメキシュの国連情報事務所が出している出版物を参考になる。その「国際組織」をある。また、特に Memorias de la Secretaría de Relaciones がその「国際組織」という。
- が掲載されている。 (3) 一九四五年とそれ以降の Mundo Lipte 誌には、この会議に関する評論および数多くのドキュメンツ
- (旨) México en la IX Conferencia Internacional Americana, Secretaría de Relaciones Exteriores, México, 1948, p. 557 物壁°
- (窓) México en la Tercera Conferencia Interamericana Extraordinaria. Buenos Aires, Argentia, 15-27 de febrero de 1967, Secretaría de Relaciones Exteriores, México, 1967, p. 481 粉鬟°
- (常) Morales, Minerva: Aspectos políticos del sistema interamericano. Las reuniones de cancilleres (Tesis profesional). Escuela Nacional de Ciencias Políticas y Sociales, Universidad Nacional, México, 1961, p. XII+370 物質°
- (含) SEÁRA VÁZQUEZ, Modesto: La IX reunión de consulta... 4 監 °
- (云) SEÁRA VÁZQUEZ, Modesto: Dictamen jurídico sobre la crisis dominicana, en "Mañana", 3 de julio de 1965, Paz y conflicto en la Sociedad Internacional, Universidad Nacional, México, 1969, p. VII+410, en las páginas 281-293 為壁°
- 医 (3) 関矩' Comercio Exterior 揺ら日以' 非民以' Informe mensual de la integración latinoamericana ム

- (E) Fabela, Isidro: La doctrina Drago, Secretaría de Educación Pública, México, 1946; Las doctrinas Monroe y Drago, Universidad Nacional, México, 1957, p. 266; Sepúlveda, César: La responsabilidad internacional del Estado y la validez de la cláusula Calvo, México, 1944, p. V+78; García Robles, Alfonso: La cláusula Calvo ante el derecho internacional, México, 1939, p. 57 \$\frac{1}{2}\$\$
- (さ) ネミモ 水田町のたい がのような火にではのケースにおける Estados Unidos Mexicanos", "North American Dredging Company of Texas (U.S.A.) vs. Estados Unidos Mexicanos", "North American Dredging Company of Texas (U.S.A.) vs. Estados Unidos Mexicanos", y "International Fisheries Company (U.S.A.) vs. Estados Unidos Mexicanos" ("Reports of International Arbitral Awards", vol. IV, United Nations, 1951, V.1, pp. 19, 26, 691 物底)。

メサショ・マサコド結構物画体の輸出とりらいせ、"Mexican Union Railway (Limited) (Gran Bretaña) vs. Estados Unidos Mexicanos", "Douglas G. Collie MacNeil (Gran Bretaña) vs. Estados Unidos Mexicanos", "The Interoceanic Railway of Mexico (Acapulco a Veracruz) and The Mexican Eastern Railway Company (Limited) and The Mexican Southern Railway (Limited) (Gran Bretaña) vs. Estados Unidos Mexicanos", "El Oro Mining and Railway Company (Limited) (Gran Bretaña) vs. Estados Unidos Mexicanos", "The Veracruz (México) Railway (Limited) (Gran Bretaña) vs. Estados Unidos Mexicanos"。 かのじ、スサショ・トルンス語形版画体の輸出といるとい、"Georges Pinson(Francia) vs. Estados Unidos Mexicanos"。 (スサショ・アルンス語形版画体の輸出しているとい、では、「アンドル・アルンスの回転形成画体の解説している。 "Reports of International Arbitral Awards", vol. V, United Nations, 1952, V.3, pp.115, 135, 178, 191, 221, 327 必配よ。)

- (岩) Enríquez, Jr., Ernesto: Evolución del derecho internacional mexicano en los últimos treinta años, 1912-1942, Ed. Jus, México, 1943, p. 58, 世以pp. 32-33 物語。
- (營) Mendoza, Salvador: La doctrina Cárdenas. Texto. Antecedentes. Comentario, Ed. Botas, México, 1939, p. III + 78 物質?
- (E) RABASA, Óscar: Responsabilidad internacional del Estado con referencia especial a la responsabilidad por denegación de justicia, Imp. de la Secretaría de Relaciones Exteriores, México, 1933 粉壁?
- (♡) Fabela, Isidro: Votos Internacionales, Ed. Orión, México, s.f., 1.191.

拙

厨

(3) Fernández MacGregor, Genaro: Artículos publicados en la Revista Mexicana de Derecho Internacional, referentes a la investigación hecha por el subcomité de los Estados Unidos, acerca de los daños y perjuicios sufridos por ciudadanos norteamericanos durante la Revolución Mexicana y conclusiones dicha investigación. Ed. Murguía, 1921, p. 192. Labor Internacional de la revolución constitucionalista de

- México. Libro Rojo, Secretaría de Relaciones Exteriores, 2ª Ed. 1960, p. 445; González, Roa, Fernando: La responsabilidad internacional del Estado, Murguía, México, 1931, p. 101 紛監°
- (२) González Aguayo, Leopoldo: La nacionalización en América Latina (Tesis profesional). Escuela Nacional de Ciencias Políticas, Universidad Nacional, México, 1965, p. 553, Катzarov, К.: Teoría de la nacionalización, Instituto de Derecho Comparado, Universidad Nacional, México, 1963, p. 709, Вонкізсн, А. у Комів, W.: La política mexicana sobre inversiones extranjeras, El Colegio de México, México, 1968, p. 82 ( )
- 支払い、その借金をすべて返済した(Memoria de la Secretaria de Relaciones Exteriores, 1966-1967, シュに対して行なっていた請求をとりやめた。この覚書によって、メキシュは、七一万九五四六ドルをp. 27、メキシュ外相とメキシュ駐在米国大使間の一九六七年八月一日付の覚書交換によって、メキ
- (2) ルのケーベタをのと生野な三つの世級統計と関しては、Gómez Robled, Antonio: México y el arbitraje internacional, Porrúa, México, 1965, p. XII+412 み参照せる。
- ・パディリャ・ネルボが国際司法裁判所の裁判官になった。(的) 一九七三年までに、三人のメキシコ人、すなわちイツドロ・ファベラ、ロベルト・コルドバ、ルイス

#### 話 註

- て政権を保持する制度を一般にカウディリスモ(Candillismo)と呼んでいる。 ち「独裁者」あるいは「強力な人物」が、自己のもっている軍事力や権威といった非民主的要素でもっば「独裁者」あるいは「強力な人物」といった意味に使われている。このようなカウディーリョすなわ(1) カウディーリョ(Candillo)は、もとは「指導者」を意味するスペイン語であるが、中南米ではしばし
- いる。 (Congreso Federal)の批准(ratificación)を条件として、外国と条約を締結すること」と規定されて外交協定を承認する(aprobar)こと」、また第八九条一○項では、 大統領の権限の一つとして「議会(2) メキシュ憲法第七六条一項では、上院(Senado)の権限として「大統領が外国と締結した条約または
- 類が正当なものであることの証明である。(3)これは領事館の機能の一つであり、書面の署名が確かに本人のものであることの証明、つまりその書
- その任務は、任用期間が切れると自動的に終わる。」の任用を行なうことができる。かかる手続きによって任用された者は、常駐外務職員ではない。……「大統領は、特定の具体的業務を遂行するために、大使・総領事より下級の外務職ポストを占める者(4) 第二一条の規定は次の通りである。
- 急事態の処理にあたる。ないときに設けられ、上・下両院議員によって構成されている。この委員会は議会の休会時における緊(5) 連邦議会常任委員会(La Comisión Permanente del Congreso de la Union)は、議会が開会中で

- (6) 高等学校 (Preparatoria) の卒業生に与えられる資格。
- ただし、例外として、外務大臣の判断によって、この要件は除去することができる。」(傍点訳者)だけをもっている場合は二五歳未満またそれより上級の称号をもっている場合は二八歳未満でもよい。「出生によるメキショ人であること、市民的・政治的権利を行使していること、さらに得業土の称号(7) 第二五条司項は、次のようになっている。
- (∞) 「第二三条に挙げている専門学位・資格」とは、学士、修士、博士のことである。
- ず、取り敢えず Cese を解職、Destitución を罷免と訳しておいた。ると、Cese よりも Destitución の方が強い処分であることが推察できる。 ただ適当な訳語が見当たら法」第五二条の Cese に関する規定および同法第五三条の Destitución に関する規定の内容より判断す(3) 解職(Cese)も罷免 (Destitución)も日本語としては同じような意味であるが、「メキシコ外務職組織
- 海」と同義語として用いているように思われる。ritorial)とをあわせた意味で用いられることもあるが、著者は、この節では「領水」という語を「領(1)領水(las aguas territoriales)という語は、内水となる湾や入江と沿岸海としての領海(el mar ter-
- ○○カイリの資源管轄権を主張した「排他的経済水域」宣言を行なっている。 (ロ) 一九七六年にメキシコは、「パトリモニアル海」提案と同じような、領海とは区別された沿岸から二消。「「「「「「「「「」」」
- その釈放を条件にサンタ・アナにテキサス独立を認めさせた。たが、テキサスは米国の援助を得てメキシュ軍を打ち破り、メキシュの独裁者サンタ・アナ将軍を捕え、き、一八三六年三月独立宣言が発せられた。そしてこの独立を認めないメキシュとの間に戦争が始まっ生していた。そうしたことから、やがてテキサスにおいてメキシュよりの分離・独立を求める運動が起俗、習慣を異にする米国人であったところから、絶えずこの地にはメキシュ官憲との間にトラブルが発(2) テキサスはもとはメキシュのコアウィラ州の一地方であったが、その住民の大多数はメキシコとは風

- Honduras) と呼ばれていた。 (3) ベリセは内国自治権をもつ英領権民地である。一九七三年六月までは、「英領ホンジュラス」(British
- の土地である。(1) これは、米国、メキツコ両国によって、長年にわたってその領有権が主張されていた大〇〇エーカー
- るものではなかったとするメキショの論拠を知る上で参考になると考えたからである。ペイン共和国亡命政府に対する一九七七年までのメキショの立場と、それがエストラーダ主義と矛盾すでもない。したがってこの節の記述はすでに古くなっている。しかし、敢えてここに訳出したのは、スもない、当然スペイン本国政府の代表が、メキショにおけるスペインの公式代表となったことはいうま三月二八日スペイン本国政府を承認して、本国政府との公式の外交関係を樹立した点である。これにとたスペイン共和国亡命政府との外交関係を断絶し(もちろん同政府の承認はキャンセルされた)、同年九七五年にフランコが死亡し、メキシコは一九七七年三月一八日、三〇数年にわたって承認し続けてき(15)この節を読む際には、次のような重要な事実関係の変化に留意しておかねばならない。すなわち、一
- (2) ダンバートン・オークス案では、「国際同法裁判所」を主要機関としていた。
- という言葉の代わりに、「諸国家の恒久同盟」(Unión Permanente de Naciones)という用語を用いた。(び) 前述のようにメキシュ案では将来設立されるべき国際機構の名称として、「連合」(Naciones Unidas)
- 言葉の代わりに、「半常任理事国」(Miembros semipermanentes) という用語を使っている。(12)後のところで述べられているが、メキツコ案では、国連憲章に見られるような「常任理事国」という
- 外務省の意見」として発表している。 に送られてきたダンバートン・オークス案の両案の比較・検討を行ない、その結果を公式に「メキシコ註(3) メキシュ外務省は、一九四四年九月五日に米国に送付したメキシュ案と、同年一〇月九日にメキシコ
- 訳(3) 国連憲章第二条七項は、次のようになっている。

- るものでもない。但し、この原則は、第七章に基く強制措置の適用を妨げるものではない。」連合に与えるものではなく、また、その事項をこの意草に基く解決に付託することを加盟国に要求す「この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際
- しながら、将来におけるラテン・アメリカ共同市場の創設を強く主張したものであった。共同市場」の完全な発展と漸進的な改革を基礎に未加盟国――主としてカリブ海諸国――の利益を考慮(ひ) この宣言は、既存の二つの地域経済統合体、すなわち、「ラテン・アメリカ自由貿易連合」と「中米
- (23) この節の記述は、一九七四年一一月現在のものであることに注意して読まれたい。
- (3) これは、正式には「自由貿易地域を設立し、ラテン・アメリカ自由貿易連合を設立する条約」と呼ば
- 約ともいわれている。 ーグ平和会議の米国代表ポーター将軍が提唱したので、別名ポーター条約、またはドラゴ・ポーター条(3) これは、「契約上の債務回収の為にする兵力使用の制限に関する条約」と呼ばれているが、第二回へれている。
- 公式の外交関係を樹立したことに注意して、この節を読まれたい。承認をやめ(すなわら外交関係を断絶し)、同年三月二八日スペイン本国政府を承認し、本国政府との(S) すでに訳註(巧)のところで述べたが、メキシコは、一九七七年三月一八日スペイン共和国亡命政府の

# 訳者あとがき

・バスケス氏は、メキシュ国立自治大学の政治・社会学部教授である。 ・バスケス氏は、メキシュ国立自治大学の政治・社会学部教授である。 のはみに、著者モデスト・セアラロ際法式とののである。ちなみに、著者モデスト・セアラス・キシュの外交政策について書かれた概説書であるが、特にメキシュ外交の基本原則およびそのの国際関係において、メキシュ、ブラジル、アルゼンチンの域内三大国は重要な位置を占めてい本書は、Modesto Seara Vázquez, La Política exterior de México: La práctica de México 本書は、本書は、Modesto Seara Vázquez, La Política exterior de México: La práctica de México 本書は、

に資源をもっている第三世界諸国に対する関心が見られ、そのような一連の動きの中で、豊富なをもっていない。メキシコについても同様である。だが、最近日本においても、石油危機を契機は一部の例外を除き関心を示さず、またその当然の帰結としてそれら諸国についてほとんど知識ついてはある程度の知識はもっている。しかし、それら以外の諸国、特に第三世界諸国に対して一ではない。一般にわれわれ日本人は、欧米諸国に対しては早くから関心を示し、これら諸国に概して、諸外国の外交政策はそれぞれ異なった特色をもち、その外交観および行動は決して同

それが近年特に日本側の石油を中心とした強い経済的関心により、その状況は変化しつつある。関係は古くは一六、七世紀にまでさかのぼりうるが、これまではその関係は概して希薄であった。原油埋蔵量が確認されているメキシコに対する関心も急速に高まりつつある。日本とメキシコの

そういったことから、訳者は、その内容がやや断片的、羅列的なところが一部には見られるもかコ
みえ一般に関する概説書は、欧米はもちろんのこと中南米においてもきわめて少ない。書は欧米および中南米の諸国においてかなり存在するが、このバスケス教授の原著のようなメキであると考えられるからである。現在のところ、メキシュ外交の特定テーマについての専門研究したものであり、その意味では相手国の外交区関する知識は両国関係の真の発展にとって不可欠て重要である。というのは、一国の外交政策はその国の外の世界に対する行動の基本原理を表わないうまでもない。しかし、相手国の外交政策について知ることも、両国関係促進の上できわめていないように思われる。もちろん、相手国の経済的側面の理解も必要であり、重要であることでいる。メキシュの外交的側面を専ら取り扱った書物は、わが国では現在までのところ出版されおいても見られるようになったが、主としてそれらの大部分は経済的側面を扱ったものに片常っないても見られるようになったが、主としてそれらの大部分は経済的側面を扱ったものに片常っないようのであろう。ようやく最近になって、数は多くないもののメキシュの関係書がわが国となる。しかし、残念ながら、最近にいたるまで、わが国ではメキシュに関する知識を提供する書面国関係が真に密接なものとなるためには、やはりお互いがその相手をよく知ることが必要と

深くおわび申し上げたい。ついては一部ではあるが再び内容が古くなるといったことで特に著者には大変御迷惑をかけた点、ゆえに本書の出版は予定よりずいぶん遅れてしまった。そのため、時事的な問題を扱った部分に応の訳業は二年前に終えていたが、さて出版するとなるとなかなかふみきれず、訳者のわがままされ、その原稿を訳者のもとに送ってこられた。一九七五年に訳者はその原稿をもとに翻訳作業諸点があったところから、訳者の生意気な意見をも一部考慮に入れつつかなり原著を修正、付加に出版されたものであるだけに、いくぶん内容が古くなっているところや新たに付け加えるべきかけとなり直接著者から原著の翻訳権を得ることとなった。その後、著者は、原著が一九六九年のていた。そして、訳者がメキシコへ出かけた際、著者と親しく徹談する機会を得、それがきっののメキシコ外交に関する概括的な知識を提供するといえる同教授の原著の翻訳を早くから意図

事務局編、和訳・各国憲法集・「メキシュ合衆国憲法」を参考にさせていただいた。話になった。ここに心から感謝したい。またメキシュ憲法の条文の翻訳については、憲法調査会この翻訳に際しては、多くのかたがたの協力を得たが、特に天理大学の上谷博氏には大変お世

ら出版上の都合で、参考文献の一部を除きそれらを削除したことをお断りしておきたい。なお原著には、メキシュ外交関係のドキュメンツと参考文献が採録されていたが、本書では専

おわりに、日本・メキシュ両国関係促進の一助ともなればということで快く翻訳を許諾して下げる。

一九八〇年二月さった著者バスケス教授に対し深く感謝したい。

藤 田 宏 郎甲南大学法学部研究室にて

### メキシコの外交政策――メキシコの国際法実践―

1980年6月20日	初版第1刷発行	※定価はカバーに 表示しています						
訳者の了	著	者	M.	S.	バス	ケス		
解により	訳	者	藤	田	宏	郎		
検印省略	発行	者	上	田	清	和		
	発行所	株式会社	晃	洋	書	房		
	●600 京		075 (	312) 0	中町 109 788番 3228	(代)		

印刷 共同印刷工業(株)

3031-800177-2385

製本 清水製本所

# 参考文献

Abbot, Gorman: Mexico and the United States: their mutual relations and common interests, Putnam, New York, 1869, p. XVI+391.

ALCALÁ QUINTERO, Francisco: El comercio de México con Centroamérica, Publicaciones especializadas, México, 1965, p. 66+XXXV.

ALCALDE, Bernardino: Apuntes para servir a la historia de las convenciones diplomáticas celebradas por el ministro de Relaciones Don José María Ramírez en el año de 1851, Navarro, México, 1852, p. 20.

ALCARAZ, Ramón: The other side: or notes for the history of the war between Mexico and the United States, Wiley, New York, 1850, p. XV+458 (Edic. facs. por Editora Nacional, México, 1952).

ALESSIO ROBLES, Vito: Los tratados de Bucareli, Bosque, México, 1937, p. 32. ALPEROVICH, Moisés S., y RUDENKO, Boris T.: La revolución mexicana de 1910–1917 y la política de los Estados Unidos, Fondo de Cultura Popular, México, 1960, p. 334.

ALVARADO, Rafael: La cuestión de Belice, Real, Guatemala, 1958, 2ª Ed.

ÁLVAREZ, Alejandro: L'histoire diplomatique des republiques américaines et la conférence du Méxique, Pedone, París, 1902, p. III+62.

ÁLVAREZ, José R.: Los primeros contactos diplomáticos de México, en "Historia Mexicana", III, pp. 87-101.

ARELLANO BELLOC, Francisco: La exclusividad del Estado en el manejo de sus recursos petroleros, Concaval, México, 1958, p. 145.

ALVAREZ FALLER, Francisco J.: Participación de México en la organización de la paz, México, 1936, p. 44.

Andrade, Luis: México en España, Hispánica, Madrid, p. 141.

Anónimo: México y la doctrina Monroe, R.M.D.I., T.I, N. 2, Junio 1919, pp. 176–218.

Anónimo: México y los Estados Unidos. Los Estados Unidos piden a México que firme un tratado contrario a su Constitución. Sobre el reconocimiento del Gobierno de México por el de los Estados Unidos. Dos artículos del Presidente Obregón, R. M. D. I., T. III, N. 4, diciembre 1921, pp. 587-608.

- ARBOLEYA, José de: España y México. Compendio de historia internacional, La Cubana, La Habana, 1861-1862, 2 vols.
- ARCILA FARÍAS, Eduardo: Comercio entre Venezuela y México en los siglos XVI y XVII, El Colegio de México, México, 1950, p. 324.
- ARGÜELLES, José A.: Breves apuntes para la historia de la intervención en México, Imprenta del Gobierno, La Habana, 1863, p. 31.
- ASTURIAS, Francisco: *Belice*, en "Revista de la Facultad de Ciencias Jurídicas y Sociales", Guatemala, 1941, p. 177.
- AZCÁRATE Y LEZAMA, Juan F.: Un programa de política internacional, Secretaría de Relaciones Exteriores, México, 1932, p. VIII+72.
- BARANDA, Joaquín: La cuestión de Belice, Sociedad Tipográfica, Campeche, 1875, p. 124.
- BARBER AMHERTS W. (Ed.): The benevolent raid of general Lew Wallace; how Mexico was in 1864; the Monroe doctrine in action; testimony of a survivor, private Justus Brooks, Beresfor, Washington, 1914, p.20.
- BARKER, Eugene C.: Mexico and Texas. University of Texas research lectures on the causes of the Texan Revolution, Turner, Dallas, 1928, p. 167.
- BASSOLS BATALLA, Narciso: Diez años de la cuestión petrolera. Guión de acontecimientos nacionales e internacionales, México, 1959, p. 101.
- BICNELL, Edward: The territorial acquisitions of the United States: An historical review, Small Mayrand, Boston, 1899.
- Bojórquez, Juan de Dios: La inmigración española en México, Crisol, México, 1932, p. 21.
- Borisch A., y Konig W.: La política mexicana sobre inversiones extranjeras, El Colegio de México, México, 1968, p. 82.
- Bosch García, Carlos: Problemas diplomáticos del México independiente, El Colegio de México, México, 1947, p. 334.
- Historia de las relaciones entre México y los Estados Unidos, 1819-1848, Universidad Nacional, México, 1961, p. 297.
- Brady, C.T.: The conquest of the South West. The story of a great spoliation, Appleton, New York, 1905, p. XIII+293, mapas.
- Brandenburg, Frank: The making of modern Mexico, Prentice Hall, Englewood Cliffs, 1964, p. XV+379.
- Bravo Covarrubias, Hipólito: La reforma agraria y los tratados de Bucareli, México, 1961, p. 101.
- Brooks, Philip C.: Diplomacy and the border-lands: The Adams-Onis Treaty of

- 1819, University of California Press, Berkeley, 1939, p. X+269.
- BULNES, Francisco: El verdadero Juárez y la verdad sobre la intervención y el imperio, Bouret, México, 1904, p. 873.
- Las grandes mentiras de nuestra historia. La nación y el ejército en las guerras extranjeras, Bouret, México, 1904, p.6+924.
- CALLAHAM, James M.: American foreign policy in Mexican relations, Macmillan, New York, 1932, p. X+644.
- Canseco, Crisóforo: El principio de no intervención, R. M. D. I., T. I, N. 4, Diciembre 1919, pp. 639-660.
- CARPIO, Manuel: El romance del petróleo en México, R. M. D. I., T. II, N. 1, Marzo 1920, pp. 157-163.
- CARREÑO, Alberto M.: Los españoles en el México independiente, Sociedad de Beneficencia Española, México, 1942, p. 478.
- La diplomacia extraordinaria entre México y Estados Unidos, 1789-1947, Jus, México, 1951.
- CARRILLO FLORES, Antonio: Cooperación económica interamericana, en "Foro Internacional", N. 1, 1960, pp.1-13.
- La Política Exterior de México, en "Foro Internacional", N. 22/23, 1965–1966, pp. 232–246.
- La integración económica latinoamericana y sus perspectivas, en "El Mercado de Valores", XXIX, 10 de Marzo de 1969, pp. 153-157.
- CASTAÑEDA, Jorge: México y el orden internacional, El Colegio de México, México, 1956, p. 245.
- Revolution and foreign policy: Mexico's experience, en "Political Science Quarterly", LXXVIII, pp. 391-417.
- Naciones Unidas y Derecho Internacional, en "Foro Internacional", N. 2, 1960, pp. 223-239.
- Panamericanism and regionalism; a Mexican view, en "International Organization", X, 1956, pp. 377-389.
- Conflictos de competencia entre las Naciones Unidas y la Organización de Estados Americanos, en "Foro Internacional", N. 22/23, 1965-66, pp. 303-322.
- Valor jurídico de las resoluciones de las Naciones Unidas, El Colegio de México, México, 1967, p. 203.
- CASTAÑEDA ALATORRE, Fernando: El tratado de 1906 celebrado entre México y los Estados Unidos sobre distribución de las aguas del río Bravo, México, 1944, p. 65.

- CASTELLANOS, Francisco X.: Comercio Exterior de México con los Estados Unidos de América, 1950-1961, Policromía, México, 1962, p. 93.
- Las relaciones comerciales de México con los Estados Unidos de 1939 a 1949, Secretaría General del Consejo Superior Ejecutivo del Comercio Exterior, México, 1950, p. 339.
- CASTILLO MAYORGA, F.: Relaciones entre México y la República de El Salvador; examen histórico diplomático, México, 1960, p. 78.
- CASTILLO NÁJERA, Francisco: El tratado de Guadalupe, ponencia al Congreso Mexicano de Historia. VIII reunión, Talleres Gráficos de la Nación, México, 1943, p. 102.
- CLINE, Howard F.: The United States and Mexico, Harvard University Press, Cambridge, 1953, p. XIV+452.
- COMERCIO EXTERIOR: Intercambio comercial México-Francia, en "Comercio Exterior", XVII, febrero 1967, pp. 156-162.
- Intercambio comercial México-Guatemala, en "Comercio Exterior", XVII, abril, 1967, pp. 320-324.
- Un nuevo avance en la cooperación económica entre México y Centroamérica, en "Comercio Exterior", XVII, junio 1967, pp. 418-420.
- Intercambio comercial México-Costa Rica, en "Comercio Exterior", XVII, junio 1967, pp. 495-500.
- Intercambio comercial México-Yugoslavia, en "Comercio Exterior", XVII, julio 1967, pp. 581–586.
- Intercambio comercial México-Colombia, en "Comercio Exterior", XVII, octubre 1967, pp. 856-861.
- Intercambio comercial México-Estados Unidos, en "Comercio Exterior", XVII, noviembre 1967, pp. 946-955.
- Intercambio comercial México-República de Corea, en "Comercio Exterior", XVII, diciembre 1967, pp. 1036-1039.
- Intercambio comercial México-República de El Salvador, en "Comercio Exterior", XVIII, enero 1968, pp. 84-90.
- Intercambio comercial México-República de Chile, en "Comercio Exterior", XVIII, marzo, 1968, pp. 273-279.
- Las perspectivas del comercio México-Unión Soviética, en "Comercio Exterior", XVIII, junio 1968, pp. 469-471.
- Intercambio comercial México-España, en "Comercio Exterior", XVIII, junio 1968, pp. 542-547.

- Intercambio comercial México-Australia, en "Comercio Exterior", XVIII, julio 1968, pp. 630-634.
- Se establecen bases para incrementar el comercio con Yugoslavia, en "Comercio Exterior", XVIII, agosto 1968, pp. 682-683.
- Problemas del comercio entre México y Bélgica, en "Comercio Exterior", XVIII, octubre 1968, p. 880.
- Examen del intercambio comercial con Corea, en "Comercio Exterior", XVIII, octubre 1968, pp. 880-881.
- Intercambio comercial México-Japón, en "Comercio] Exterior", XVIII, octubre 1968, pp. 928-934.
- El comercio exterior de México en 1968, una apreciación preliminar, en "Comercio Exterior", XIX, febrero 1969, pp. 86-87.
- CORZO MOLINA, Angel H.: Incorporación de Chiapas a México. La verdad histórica, Prensa y Turismo. Tuxtla Gutiérrez, 1949, p.11.
- Cosío VILLEGAS, Daniel: Historia moderna de México. El Porfiriato. La vida política exterior, Hermes, México, 1960-1963, 2 vols. XXXII+813, XXXII+967, mapas y fotografías.
- CRAVIOTO GONZÁLEZ, Joaquín: El panamericanismo a través de las tres reuniones de consulta entre los ministros de Relaciones Exteriores de las Repúblicas Americanas, Gallarda, México, 1943, p. 84.
- CRUZ, Fernando: La verdad histórica acerca del tratado de límites entre Guatemala y México, La Unión, Guatemala, 1888, p. 49.
- CRUZ, Francisco S.: Relaciones diplomáticas entre la Nueva España y el Japón, Jus, México, 1964, p. 73.
- Cué Cánovas, Agustín: El Tratado McLane-Ocampo. Juárez, los Estados Unidos y Europa, América Nueva, México, 1956, p. 248.
- CUESTA SOTO, Fernando: Los tratados de Bucareli contra la Revolución, Claret, México, 1937, p. 59.
- CUEVAS CANCINO, Francisco: Del Congreso de Panamá a la Conferencia de Caracas, 1826-1954, Caracas, 1955, 2 vols.
- El pacto de familia. Historia de un episodio de la diplomacia mexicana en pro de la anfictionía, Secretaría, de Relaciones Exteriores, México, 1962, p. 357.
- CURREY, John: Treaty of Guadalupe Hidalgo and private land claims and titles existing in California at the date of the treaty, San Francisco, 1891, p. 30.
- CHOCANO, José: Los fines de la Revolución mexicana. Consideraciones dentro del problema internacional, Imprenta del Gobierno, Chihuahua, 1914, p. 17.

- DANIELS, Josephus: Diplomático en mangas de camisa, Talleres gráficos, México, 1949, p. XXXII+623.
- DARDÓN, Andrés: La cuestión de límites entre México y Guatemala, por un centroamericano, Escalante, México, 1875, p. 150.
- DE Cosfo, F.G.: El artículo 27 de la Constitución General de la República en relación con los tratados celebrados entre México y las naciones extranjeras, R.M. D.I., T.I, N. 4, diciembre 1919, pp. 561–567.
- DE LA BARRA, F.L.: Algunas consideraciones acerca de la historia diplomática de México, en "Trabajos jurídicos de homenaje a la Escuela Libre de Derecho en su XXV aniversario", Editorial Polis, México, 1938, p. 19.
- DE P. PIÑA, Francisco: Algunas cuestiones de límites en el Río Bravo, R. M. D. I., T. II, N. 3, septiembre 1920, pp. 373-381.
- DEL CID F., Enrique: Infundada pretensión mexicana sobre el territorio de Belice, Editorial del Ejército, República de Guatemala, Centro América, 1962, p. 66.
- DELGADO, Jaime: España y Méjico en el siglo XIX, Consejo Superior de Investigaciones Científicas, Madrid, 1950-1954, 3 vols.
- Diaz Dufoo, Carlos: México y los capitales extranjeros, París, 1918, p. 542.
- Díaz Ordaz, Gustavo: La doctrina internacional de México, Centro de Estudios Nacionales, México, 1965, p. 491.
- DIEGO FERNÁNDEZ, Salvador: La doctrina Estrada, Academia Mexicana de Legislación y Jurisprudencia, México, 1939, p. 10.
- Dunn, Frederic S.: The diplomatic protection of Americans in Mexico, Columbia University Press, New York, 1933, p. VII+439.
- ELGUERO, José: España en los destinos de México, Consejo de la Hispanidad, Madrid, 1942, p. 182.
- Enriquez, Ernesto: Problemas internacionales: reclamaciones y petróleo, Botas, México, 1942, p. 166.
- Evolución del derecho internacional mexicano en los últimos treinta años, Editorial Jus, México, 1943, p. 58.
- Escoto Ochoa, Humberto: Integración y desintegración de nuestra frontera norte, Stylo, México, 1949, p. 213, con mapas.
- ESPINOSA, Luis: Independencia de la provincia de Chiapas y su unión a México, Victoria, México, 1918, p. 68.
- ESPINOSA DE LOS REYES, Jorge: Relaciones Económicas entre México y Estados Unidos, 1870-1910, Nacional Financiera, México, 1951, p. 189.
- ESQUIVEL OBREGÓN, Toribio: México y los Estados Unidos ante el Derecho Inter-

- nacional, Herrero, México, 1926, p. 192.
- Protección diplomática de los ciudadanos en el extranjero, III Conferencia de la Federación Interamericana de Abogados, México, 1944, p. 23.
- Esser, Elisabeth M.: La posición de México respecto al regionalismo, en "Foro Internacional", N. 28, 1957, pp. 356-398.
- ESTEVA, Gustavo: El comercio exterior de México en el proceso de planeación, en "Foro Internacional", N. 22/23, 1965-66, pp. 341-357.
- ESTEVA RUIZ, Roberto A.: El derecho público internacional en México. Su evolución desde la época virreinal hasta nuestros días, Díaz de León, México, 1911, p. 85.
- ESTRADA, Genaro: El primer diplomático de la Revolución de Independencia, R. M. D. I., T. I, N. 2, junio 1919, pp. 272-277.
- Episodios de la diplomacia en México, Secretaría de Relaciones Exteriores, México, 1928, p. 111.
- La doctrina Monroe y el fracaso de una conferencia panamericana en México, Robredo, México, 1937, p. XXIV+100.
- (Compil.) Un siglo de relaciones exteriores de México (A través de los mensajes presidenciales), Secretaría de Relaciones Exteriores, México, 1935, p. XXV-III+460.
- FABELA, Isidro: El canal de Panamá y el ferrocarril de Tehuantepec, México, s.l., n.f., p.51.
- Los Estados Unidos contra la libertad. Estudios de historia diplomática americana. Cuba, Filipinas, Panamá, Nicaragua, República Dominicana, Lux, Barcelona, 1920, p. 311.
- Condiciones que han menester nuestros diplomáticos, R. M. D. I., T. III, N. 4, diciembre 1921, pp. 571-586.
- Los precursores de la diplomacia mexicana, Secretaría de Relaciones Exteriores, México, 1926, p. 206.
- Neutralidad, Biblioteca de Estudios Internacionales, México, 1940, p. 325.
- Por un mundo libre, Secretaría de Educación Pública, México, 1943, p. IV+142.
- La Conferencia de Caracas y la actitud anticommunista de México, en "Cuadernos Americanos", Vol. LXXV, pp. 7-44.
- Buena y mala vecindad, América Nueva, 1958, p. 330.
- Intervención, Imprenta Universitaria, Universidad Nacional, México, 1959, p. 376.
- La VI y VII conferencia de cancilleres ante el derecho positivo internacional, en

- "Cuadernos Americanos", Vol. CXIII, pp. 9-27.
- FELLER, Abraham H.1 The Mexicon Claims Commissions, 1923-1934; a study in the law and procedure of international tribunals, The Macmillan, New York, 1935, p. XXI+572.
- FENN, Peggy: México, la no intervención y la autodeterminación en el caso de Cuba, en "Foro Internacional", N. 13, 1963, pp. 1-19.
- FERNÁNDEZ MACGREGOR, G.: La propiedad raíz de los extranjeros en México, R. M.D.I., T.I, N.1, marzo 1919, pp. 28-46.
- ¿La fracción I det artículo 27 de la Constitución viola los tratados celebrados por México con algunas naciones extranjeras?, R. M. D. I., T. I, N. 4, diciembre 1919, pp. 568-593.
- El istmo de Tehuantepec y los Estados Unidos, Elede, México, 1954, p. 228+10. En la era de la mala vecindad, Botas, México, 1960, p. 434.
- FLORES DE LA PEÑA, Horacio: La Alianza para el Progreso y la economía mexicana, en "El Trimestre Económico", XIX, p.385.
- Fouque, Agustín: El tratado de comercio méxico-americano. Guión para una revisión equitativa, Iberoamericana, México, 1949, p. XXIV+196.
- FREITHALER, William O.: Mexico's foreign trade and economic development, Praeger Special Studies in International Economics and Development, Praeger, New York, 1968, p. XIV+162.
- FRÍAS LOYOLA, G.: Constitación y tratados diplomáticos; su relación y posibles conflictos, Universidad Nacional, México, 1952, p. 62.
- FRÍAS Y SOTO, Hilarión: Cuestión de límites entre México y Guatemala, Filomeno Mata, México, 1883, p. 40.
- FUENTES DÍAZ, Vicente: La intervención europea en México, 1861-62, México, 1962, p. 236.
- FUENTES MARES, José: *México en la hispanidad*, Instituto de Cultura Hispánica, Madrid, 1949, p. 169.
- FULLER, John D. P.: The movement for the acquisition of all Mexico, 1846-1848, Hopkins, Baltimore, 1936, p. 174.
- GAITHER, Roscoe B.: Expropriation in Mexico, the facts and the law, Morrow, New York, 1940, p. 204.
- GAMIO, Manuel: Empiricism of Latin-American government and the empiricism of their relations with the United States, Imprenta Nacional, México, 1919, p. 21.
- GARBER, Paul N., *The Gadsden Treaty*, University of Pennsylvania Press, Filadelfia, 1923, p. 222.

- GARCÍA, Telesforo: España y los españoles en México, Sierra, 1877, p. 33.
- GANCÍA CANTÚ, Gastón: Las dos políticas exteriores de México, en "Cuadernos Americanos", CVI, pp. 41-55.
- GARCÍA MONRAZ, Manuel: La diplomacia mexicana en la guerra de independencia, México, 1955, p. 92.
- GARCÍA PÉREZ, Antonio: Antecedentes político-diplomáticos de la expedición española a Méjico (1838-1862), Arias, Madrid, 1904, p. 180.
- GARCÍA REYNOSO, Plácido: México en la II UNCTAD, en "Comercio Exterior", XVIII, febrero 1968, pp. 116-119.
- GARCÍA ROBLES, Alfonso: La cláusula Calvo ante el derecho internacional, México, 1939, p. 57.
- Las relaciones diplomáticas entre México y Brasil, en "Foro Internacional", N. 15, 1964, pp. 347-378.
- La desnuclearización de la América Latina, en "Foro Internacional", N. 22/23, 1965-1966, pp. 323-340.
- GARCÍA TREVIÑO, Rodrigo: La ingerencia rusa en México (y Sudamérica), Pruebas y testimonios, América, México, 1959, p. 233.
- GARCÍA VIGIL, Manuel: La cuestión internacional en la Cámara de Diputados, Cámara de Diputados, México, 1917, p. 43.
- GARDINER, Clinton H.: Early diplomatic relations between Mexico and the Far East, en "Américas", VI, pp. 401-414.
- GARZA, Emeterio de la: Mexico and the war. United by nature and destiny, neighbors and friends for ever, New York, 1917, p. 59.
- GAXIOLA, José: La frontera de la raza. Hispano América. Los Estados Unidos. La diplomacia de Venustiano Carranza. La sociedad internacional americana, Tipografía artística, Madrid, 1917, p. 360.
- GENIN, Auguste: Les français au Méxique, du XVIº siècle á nos jours, Nouvelles Editions Argo, Paris, 1933, p. 544.
- GÓMEZ ROBLEDO, Antonio: México en Ginebra, Universidad de Guadalajara Guadalajara, 1932, p. 70.
- Los convenios de Bucareli ante el Derecho Internacional, en "Trabajos jurídicos de homenaje a la Escuela Libre de Derecho en su XXV aniversario", Editorial Polis. México, 1938, p. XIV-238.
- El Tratado de Río, en "Foro Internacional", N. 1, 1960, pp. 47-81.
- Iniciación de las relaciones de México con el Vaticano, en "Historia Mexicana", XIII, pp. 18 y ss.

- México y el arbitraje internacional, Porrúa, México, 1965, p. XII+412.
- Directrices fundamentales de la política exterior mexicana, en "Foro Internacional", N. 22/23, 1965-66, pp. 271-287.
- GONZÁLEZ BLANCO, Pedro: El problema de Belice y sus alivios, Galatea, México, 1950, p. 129.
- GONZÁLEZ CASANOVA, Pablo: La democracia en México, Era, México, 1967, p. 281.
- GONZÁLEZ RAMÍREZ, Manuel: Los llamados tratados de Bucareli. México y los Estados Unidos en las convenciones internacionales de 1923, Fábula, México, 1939, p. 444.
- La política internacional de la Revolución mexicana, en "Cuadernos Americanos", XIV, pp. 27-48.
- GONZÁLEZ ROA, Fernando: La responsabilidad internacional del Estado, Murguía, México, 1931, p. 101.
- GUERRA Y SÁNCHEZ, R.: La expansión territorial de los Estados Unidos a expensas de España y de los hispanoamericanos, Cultural, Habana, 1935, p. 498.
- GURZA, Jaime: Cuadros sinópticos sobre la guerra. La actitud de México, México, 1943, p.17.
- GUZMÁN TAGLE, Emilio: Los actos de administraciones usurpadoras ante el derecho internacional, Polis, México, 1938.
- HANKE, L.: Mexico and the Caribbean, Van Nostrand, Princeton, 1959, p. 192.
- HELFRITZ, Hans: Mexiko und Mittelamerika, Safari-Verlag, Berlín, 1954, p. 737.
- HERSHEY, Amos S.: Las incursiones a México y la doctrina del "perseguimiento inmediato", R. M. D. I., T. II, N. 3 septiembre 1920, pp. 382-401.
- Hough, Walter: *Oriental influences in Mexico*, en "American anthropologist;, New Series, II, pp. 66-74, 1900.
- HEFLIN, James T.: Efforts to involve the United States in war with Mexico, Government Printing Office, Washington, 1927, p. 40.
- HAY, Eduardo: Discursos pronunciados en su carácter de secretario de Relaciones Exteriores (1936-1940), Talleres Gráficos de la Nación, México, 1940, p. VI +91.
- HATCHER, M. A.: The opening of Texas to foreign settlement, 1820–1821, Texas University Press, Austin, 1927, p. 368.
- HÜBBE, Joaquín.: Belice, Tipográfica Yucateca, Mérida, 1940, p. III+164.
- HUMPHREYS, Robert A.: The diplomatic history of British Honduras, 1638-1901, Oxford University Press, New York, 1961, p. IX+196.

- Informe de la delegación de México a la Conferencia Interamericana de Consolidación de la Paz, reunida en Buenos Aires, República Argentina, del 1º al 23 de diciembre de 1936, , D. A. P. P., México, 1938, p. XIV+308.
- Informe de la delegación de México a la VIII Conferencial Internacional Americana, Talleres Gráficos de la Nación, México, 1940, p. XIV+318.
- IRELAND, Gordon: Boundaries, possessions and conflicts in Central and North America and the Caribbean, Harvard University Press, Cambridge, 1941, p. XIII +432.
- JIMÉNEZ SAN PEDRO, María de los Angeles: La misión del diplomático mexicano, México, 1963, p. 161.
- KATZ, Friedrich: Deutschland, Diaz und die mexikanische Revolution. Die deutsche Politik in Mexiko, 1870-1920. VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften, Berlin, 1964, p. 515.
- KEMNITZER, Willam J.: México y la Alianza para el Progreso, en "Foro Internacional", N. 13, 1963, pp. 41-59.
- KIBBE, Pauline R.: Latin Americans in Texas, University of New Mexico Press, Alburquerque, 1946, p. 302.
- KENYON, Gordon: Mexican influence in Central America, 1821–1960, en "Hispanic American Historial Review", XLI, pp. 175–205.
- KENNY, Michael: No good next door: red rule in Mexico and our responsibility, Willam J. Hirten, New York, 1935, p. VIII+199.
- Kunz, Joseph L.: The Mexican expropriations, New York University School of Laws, New York, 1940, p. 64.
- La cuestión internacional mexicano-americana durante el gobierno del Gral. Alvaro Obregón, Cultura, México, 1949, 3ª Ed., p. XI+7+289.
- La dirección de "Revista Mexicana de Derecho Internacional": El reconocimiento y la personalidad civil de los Estados. El caso México contra la Compañia Lebertan de Nueva York, R.M.D.I., T.IV, N.1, marzo 1922, pp. 1-11.
- La quinta conferencia panamericana y el fracaso de las anteriores, R. M. D. I., T. IV. N. 2, junio 1922, pp. 157-189.
- La legislación mexicana en materia de inversiones extranjeras, Centro de Estudios Económicos del Sector Privado. A. C., México, 1968, p. 80.
- La opinión universal sobre la doctrina Estrada, expuesta por el gobierno de México, bajo la presidencia de Don Pascual Ortiz Rubio, Insituto Americano de Derecho y Legislación Comparada, México, 1931, p. 253.
- La querella de México ante la VI Conferencia Panamericana, reunida en Cuba, en

- defensa de la civilización y de la humanidad, (mimeogra.), San Antonio, Texas, 1928, p.14.
- LADD, E.F.: Our duty to Mexico. Recognition of Mexican government. Why is Mexico not recognized by the United States, Washington, 1922, p. 31.
- LAFRAGUA, José M., y VALLARTA, Ignacio L.: Correspondencia diplomática combiada entre el gobierno de la República y el de Su Majestand Británica con relación at territorio llamado Belice, 1872–1878, Cumplido, México 1878. p. 94.
- LAINFIESTA, Francisco: El territorio de Chiapas y Soconusco centroamericano, Documentos reproducidos en "El Diario de Centro-América", La Unión, Guatemala, 1895, p. 26.
- LARRAINZAR, Federico: Reclamaciones extranjeras, Chávez, México, 1872, p. 121. Nociones de derecho jurisdiccional internacional, Chávez, México, 1873, p. 175.
- LARRAINZAR, Manuel: Chiapas y Soconusco, con motivo de la cuestión de límites entre México y Guatemala, Escalante, México, 1882, 2ª Ed., p. VIII+148.
- LASCURAIN Y OSIO, Ángel: La segunda intervención americana, Jus, México, 1957, p. 120.
- León de Elías, Alberto: El principio de la no intervención y su influencia en el desarrollo del derecho internacional americano, México, 1946, p. 80.
- LEÓN DE LA BARRA, Francisco: De la igualdad jurídica de los Estados, base del derecho internacional moderno. Una aplicación de ese principio interesante para México, Gómez de la Puente, Méxio, 1912, p. 28.
- LERDO DE TEJADA, Miguel: El comercio exterior de México desde la conquista hasta hoy, Rafael. México, 1853, p. 63.
- LÓPEZ GONZÁLEZ, Francisco: México y la cláusula Calvo, Mijares, México, 1936, p. 46.
- LÓPEZ MATEOS, Adolfo: Nueva dimensión internacional de México: las relaciones de México y Yugoslavia, La Justicia, México, 1963, p. VI+299.
- LÓPEZ PORTILLO Y ROJAS, José: La doctrina Monroe. Su verdadero sentido. Sus orígenes. Su sonmolencia. Su desarrollo. Su valor según el derecho constitucional norteamericano. Su valor en derecho internacional. México no debe admitirla, Escalante, México, 1912, p. 47.
- Luquín, Eduardo: La política internacional de la revolución constitucionalista, Instituto Nacional de Estudios Históricos de la Revolución Mexicana, México, 1957, p. 281.
- MACCORKLE, S. A.: American policy of recognition towards Mexico, Hopkins, Baltimore, 1933, p. 119.

- MACÍAS, Pablo: El Chamizal, territorio de México en poder de los Estados Unidos, Magisterio, México, 1961, p. 69.
- MAGALÓN BARCELO, Javier: Relaciones diplomáticas hispano-mexiconas (1839-1899), El Colegio de México, México, 1949-1952, 2 vols. XXXII+379, XXIV+398.
- MANERO, Antonio: México y la solidaridad americana: la doctrina Carranza, América, Madrid, 1918, p. XI+243.
- MANNING, William R.: Texas and boundary issue 1822–1829, Austin, 1914, p. 261. MARIN, Miguel A.: Isidro Fabela, en "Foro Internacional", N. 18, 1964, pp. 151–182.
- MÁRQUEZ PADILLA, Tarsicio: Consideraciones sobre la interpretación mexicana de la política del Buen Vecino, México, 1944, p. 120.
- MARROQUÍN ROJAS, Clemente: México jamás ha poseído territorio propio al sur del Río Hondo, Guatemala, C. A., 1962, p. 102.
- MARTÍNEZ, Carlos: Crónica de una emigración (la de los republicanos españoles en 1939), Libro Mex, México, 1939, p. 535.
- MARTÍNEZ, Miguel: Cuestión entre México y Guatemala, Colección de artículos publicados en "La Voz de México", Escalante, México, 1882, p. VIII+282.
- MARTÍNEZ LEGORRETA, Omar: Actuación de México en la Liga de las Naciones: el caso de España, México, 1962, p. 230.
- MARTÍNEZ PALAFOX, Luis: La cuestión de Belice, relación documental, Polis, México, 1945, p. 135.
- Mayés, Guillermo: Handuras en la independencia de Centro América y anexión a México, Secretaría de Gobernación, Tegucigalpa, 1956, p. 131.
- McWilliam, Carey: Al Norte de México: el conflicto entre "anglos" e "hispanos", Siglo XXI Editores, México, 1968, p. XXIV+375.
- Memoria del ciclo de conferencias de mesa redonda sobre la Carta de Punta del Este organizado por la sociedad de alumnos del doctorado en Derecho de la U.N.A.M., Revista de la Facultad de Derecho de México, México, 1962, p. 224.
- MENA, Anselmo: Ensayo sobre política internacional mexicana, Victoria, México, 1921, p. 103.
- MENDOZA, Salvador: La Doctrina Cárdenas. Texto. Antecedentes. Comentarios, Ediciones Botas, 1939, p. 79.
- El Chamizal, un drama jurídico e histórico, Talleres de la H. Cámara de Diputados, México, 1963, p. 32.
- México y los Estados Unidos de América. Apuntamiento para la historia del acrecentamiento territorial de los Estados Unidos a costa de México, desde la época

- colonial hasta nuestros días, Victoria, México, 1922, p. 521.
- MEYER COSSÍO, Lorenzo: El conflicto petrolero entre México y los Estados Unidos (1917-1920), en "Foro Internacional", N. 24, 1966, pp. 425-465.
- El conflicto petrolero entre México y los Estados Unidos (1938-1942), en "Foro Internacional", N. 25/26, 1966, pp. 99-159.
- MIGUÉLEZ, Manuel F.: La independencia de México en sus relaciones con España, La Ciudad de Dios, Madrid, 1911, p. 194+3.
- MIQUEL I VERGES, José M.: La diplomacia española en México, 1822-1823, El Colegio de México, México, 1956, p.195.
- MIRAMONTES, Roberto C.: La doctrina Harmon, el Tratado de Aguas de 1944 y algunos problemas derivados de su aplicación, en "Foro Internacional", N. 21, 1965, pp. 49-120.
- MORENO, Ismael: Las reuniones de San José, en "Foro Internacional", N. 3, 1961, pp. 431-459.
- MURILLO, Gerardo: La conferencia de La Habana y la guerra, Colección Acción Mundial, México, 1940, p. 43.
- NAVARRETE, Jorge E.: La reunión de los Presidentes de América: antecedentes, debates y resoluciones, en "Foro Internacional", N. 27, 1967, pp. 179-209.
- Núñez Ortega, Angel: Memoria sobre las relaciones diplomáticas de México con los Estados libres y soberanos de la América del Sur, Imprenta del Gobierno, México, 1878, p. 167.
- Noticia histórica de las relaciones políticas y comerciales entre México y el Japón duranta el siglo XVII, Secretaría de Relaciones Exteriores, México, 1923, p. IV+126.
- NUTALL, Celia: The earliest historical relations between Mexico and Japon, The University Press, Berkeley, 1906, p. 47.
- O'GORMAN, Edmundo: Historia de las divisiones territoriales de México, Editorial Porrúa, S. A., México, 1966, p. XVII-326.
- OJEDA GOMEZ, Mario: México en el ámbito internacional, en "Foro Internacional", N. 22/23, 1965-66, pp. 247-270.
- OPIES, Redvers: Selected Papers on the Mexican and International Economies, 1966-1968, University of the Americas Press, México, 1968.
- PADGETT, L. Vincent: The Mexican Political System, Houghton Mifflin Company, Boston, 1968, p. 244.
- PADILLA, Ezequiel: The agreements with the United States before the Mexican Senate, Secretaría de Relaciones Exteriores, México, 1941, p. 21.

- Three speaches at Río de Janeiro, Agencia Editora Mexicana, México, 1942, p. 59. PADILLA NERVO, Luis: México en San Francisco, en "Cuadernos Americanos", LXXXII, pp. 7-13.
- Presencia de México en las Naciones Unidas. El caso de Cuba, en "Cuadernos Americanos", CXVI, pp. 72-86.
- PALACIOS ROJI, Manuel: La mano de Alemania en México, Chávez, México, 1919, p. 234.
- PANI, Alberto J.: Las conferencias de Bucareli, Jus, México, 1953, p. 228.
- PASTRANA, Manuel: Memoria sobre la cuestión de límites entre México y Guatemala, y sobre los trabajos ejecutados en la frontera de ambos países por la comisión mexicana de reconocimiento, primero, y después por la comisión mexicana de límites para el trazo de la línea divisoria entre ambas repúblicas, Secretaría de Fomento, México, 1914, p. III+883.
- PEDRAJA Y MUÑOZ, Daniel Julio de la: El intercambio comercial de México con África (Tesis profesional), Escuela Nacional de Ciencias Políticas y Sociales, Universidad Nacional, 1967, p. 320.
- PEDRO, Federico de (Ed.): La independencia de Cuba en relación con el criterio americano y los intereses de México. Avenida Juárez, 624, México, 1897, p. 214.
- PELLICER DE BRODY, Olga: México en la OEA, en "Foro Internacional", N. 22/23, 1965-66, pp. 288-302.
- La revolución cubana en México, en "Foro Internacional", N. 42, 1968, pp. 360-383.
- Peniche, Manuel: Historia de las relaciones de España y México con Inglaterra sobre el Establecimiento de Bellice, Tigográfica Yucateca, Mérida, 1940, p. 83.
- Peña y Reyes, Antonio de la: La diplomacia Mexicana, Secretaría de Relaciones Exteriores, México, 1923, p. 41.
- PÉREZ TREJO, G. A.: Documentos sobre Belice o Balice, Secretaría de Hacienda, México, 1958, p. 209.
- PIÑA SORIA, Antolín: El presidente Cárdenas y la inmigración de republicanos españoles, Secretaría de Comunicaciones y Obras Públicas, México, 1939, p. 79.
- POSADA NORIEGA, Juan: México ante el derecho internacional (Las reclamaciones españolas), Manuel León Sánchez, México, 1930, p. 93.
- Presencia internacional de Adolfo López Mateos, Talleres Gráficos de la Nación, México, 1963, p. 656.
- Proyección de México en Latinoamérica, Imprenta Universitaria, Universidad Nacional, México, 1960, p. 110.

- Puga y Acal, Manuel: La fase diplomática de nuestra guerra de independencia, R. M. D. I., T. I, N. 3, septiembre 1919, pp. 410-491.
- El caso de la isla Amelia, R. M. D. I., T. II, N. 3, septiembre 1920, pp. 297-328.
- Puig Casauranc, José María: Algo sobre la posición de México en Montevideo, Secretaría de Relaciones Exteriores, México, 1934, p. 99.
- QUESADA BRANDI, M. (Editor): El Chamizal. Solución Completa (Album gráfico), Secretaría de Relaciones Exteriores, México, 1963, p. 20.
- QUIJANO, Arturo: Colombia y México; relaciones seculares, diplomáticas, literarias y artísticas entre las dos naciones, Imprenta Nacional, Bogotá, 1922, p. 160.
- QUIRK, Roberto E.: An affair of honor: Woodrow Wilson and the occupation of Veracruz, University of Kentucky Press, Lexington, 1962, p. VI+184.
- QUINTANILLA, Luis: Democracia y panamericanismo, Cultura, México, 1952, p. 93.
- La Política Internacional de la Revolución Mexicana, en "Foro Internacional", N. 17, 1964, pp.1-26.
- RABASA, Oscar: Estudio constitucional sobre la expropiación decretada contra las compañías petroleras en México, El Mundo, México, 1938, p. 79.
- RAMÍREZ, José J.: Código de los extranjeros. Diccionario de derecho internacional público y privado de la República Mexicana, precedido de una introducción sobre la historia del derecho internacional desde los tiempos antiguos hasta nuestros días, Escalante, México, 1870, 2 vols. III+488, XIII+244.
- RAMÍREZ CABAÑAS, Joaquín (Ed.): Las relaciones entre México y el Vaticano, Secretaría de Relaciones Exteriores, México, 1958, p. XCIV+238.
- RAMÍREZ GUERRERO, Carlos: Reconocimiento de los gobiernos de facto. Diversos sistemas. La Doctrina Estrada. El caso de España, Madariaga, Pachuca, 1939, p. 30.
- RAMOS, Samuel: La influencia de la cultura francesa en México, en "Cuadernos Americanos", Vol. XVII, pp. 140-153.
- REYES, Alfonso: El servicio diplomático mexicano (1933), Buenos Aires, 1937, p. 45.
- RICE, Elizabeth A.: The diplomatic relations between the United States and Mexico, as affected by the struggle for religious liberty in Mexico, 1925-1929, The Catholic University of America, Washington, 1959, p. 224.
- RICHMOND, Celia: Mexico and Peru, the United States of America, Canada, Ginn, Boston, p. 276.
- RIPPY, James F.: The United States and Mexico, 2ª Ed., Crofts, New York,

- 1931, p. XX+423.
- ROA GONZÁLEZ, Luis: La doctrina Estrada, México, 1952, p. 125.
- RODRÍGUEZ, Eulogio B.: The Philippines and Mexico, National Library, Manila, 1941, p. 52.
- RODRÍGUEZ DE MAGIS, María E.: Sobre la incomprensión a la posición de México frente a Cuba, en "Foro Internacional", N. 21, 1965, pp. 121-135.
- Rodríguez G., Salvador: En defensa de la legislación petrolera, R. M. D. I., T. I, N. 2, junio 1919, pp. 316-327.
- RODRÍGUEZ Y RODRÍGUEZ, Jesús: El comercio exterior de México, en "El Mercado de Valores", XXIX, 10 de marzo de 1969, pp. 151-152, y 157.
- ROMERO, José: Apuntes sobre las relaciones diplomáticas entre México y el Perú, 1821-1937, Boletín de la Sociedad Mexicana de Geografía y Estadística, México, 1939, p. 72.
- ROMERO, Matías: Bosquejo histórico de la agregación a México de Chiapas y Soconusco y de las negociaciones sobre límites entabladas por México con Centro-América y Guatemala. Imprenta del Gobierno, México, 1877, p. XXIV+798.
- Estudios sobre la anexión de México a los Estados Unidos, Imprenta del Gobierno, México, 1890, p. 121+1.
- La Conferencia Internacional Americana. Imprenta del Gobierno Federal, México, 1890, p. 128.
- RONDERO, Javier: México en Punta del Este, en "Cuadernos Americanos", volúmen CXXI, pp. 91-114.
- ROSENZWEIG, Alfonso de: El Acta de Chapultepec, México, 1946, p. 90.
- RUBIO GARCÍA, Leandro: Lo interno y lo exterior en el Méjico contemporáneo, Seminario de Estudios Internacionales, Zaragoza, 1962, p. 196.
- SÁENZ, Aarón: La política internacional de la Revolución. Estudios y documentos, Fondo de Cultura Económica, México, 1961, p. XXXII+519.
- SALAZAR ILARREGUI, José: Datos de los trabajos astronómicos y topográficos... practicados durante el año de 1849 y principios de 1850 por la comisión de límites Mexicana en la línea que divide esta República de la de los Estados Unidos, Navarro, México, 1850, p. 123.
- SALINAS CARRANZA, Alberto: La expedición punitiva, Botas, México, 1936, p. 426.
- SANCHEZ CORDERO, Jorge: Justificación del protocolo de no intervención firmado en la Conferencia de Consolidación de la Paz de Buenos Aires, presentado por el presidente de la delegación de México, doctor Francisco Castillo Nájera, Editora

- Mimeográfica, México, 1937, p. 314.
- SÁNCHEZ Y SÁNCHEZ, Román: Sinopsis histórica de la comisión mixta de reclamaciones entre México y los Estados Unidos, Ponce de León. México, 1875, p. 203,
- SANTIBÁÑEZ, Enrique: México y sus relaciones internacionales, Bouret, México, 1917, p. 109.
- Scott, Robert E.: Mexican Government in Transition, University of Illinois Press, Urbana (Ill.), 1959.
- Schmitt, Karl M.: Communism in Mexico, a study in political frustration, University of Texas Press, Austin, 1965, p.V+290.
- SEARA VÁZQUEZ, Modesto: El pensamiento y la contribución de Dn. Isidro Fabela al derecho internacional, en "Cuadernos Americanos", N. 5, 1961, pp. 71-88.
- Síntesis del Derecho Internacional Público, en "Panorama del Derecho Mexicano", Imprenta Universitaria, Universidad Nacional, México, 1965, pp. 521-596; publicado también como folleto.
- La IXº Reunión de Consulation des Ministres des Affaires Étrangères et l'Affaire de Cuba, en "Annuaire Français de Droit International", Vol. X, 1964, pp. 638, 653 (Publicado en español en la Revista de la Facultad de Derecho de México, N. 58, 1965, pp. 419-435).
- Dictamen jurídico sobre la crisis dominicana, en "Mañana", 3 de julio de 1965. La política exterior de México, en "Revista de Ciencias Políticas y Sociales", N. 49, 1967, pp. 285-310.
- SECRETARÍA DE RELACIONES EXTERIORES: Opinión de la Secretaría de Relaciones Exteriores sobre el Proyecto de Dumbarton Oaks, México, 1945, p. 156.
- El Tratado de Aguas Internacionales, celebrado entre México y los Estados Unidos el 3 de febrero de 1944, Oficina de Límites y Aguas Internacionales, México, 1947, p. 142+anexos (Mapas).
- SEGOVIA, Rafael: El nacionalismo mexicano. Los propósitos políticos revolucionarios (1929-1964), en "Foro Internacional", N. 32, 1968, pp. 349-359.
- SEPÚLVEDA, César: La responsabilidad internacional del Estado y la validez de la cláusula Calvo, México, 1944, p. V+78.
- La teoría y la práctica del reconocimiento de gobiernos, Universidad Nacional, México, 1954, p. XXII+111.
- Problemas diplomáticos de la Revolución Mexicana, en "Foro Internacional", N. 3, 1961, pp. 387-403.
- SIERRA, Manuel J.: México y la Conferencia de Montevideo, Secretaría de Rela-

- ciones Exteriores, México, 1934, p. 46.
- SILVA HERZOG, Jesús: La expropiación del petróleo en México, en "Cuadernos Americanos", México, 1963, p. 171.
- SIOUEIROS PRIETO, José L.: Las reclamaciones internacionales por intereses extranjeros en sociedades mexicanas, Imprenta Universitaria, México, 1947, p. XIII+ 130.
- SMITH, Laura M.: American relations with Mexico, Harlow, Oklahoma, 1924, p. 249.
- SMITH, Lois E.: *Mexico and the Spanish Republicans*, University of California Press, Berkeley, 1955, p. 165+315.
- STARR, Frederik.: Mexico and the United States: a story of revolution, intervention and war, The Bible House, Chicago, 1914, p. 441.
- TANNENBAUM, Frank: Mexico the struggle for peace and bread, Knopf, New York, 1950, p. XIV+293.
- TARDIFF, Guillermo: Historia General del Comercio Exterior Mexicano: antecedentes, documentos, glosas y comentarios, 1503-1847, T. I, Autor, México, 1968, p. 653.
- TELLO, Manuel: No intervención, autodeterminación, y Naciones Unidas, en "Foro Internacional", N. 7, 1962, pp. 346-350.
- Los nombramientos de embajadores y su ratificación por el Senado, en "Foro Internacional", N. 21, 1965, pp. 17-48.
- Algunos aspectos de la participación de México en la Sociedad de las Naciones, en "Foro Internacional", N. 22/23, 1965-66, pp. 358-383. Y otros, Los sucesos en Punta del Este, en "Cuadernos Americanos", Vol. CXXI, pp. 7-78.
- TEYSSIER, Ezequiel: *México*, *Europa y los judíos*, Claridades, México, 1938, p. 168.
- THOMAS, Charles A.: Les français au Méxique, Bloud et Barral, Paris, 1890, p. 450.
- TIMM, Carles A.: The international boundary commission: United States and Mexico, University of Texas, Austin, 1941, p. 291.
- TISCHENDORF, Alfred: Great Britain and Mexico in the era of Porfirio Diaz, Duke University Press, Durham, 1961, p. XII+197.
- TORRE VILLAR, Ernesto de la (Ed.): Correspondencia diplomática franco—mexicana, 1808-1839, El Colegio de México, México, 1957, p. XVI+424.
- TOYNBEE, A. J.: México y el Occidente, Robredo, México, 1955, p. 80.
- TRUJILLO, Rafael: Adolfo de la Huerta y los tratados de Bucareli, Porrúa, Méxi-

- co, 1957, p. 233.
- Tuchman, Bárbara: The Zimmermann Telegram, Viking, Nueva York, 1958, p. 244.
- URQUIDI, Víctor L.: Problemas económicos planteados en la conferencia de Chapultepec, en "Boletín del Banco Central de Venezuela", IV, No. 16, pp. 32-40.
- UTLEY, Robert M.: The internasional boundary: United States and Mexico. Dispute and cooperation, 1848-1963, Department of the interior, National Park Service, Southest Region, Santa Fe, 1964, p. III+128.
- VELASCO CEBALLOS, Rómulo: ¿Se apoderará Estados Unidos de América de Baja California? (La invasión filibustera de 1911), Imprenta Nacional, México, 1920, p. XI+198.
- VIVÓ, Jorge A.: Informe de la comisión nombrada para dictaminar sobre el problema del trazo de la línea internacional entre México y Estados Unidos, Sociedad Mexicana de Geografía y Estadística, México, 1950, pp. 219-230.
- WALLING, William E.: The Mexican question. Mexico and American-Mexican relations under Calles and Obregon. Robins Press, New York, 1927, p. 7+205.
- WIONCZEK, Miguel S.: El nacionalismo mexicano y la inversión extranjera. Siglo XXI Editores, México, 1967, p. 314.
- YÁÑEZ, Agustín: Proyección universal de México; crónica del viaje realizado por el presidente de México, Lic. Adolfo López Mateos, a India, Japón, Indonesia, y Filipinas, el año de 1962, Torres, México, 1963, p. 212.
- ZAYAS ENRÍQUEZ, Rafael de: El caso México y la política del presidente Wilson, México, 1914, p. 180.
- ZORRILLA, Luis G.: Historia de las relaciones entre México y los Estados Unidos, de América 1800-1958, Porrúa, México, 1965-66, 2 vols., pp. 571, 601.
  - % R. M. D. I. —Revista Mexicana de Derecho Internacional